

人口問題研究

第一卷 第七號

出産力調査速報 特輯號

出産力調査結果の概説

岡崎文規

目次

- 一、序言
- 二、一夫婦當り出産兒數
- 三、婚姻持續期間別夫婦數及び出産兒數
- 四、妻の婚姻年齢階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 五、夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 六、妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 七、夫の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 八、妻の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 九、妻の初婚再婚別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一〇、一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一一、一般俸給生活者の内譯職業別による夫の収入階級別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一二、同一収入階級に於ける一般俸給生活者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一三、農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一四、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一五、一般賃銀労働者の内譯職業別による夫の収入階級別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一六、同一収入階級に於ける一般賃銀労働者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一七、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一八、農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 一九、一般中小工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 二〇、農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 二一、富有階級及びカード階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數
- 二二、妊孕期間經過後の夫婦の出生産度數分布
- 二三、夫の職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布
- 二四、一般俸給生活者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布
- 二五、一般賃銀労働者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出産力調査結果の概説

二六、一般俸給生活者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

二七、農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

二八、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

二九、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三〇、農業者の耕作段別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三一、一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三二、農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

三三、出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の生産度數分布

三四、職業別による出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の生産度數分布

一、序 言

夫婦の再生産力を社會的及び自然的條件との關聯より見たる統計資料は、人口政策を樹立し、また其の實績を測定する基準として必要缺くべからざるものであるに拘らず、從來、我が國にはこの種の統計資料は殆んど全く存在してゐなかつた。たゞ昭和十年、東京市編纂の「家族統計」は最も信頼するに足る貴重な資料ではあるが、しかし調査地域が東京市のみに限られてゐる關係上、この調査結果に據つて地方殊に農村に於ける出産力に關しては何等の事實も知ることが出来ないし、また小學兒童の世帯について調査がなされた關係上、不妊夫婦に關しては全然調査が行はれなかつた等の缺點あるが爲めに、本研究では、本年一月二十日現在で、全國的に

出産力に關する標本的調査を実施した。調査客體を、全國的に、凡ての夫婦に及ぼすことは、言ふ迄もなく、最も望ましいことではあるが、しかしかゝる大調査は一研究所の手によつて容易になし遂げ得るものではないから、一定の地域及び一定の職業を選定して、標本的調査で満足する外なかつた。調査の方法、調査客體及び調査項目については既に「人口問題研究」第一卷第一號に記載してあるから、こゝでは再述しないが、この調査で概ね所期の統計資料を作製することが出来ると信じてゐる。

調査票は全部で一三六、六二七配布したが、蒐集せる記入済調査票は八〇、六三八である。調査員に調査票の見込數を送付せるため、現實に記入者へ配付せられた調査票數は其の見込數と一致してゐない。不完全記入の調査票及び使用し得ざる調査票を除外した爲めに、結局、有效調査票は七一、六〇六となり、記入済調査票に對する有効調査票の割合は八割九分である。尤も記入済調査票に對する有効調査票の割合は、調査客體の種類によつてそれ／＼差等があるのであつて、其の結果を示せば左の如くである。

調査客體	記入済調査票數	有效調査票數	有效率
一、一般俸給生活者	一三三九八	三、四九一	〇.九三
官吏(行政官、陸海軍々人、巡査)	五、〇二二	四、五九一	〇.九一
小學校教員	三、六九〇	三、五二二	〇.九五
會社、銀行員	四、六九六	四、四〇一	〇.九四
二、一般賃銀労働者	一六、一四三	二、四七七	〇.一五
三、農村在住者	四三、六八五	三七、〇七七	〇.八七
四、一般中小商工業主	五、五二六	四、九八一	〇.九〇
五、富有階級	八、九四	七、〇	〇.八八
六、カ―ド階級	二、〇〇三	一、七〇	〇.八九
合計	八〇、六三八	七九、〇六	〇.九八

備考 一般俸給生活者、一般賃銀労働者及び一般中小工業主とは、夫がこれ等の職業に従事する調査客體であつて、本研究所が豫め職業的に選定せるものである。農村については、選定せられたる農村を單位となし、凡ての夫婦を調査客體となせる關係上、農村在住者中には農業者の他に、俸給生活者、賃銀労働者、商工業者等各種の職業に従事する者が含まれてゐる。富有階級とは第三種所得税千圓以上を納める者である。またカード階級とは、其の調査客體を専ら東京市内に於て選定せる爲め、東京市役所に於て規定せられたる當該階級の者である。

右の結果表について有効率を見るに、一般俸給生活者の九割三分が最も高い。更に一般俸給生活者を内譯職業別に見れば、小學校教員に於ては、其の九割五分までが、調査票の記入が正確であつて、最高の有効率を示してゐる。之に亞いで會社、銀行員の有効率九割四分が高く、官吏の有効率はこれよりも稍劣つてゐて、九割一分であるが、しかし他の調査客體の有効率よりも勝れてゐる。一般賃銀労働者及び一般中小工業主に於ける有効率はいづれも九割である。之に反して農村在住者に於ける有効率は最も劣つてゐて、八割七分である。農村に於ては、正確な記入をなし得ない人が比較的にかつたことは、有り得べきこととも思はれるが、しかし富有階級に於ける有効率が農村在住者に於ける有効率に亞いで悪く、全體の平均的有效率よりも劣つてゐることは甚だ意外であつた。

次に記入済調査票は左の標準に則つて整理した。

- 一、夫又は妻の生年又は生年月不詳の調査票は除外する。
- 二、結婚年又は結婚年月不詳の調査票は除外する。
- 三、結婚年月が昭和十四年五月以降の調査票は除外する。
- 四、出生兒又は死産兒の出産年又は出産年月不詳の調査票は除外する。出生兒又は死産兒が二人以上の場合、その一兒につき出生年又は出生年月不詳の調査票につきても同じ。

出産力調査結果の概説

五、結婚年月と第一子出生年月との間隔が七箇月未満の調査票は除外する。但し第一子の出生が死産である場合には、この間隔が四箇月未満の調査票に限つて除外する。

六、再婚者が先妻との間に生れた子女を記載せる疑ひある調査票に於ては、この子女を除外する。

七、複生兒の記載ある調査票に於ては、子女数を計算する場合、これを複數のまゝ算へ、生産速度を計算する場合には單數として算へる。

八、夫婦の職業、教育程度、収入額、農業者の區別、耕作段別及び營業收益税納税額等に關し、記載が不完全であつても、之を除外しないこと。

そして右に掲げた諸種の調査事項が問題として取上げられる結果表には、「不詳」の欄を設けて、これ等の記入不完全の調査票を處置すること。

九、俸給生活者の収入階級区分は左の標準による。

- A 五〇圓未満
- B 五〇圓以上一〇〇圓未満
- C 一〇〇圓以上一五〇圓未満
- D 一五〇圓以上二〇〇圓未満
- E 二〇〇圓以上三〇〇圓未満
- F 三〇〇圓以上
- G 不詳
- 一〇、營業收益税納税額区分は左の標準による。
 - A 免稅
 - B 二五圓未満
 - C 二五圓以上五〇圓未満

D 五〇圓以上

E 不詳

一一、耕作段別區分は左の標準による。

A 五段未滿

B 五段以上一町未滿

C 一町以上二町未滿

D 二町以上三町未滿

E 三町以上

F 地主

G 不詳

一二、妻の職業は左の如く區分する。

女教員

役所、會社、銀行の事務員

女工

其他

無業

一三、妻の婚姻年齢は次の如く區分する。

一六歳未滿

一六歳

一七歳

一八歳

一九歳

二〇歳

二一歳

一二歳

一三歳

一四歳

一五歳

一六歳

一七歳

一八歳

一九歳

三〇歳

三一歳—三五歳

三六歳—四〇歳

四一歳—四五歳

四六歳以上

一四、婚姻持續期間の區分は左の如くする。

一年未滿

一年以上二年未滿

二年以上三年未滿

三年以上四年未滿

四年以上五年未滿

五年以上六年未滿

六年以上七年未滿

七年以上八年未滿

八年以上九年未滿

九年以上一〇年未滿

- 一〇年以上一一年未滿
- 一一年以上一六年未滿
- 一六年以上二二年未滿
- 二一年以上三一年未滿
- 三一年以上四一年未滿
- 四一年以上

蒐集せる調査票は内閣統計局に委嘱して整理中であつたが、この程、其の結果表が完成した。この結果表に基いてなされる特殊研究は、今後、必要に應じて随時公表されるであらうから、こゝでは概要的な記述をするに止めて置き度い。

二、一夫婦當り出産兒數

既に述べた如く、本調査の有効調査票は七一、六〇六であるから、夫婦の總數も之と同數の七一、六〇六である。これ等の夫婦が調査期日までに生産せる子女總數は二四二、三九九であつて、一夫婦當り出生兒數は三・四である。また死産兒の總數は五、三四三であるから、之を出生兒數に加へて、一夫婦當り出生兒數を計算すると三・五となる。更にまた出生兒數に對する死産兒數の割合を見るに、〇・〇二二であつて、出生兒千に付き死産兒十二の割合である。

次に一夫婦當り出生兒數及び出生兒數を夫の職業別に示せば次の第一表の如くである。

第一表 職業別による夫婦數及び出生兒數

總數	夫婦數	出生兒數	死産兒數	一夫婦當り出生兒數	一夫婦當り出生兒數
	七一、六〇六	二四二、三九九	五、三四三	三・五	三・四

出生力調査結果の概説

一般俸給生活者	三、四九一	三〇、四三一	四七七	二・五	二・四
官吏	四、五九九	一〇、五八〇	一七七	二・二	二・五
行政官	一、八八八	四、三〇五	四七七	二・四	二・四
陸海軍々人	一、九四一	四、四二五	三	二・五	二・五
巡査	八〇〇	一、八六〇	一七七	二・四	二・五
小學校教員	三、三三一	八、八八五	一七	二・六	二・五
銀行會社員	四、四〇一	一〇、八八七	一三	二・五	二・五
農村在住俸給生活者	二、九四四	八、六二九	二〇六	三・〇	三・〇
一般賃銀労働者	一、四四七	四、四三二	六〇九	三・九	三・九
工場労働者	八、五七七	三、五八二	三九九	二・八	二・八
鑛山労働者	二、八八六	七、五〇一	六六	二・六	二・六
交通現業員	三、〇六四	一〇、三七八	二四	三・四	三・四
農村在住賃銀労働者	四、〇六六	三、一〇一	一八一	三・五	三・三
農業者	三、三六一	七、七三四	二七三	四・三	四・三
漁業者	二、二二五	四、一〇一	六	三・六	三・六
一般中小商工業主	四、九八一	一、六六六	二四八	三・四	三・五
農村在住商工業主	三、五七七	一、三三三	三三	三・三	三・三
富有階級	七九〇	三、二七七	二六	四・二	四・一
カールド階級	二、七九〇	八、二六三	一〇三	四・六	四・六

右の第一表について、先づ一夫婦當り出生兒數を見るに、カールド階級の四・六が最も多く、之に亞いで農業者の四・二、富有階級の四・一が多い。之に反して一般俸給生活者に在つては、一夫婦當り出生兒數は僅か二・四であつて、最も少く、特に官吏の二・三が最少である。同じ俸給生活者であつても、農村在住者に在つては三・〇であつて、一般俸給生活者よりは平均的に稍多くの出生兒を有つてゐる。一般俸給生活者に亞いで、一夫婦當り出生兒數の少いのは一般賃銀労働者の二・九である。賃銀労働者でも、農村在住者に在つては三・二であつて、一般賃銀労働者の場合よりも稍多い。

要するに一夫婦當り出生兒數は、最も富める富有階級、最も貧困なるカ
 ード階級及び農業者に於て最も多く、漁業者に於ける三・六は全體の平均三・
 四より稍多い。其の他の職業に於ける一夫婦當り出生兒數はいづれも全體
 の平均三・四よりも少く、殊に一般俸給生活者及び一般賃銀労働者に於け
 る一夫婦當り出生兒數は著しく少い。

次に一夫婦當り出生兒數が問題となるのであるが、出生兒數に對する死
 産兒數の割合は、既に述べた如く、極めて小さい爲めに、第一表に於て見
 られる如く、一夫婦當りの出生兒數と出生兒數との差は微小である。従つ
 て一夫婦當り出生兒數の大小を職業別に比較したから、こゝで一夫婦當り
 出生兒數の大小を職業別に説明する必要はないであらう。

しかしこれ等の數値は夫婦の實際の蕃殖力を示してゐるものとは言ひ得
 ない。何故ならば凡ての夫婦の出生力は、この調査期日に終結してゐるの
 ではなくして、今後も引續き出産する能力ある夫婦も少くないからであ
 る。従つて夫婦の出生力が果して如何なる程度のものであるかを明らかに
 するには、妊孕期間經過後の夫婦について出生兒數を調べる必要がある。
 そこで妻の年齢が四十五歳以上で、そして初婚の夫婦を妊孕期間經過後の
 夫婦と看做せば、本調査に於て、これに該當する夫婦數は一八、三二〇で
 あつて、この夫婦の出生兒の總數は八五、〇七九である。故に一夫婦當り出
 生兒數は四・六四である。

次に妊孕期間經過後の夫婦數及び出生兒數を職業別に示せば次の第二表
 の如くである。

第二表 職業別による妊孕期間經過後の夫婦數及出生兒數

夫 婦 數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數
一八、三二〇	八五、〇七九	四・六四

一般俸給生活者	九五九	三、九三〇	四・一〇
官 吏	二七五	一、〇一〇	三・六七
行 政 官	一一七	四四一	三・七七
陸 海 軍 々 人	一一三	四四三	三・九二
巡 査	四五	一二六	二・八〇
小 學 校 教 員	三四五	一、五五四	四・五〇
銀 行 會 社 員	三三九	一、三六六	四・〇三
農村在住俸給生活者	五五九	二、二六八	四・〇六
一般賃銀労働者	一、六〇三	六、五六六	四・一〇
工 場 勞 働 者	九二一	三、九二〇	四・二六
鑛 山 勞 働 者	二二二	八五一	四・〇一
交 通 現 業 員	四七〇	一、七九五	三・八二
農村在住賃銀労働者	八一〇	三、五三四	四・三六
農 業 者	一〇、五四〇	五二、四八二	四・九八
漁 業 者	五一五	二、〇八三	四・〇四
一般中小工業主	一、一八三	四、九三三	四・一七
農村在住商工業主	一、三〇五	五、二二一	四・〇〇
富 有 階 級	四九三	二、二三二	四・五三
カ ー ド 階 級	三三三	一、八三〇	五・一八

右の第二表によれば、一夫婦當り出生兒數が五以上を示してゐるのは
 カード階級のみであつて、カード階級は最も多産である。之に亞いで農業
 者の四・九八、富有階級の四・五三が多く、其の他の職業に在つても、官吏
 の三・六七を除けば、いづれも一夫婦當り出生兒數は四以上である。しか
 し農村在住中小商工業主の四・〇〇が著しく少く、また漁業者の四・〇四も
 意外に少い。また一般俸給生活者では、小學校教員の四・五〇が比較的
 多いが、官吏及び銀行會社員に在つては、出生兒數は甚だ少い。本調査で
 調査客體として選定せられた官吏及び銀行會社員は専ら東京市に在住して

るものであるから、出生児数は斯くの如く少いものではなからうかと考へられるが、農村在住俸給生活者に在つても、一夫婦當り出生児数は四・〇六といふ小さい値を示してゐるのであるから、一般に俸給生活者の出産力は弱いと言はなければならない。

更に妊孕期間経過後の夫婦について、経済的地位別に一夫婦當り出生児数を観察しよう。先づ俸給生活者及び賃銀労働者に於ける夫の収入階級別妊孕期間経過後の夫婦数及び出生児数を示せば第三表の如くである。収入の記入なき調査票は、一般俸給生活者に於て九、農村在住俸給生活者に於て三九、一般賃銀労働者に於て四七、農村在住賃銀労働者に於て一四八あつたが、これを除外したから、職業別夫婦数及び出生児数は第二表と第三表と符合しない。

第三表 俸給生活者及び賃銀労働者に於ける夫の収入階級別妊孕期間経過後の夫婦数及び出生児数

収入階級	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般賃銀労働者		農村在住賃銀労働者		合計
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	
五〇圓未満	六	二七	一一六	四六五	二五	一〇一	四四一	五八八	
一〇〇圓以上	二八	一〇一	一七一	四〇四	九〇五	一、九二四	二、〇二八	二、五二七	
五〇圓以上	二二	七〇	一七二	四〇一	一、〇〇五	一、九二四	二、〇二八	二、五二七	
一〇〇圓未満	五三七	一、〇一〇	七〇七	一、〇一〇	三、五七四	八七三	五、六九一	八、九六六	
一〇〇圓以上	二二	一〇一	一七一	四〇四	九〇五	一、九二四	二、〇二八	二、五二七	
一〇〇圓未満	八七〇	一、〇一〇	七〇七	一、〇一〇	三、五七四	八七三	五、六九一	八、九六六	
一〇〇圓以上	三九二	一、〇一〇	一七一	四〇四	九〇五	一、九二四	二、〇二八	二、五二七	
一〇〇圓未満	三九二	一、〇一〇	一七一	四〇四	九〇五	一、九二四	二、〇二八	二、五二七	

出産力調査結果の概説

収入階級	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般賃銀労働者		農村在住賃銀労働者		合計
	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	夫婦数	出生児数	
一五〇圓以上	一四九	三〇	五七	一	二二七	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
二〇〇圓未満	五八四	一三三	二四〇	八	九六五	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
二〇〇圓以上	一八三	二九	三	一	二二六	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
三〇〇圓未満	七三九	一三三	一六	八	八七六	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
三〇〇圓以上	三九八	四二四	五三三	八〇〇	四〇六	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
三〇〇圓以上	二六二	九一	—	—	三三三	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
一〇〇圓以上	一、二三五	三五五	—	—	一、四八〇	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	
一〇〇圓未満	四二六	三九〇	—	—	四一九	一、〇一〇	一、〇一〇	二、〇二〇	

第三表について、先づ第一に一般俸給生活者に於ける夫の収入階級別一夫婦當り出生児数を見るに、収入五〇圓未満の収入階級に於ける四・五〇が最も多く、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満及び収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於ける三・九二が最も少い。そしてそれ以上の収入階級に於ては、一夫婦當り出生児数は再び増加の傾向を示し、例へば収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級では三・九八、収入三〇〇圓以上の収入階級では四・二六である。故に一般俸給生活者に在つては、収入の最も少い階級と最も多い階級に於て出産力は高く、中間の収入階級に於て出産力は低い。次に農村在住俸給生活者について見るに、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の階級及び収入三〇〇圓以上の階級に於ける出産力は最も低く、いづれも一夫婦當り出生児数は三・九〇である。しかし収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級を中心にして見れば、農村在住俸給生活者に在つても、それよりも収入の少い階級及び収入の多い階級の出産力は高くなつてゐる。

次に一般賃銀労働者に於ても、また農村在住賃銀労働者に於ても、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級の出産力は、収入五〇圓未満の収入階

級の生産力よりは低い、大體に於て、収入が増加するに伴れて、生産力
は高まる傾向を示してゐる。

更に同一収入階級に於ける職業別一夫婦當り出生兒數を比較すれば、收
入五〇圓未満の収入階級では、一般俸給生活の四・五〇が最も多く、之に
亞いで、農村在住賃銀労働者の四・三六が多く、之に反して農村在住俸給生活
者の四・〇一が最も少い。収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、農
村在住賃銀労働者の四・二八が最も多く、之に亞いで一般俸給生活者の四・
二〇が多い。之に反して一般賃銀労働者の三・〇八は最も少い。収入一〇
〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、農村在住賃銀労働者の六・三三が最
も多く、一般賃銀労働者の四・九〇が之に亞いで多い。之に反して農村在住
俸給生活者の三・九〇が最も少い。収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入
階級については、農村在住賃銀労働者の觀察數は極めて少いから之を除外
して觀察すれば、農村在住俸給生活者の四・四三が最も多く、一般俸給生活
者の三・九二が最も少い。収入二〇〇圓以上の収入階級については、觀察
數の點から言つて、一般俸給生活者及び農村在住俸給生活者のみが問題と
なるであらうが、収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級では、農村在
住俸給生活者の生産力が高く、収入三〇〇圓以上の収入階級では、之と反
對に一般俸給生活者の生産力が高くなつてゐる。

第二に、農業者については耕作段別によつて妊孕期間經過後の夫婦數及
び出生兒數を示せば第四表の如くである。

第四表 農業者に於ける耕作段別妊孕期間經過後の
夫婦數及び出生兒數

夫 婦 數	二、二八九
出生兒數	九、八九七
一夫婦當り	四・三三
五段未満	
出生兒數	
一夫婦當り	

五段以上 一町未満	夫婦數	四、三二五
	出生兒數	一一、二八〇
	一夫婦當り	四・九二

一町以上 二町未満	夫婦數	三、〇三六
	出生兒數	一六、五九四
	一夫婦當り	五・四七

二町以上 三町未満	夫婦數	三、七三
	出生兒數	一一、二二一
	一夫婦當り	五・九六

三町以上	夫婦數	一一八
	出生兒數	七二九
	一夫婦當り	六・一八

第四表について見るに、耕作面積の多い階級ほど一夫婦當り出生兒數は
増加してゐる。即ち耕作面積五段未満の階級に在つては、一夫婦當り出生
兒數は四・三二に過ぎないが、耕作面積の増加に伴つて其の出生兒數も増
加し耕作面積三町以上の階級に在つては六・一八である。

最後に一般中小商工業主及び農村在住商工業主については、國稅營業收
益稅納稅額別によつて妊孕期間經過後の夫婦數及び出生兒數を示せば第五
表の如くである。國稅營業收益稅納稅額の記入なき調査票は、一般中小
商工業主に於て一四〇、農村在住商工業主に於て六〇六あつたが、これ
を除外したから、職業別夫婦數及び出生兒數は、第二表と第五表と符合し
ないのである。

第五表 一般中小商工業主及農村在住商工業主に於ける國稅營業收入稅納稅額別妊孕期間經過後の夫婦數及び出生兒數

免稅者	一般中小商工業主		農村在住商工業主		合計
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	
二五圓未滿	夫婦數	一五六	一七〇	三二六	
	出生兒數	六〇五	六九五	一、三〇〇	
	一夫婦當り出生兒數	三・八八	四・〇九	三・九九	
二五圓以上	夫婦數	一五三	七二	二二五	
	出生兒數	六七〇	二八一	九五一	
	一夫婦當り出生兒數	四・三八	三・九〇	四・三三	
五〇圓以上	夫婦數	六三一	七二	七〇三	
	出生兒數	二、六四七	三三六	二、九八三	
	一夫婦當り出生兒數	四・一九	四・六七	四・二四	

第五表について見るに、一般中小商工業主に在つても、また農村在住商工業主に在つても、納稅額階級の増大に應照して、一夫婦當り出生兒數が一定の傾向を辿つて變動してゐるとは考へられない。また同一納稅階級に於て、一般中小商工業主と農村在住商工業主とに於ける一夫婦當り出生兒數を比較しても、一方が常に他方よりも高いと言ふ一定の傾向を捕へることも出来ない。故に中小商工業主に於ける出生力、納稅額と密接なる關係なく、また一般中小商工業主と農村在住商工業との間にも一定の關係なきもののやうに察せられる。

尙、一般俸給生活者及び一般賃銀労働者については内譯職業別に、收入

出生力調査結果の概説

階級による妊孕期間經過後の一夫婦當り出生兒數を計算したが、觀察數が極めて少いためにこゝに掲げることが省略した。また妊孕期間經過後の夫婦について職業別及び經濟的地位別による一夫婦當り出生兒數の外に、更に婚姻年齢別、婚姻持續期間別、夫婦の教育程度別又は妻の初婚再婚別等によつて一夫婦當り出生兒數も計算しなければならないのであるが、これ等は凡て別の機會に譲ることとした。

三、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

出生力は婚姻持續期間の長短によつて差等あることは言ふまでもなく。勿論、婚姻持續期間が同一であつても、夫婦の婚姻年齢の大小又は經濟的・社會的條件は出生力に大なる影響あるものと考へられるが、暫らくこれ等の諸條件を度外視して、婚姻持續期間別に出生力の大小を觀察しよう。左の第六表は夫婦數及び出生兒數を婚姻持續期間別に示したものである。

第六表 婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	夫婦數	出生兒數	死産兒數	一夫婦當り出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一年未滿	一、一〇六	三三六	八	〇・三	〇・三
一年	二、五四三	一、四〇四	四七	〇・六	〇・六
二年	二、九五三	二、四六九	六九	〇・九	〇・八
三年	二、九七九	三、四九五	一〇四	一・一	一・一
四年	三、一八五	四、五五一	九七	一・五	一・四
五年	三、〇三八	五、三四二	一一三	一・八	一・八
六年	二、七五〇	五、六〇七	一二五	二・一	二・〇
七年	二、五〇九	五、八一六	一一八	二・四	二・三

八 年	二,七〇七	六,八七四	一,二三	二六	二・五
九 年	二,六八九	七,三九二	一五九	二八	二・七
一〇 年	二,六六六	八,〇二九	一五九	三一	三・〇
一一一五年	二,五五五	四四,九一〇	九〇一	三六	三・六
一六二〇年	一〇,二七八	四六,〇四八	九八九	四六	四・五
二一三〇年	一一,六三六	五八,七八一	一,三五五	五二	五・一
三一四〇年	五,二六九	二七,四三三	六五六	五三	五・二
四一年以上	二,七四三	一四,〇二二	三二〇	五二	五・一
合 計	七二,六〇六	二四二,三九九	五,三四三	三五	三・四

右の第六表について、一夫婦當り出生兒數を見るに、婚姻持續期間が同一の夫婦中には婚姻年齢の異なる夫婦が混入してゐるにも拘らず、婚姻持續期間が長くなるに伴れて、一夫婦當り出生兒數は次第に増加してゐる事實を明らかに看取することが出来る。即ち婚姻持續期間一年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は〇・二であつて、五夫婦中、僅か一夫婦のみが一兒を出生するに過ぎないが、婚姻持續期間一年以上二年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は〇・六であつて、全體の夫婦の六割が一兒を有つてゐる。婚姻持續期間三年以上四年未満の夫婦に在つては、平均的に見て、凡ての夫婦が一兒以上を有つてゐる計算になる。即ち其の平均出生兒數は一・二である。婚姻持續期間六年以上七年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は二・〇であり、婚姻持續期間十年以上十一年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は三・〇である。故に婚姻年齢を暫く度外視すれば、三兒を擧げるには、平均的に見て、婚姻後十年の年月を要する計算になる。

婚姻持續期間が二十年も経過すれば、妻の婚姻年齢が二十歳であつて

も、二十年後には四十歳に達するわけであるから、極めて早婚の夫婦でない限り、懐妊力は停止されるものゝ如く想像し易いが、第六表の示す所はこの想像とは異なり、婚姻持續期間が二十年以上を経過してゐる場合に於ても、平均出生兒數は次第に増加してゐる。即ち婚姻持續期間二十一年乃至三十年未満の夫婦に在つては、平均出生兒數は五・一であり、婚姻持續期間三十一乃至四十年の夫婦に在つては、平均出生兒數は五・二である。たゞ婚姻持續期間が四十一年以上の夫婦に於ける平均出生兒數は五・一であつて、一を減じてゐるが、同一集團の夫婦につき、婚姻持續期間の経過を追ひつゝ、其の平均出生兒數を觀察すれば、斯くの如き不合理の結果は恐らく生じないであらう。

四、妻の婚姻年齢階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第六表では、婚姻持續期間別による夫婦の出産力を、妻の婚姻年齢、夫婦の經濟的・社會的條件等を度外視して、觀察したのであるが、更に進んでこれ等の諸條件を考慮に入れる場合、婚姻持續期間別による夫婦の出産力は如何なるものであるかを觀察しようと思ふ。そこで先づ第一に妻の婚姻年齢別に分ちて、婚姻持續期間別による夫婦の出産力を觀察するのであるが、妻の婚姻年齢が十六歳未満の者は之を一括し、十六歳以上三十歳までは毎歲別に、三十一歳以上四十五歳までは五歲階級別に、そして四十五歳以上の者は之を一括して表章することにした。因に妻の婚姻年齢不詳の者が三個あつたが、之は除外した。次の第七表は妻の婚姻年齢階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

二	年	三五四	三〇〇	〇八	三七四	三七	〇九	四〇六	三五四	二六三	〇八	二六三	三五	〇八
三	年	三九六	四六六	一三	三八三	五〇四	一三	四三三	三三三	三七六	一三	二四六	二六三	〇八
四	年	三八二	五七八	一五	四三三	六五〇	一五	四三〇	三〇四	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
五	年	四一六	七六三	一八	四三四	七九八	一八	四三〇	六〇九	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
六	年	三七五	七八〇	二一	四〇八	七九八	二一	四〇〇	六〇九	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
七	年	三五六	八七六	二五	三五六	八五四	二五	三三三	七二七	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
八	年	三五六	九一九	二六	三八九	一〇六八	二六	三三三	七二七	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
九	年	三五七	一〇四五	二九	三五七	一〇三八	二九	三三三	八八八	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
一〇	年	三九五	一三五二	三三	三三四	一〇九六	三三	三三三	八八八	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
一一	一五年	一七五五	六六六〇	三八	一三九〇	五二七六	三八	二六一	八八〇	三三三	一四	二六一	二六三	〇八
一二	二〇年	一三五六	六三四五	四七	一〇八四	四九三	四七	八九七	四二八	四六	六五〇	二八三四	四四	四〇
一三	三〇年	一三四一	七三〇七	五四	一〇八	五五七七	五四	八八六	四二四	七二	三二九九	二八三四	四四	四〇
一四	四〇年	五七六	三〇八四	五四	四七八	二五三七	五四	一〇一	四二四	七二	三二九九	二八三四	四四	四〇
一五	四一年以上	二九六	一六〇四	五四	二九	九六六	五四	一〇	八三	四八	四四	四七	四〇	四〇
合	計	九二〇	三三〇七	三五	八二〇	二六四八	三五	七三三	三三三	五三三	一五六六	四〇	四〇	四〇

其の三

一	年	未滿	八二	二四	〇二	三七	三	〇一	三六	七	〇二	一五	二	〇一	一〇	一
二	年	一六〇	六六	〇五	九八	六〇	〇六	七二	七二	〇五	五四	四	三三	〇四	三	〇五
三	年	一九二	一六四	〇九	一三三	一〇七	〇八	七二	七二	〇八	五四	五	三七	〇七	三	〇九
四	年	一四三	一七七	一一	一〇一	一〇五	一〇	七二	七二	〇八	五四	四	三七	〇七	三	〇九
五	年	一五七	三三三	一四	一〇八	三三	一三	七二	七二	〇八	五四	五	三七	〇七	三	〇九
六	年	一六四	三三三	一七	一〇一	三三	一三	七二	七二	〇八	五四	五	三七	〇七	三	〇九
七	年	一四三	二七三	二〇	一〇一	三三	一三	七二	七二	〇八	五四	五	三七	〇七	三	〇九
八	年	一九	二五七	二三	六	一〇七	一九	七二	七二	〇八	五四	五	三七	〇七	三	〇九
九	年	九五	三三〇	二四	六七	一五九	二四	四七	二八	二五	六〇	六	一〇	一〇	一	一

其の四

婚姻持	妻の婚	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當
九	年	101	275	2.7	50	144	2.9	55	119	2.1	53	99	1.9	50	70	1.4	50	67	1.3
一〇	年	77	196	2.5	76	236	3.0	50	107	2.1	59	91	1.8	53	133	2.5	54	55	1.0
一一	一五年	45	140	3.1	78	271	3.5	55	76	1.4	61	42	0.7	53	133	2.5	54	55	1.0
一六	一三〇年	39	127	3.2	72	255	3.5	55	76	1.4	61	42	0.7	53	133	2.5	54	55	1.0
二一	一三〇年	40	156	3.9	77	267	3.5	55	76	1.4	61	42	0.7	53	133	2.5	54	55	1.0
三一	一四〇年	181	692	3.8	146	954	3.6	195	680	3.5	145	432	2.9	145	432	2.9	145	432	2.9
四一	一年以上	53	292	5.5	46	248	5.4	60	366	6.1	68	419	6.8	71	436	6.1	71	436	6.1
合	計	2,821	7,776	2.7	2,821	4,660	2.5	2,821	3,310	2.5	2,821	2,078	2.1	2,821	2,078	2.1	2,821	2,078	2.1

婚姻持	妻の婚	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當	夫婦數	出生兒數	一夫婦當
一	年未滿	7	1	0.1	4	1	0.2	6	1	0.1	6	1	0.1	8	1	0.1	8	1	0.1
一	年	3	1	0.3	9	4	0.4	7	3	0.4	3	1	0.3	9	4	0.4	7	3	0.4
二	年	29	20	0.7	44	27	0.6	43	33	0.8	51	35	0.7	47	31	0.6	51	35	0.7
三	年	25	25	1.0	46	45	0.9	44	33	0.8	43	33	0.8	43	33	0.8	43	33	0.8
四	年	24	33	1.4	48	68	1.4	48	68	1.4	48	68	1.4	48	68	1.4	48	68	1.4
五	年	29	33	1.1	53	62	1.2	53	62	1.2	53	62	1.2	53	62	1.2	53	62	1.2
六	年	29	32	1.1	57	59	1.0	57	59	1.0	57	59	1.0	57	59	1.0	57	59	1.0
七	年	33	60	1.8	70	111	1.6	70	111	1.6	70	111	1.6	70	111	1.6	70	111	1.6
八	年	33	66	2.0	77	121	1.7	77	121	1.7	77	121	1.7	77	121	1.7	77	121	1.7
九	年	24	66	2.7	64	123	1.9	64	123	1.9	64	123	1.9	64	123	1.9	64	123	1.9
一〇	年	9	24	2.7	19	51	2.7	19	51	2.7	19	51	2.7	19	51	2.7	19	51	2.7
一一	一五年	106	244	2.3	268	468	2.1	268	468	2.1	268	468	2.1	268	468	2.1	268	468	2.1
一六	一三〇年	26	244	9.4	268	468	2.1	268	468	2.1	268	468	2.1	268	468	2.1	268	468	2.1
二一	一三〇年	110	270	2.4	330	451	2.0	330	451	2.0	330	451	2.0	330	451	2.0	330	451	2.0
三一	一四〇年	24	77	3.2	82	125	1.5	82	125	1.5	82	125	1.5	82	125	1.5	82	125	1.5
四一	一年以上	4	3	0.8	20	18	0.9	4	3	0.8	20	18	0.9	4	3	0.8	20	18	0.9
合	計	610	2,236	3.7	1,633	2,295	1.4	1,633	2,295	1.4	1,633	2,295	1.4	1,633	2,295	1.4	1,633	2,295	1.4

出生力調査結果の概説

第七表を通覽すると、次の諸點が特に注目される。第一に、早婚の妻特に婚姻年齢十八歳以下の妻に在つては、短かき婚姻持續期間即ち婚姻後三四年間では出産力は高くない。早婚の妻は、婚姻の初期に於ては、生理的に未だ妊孕力が十分に成熟してゐない爲めであらう。然るに婚姻持續期間が長くなると、夫婦生活が妊孕可能期間の全部に互る關係上、出産力は著しく高いのである。第二に、婚姻年齢十八歳以上の妻に在つては、既に婚姻適齡期に達してゐる爲めか、早婚の妻に比較すれば、婚姻の初期に於ても出産力は稍高い。また婚姻持續期間が長期に互る妻は相當に高き出産力を示してゐるが、早婚の妻に比較すれば稍劣つてゐる。第三に、婚姻年齢が高くなると、婚姻の初期に於ても出産力は大ではない。例へば婚姻年齢二十六歳以上三十歳の妻は、婚姻當初に於ても妊孕力は旺盛でなければならぬが、婚姻の初期に於ける出産力は低い。殊に著しく晩婚の妻即ち婚姻年齢三十歳以上の妻に在つては、婚姻初期の出産力は著しく低い。また婚姻年齢の高き妻に在つては、妊孕可能期間が短かい爲め、婚姻持續期間が長期に互つても、出産力は必ずしも高くない。殊に婚姻年齢三十六歳以上の妻に於ては、この現象は特に顯著である。

右に述べた諸點を、第七表の示す事實について見るに、婚姻持續期間一年未滿の夫婦に在つては、早婚の妻例へば婚姻年齢十六歳又は十七歳の妻でも、また晩婚の妻例へば婚姻年齢三十五歳以上の妻でも、殆んど全く生産の經驗を有つてゐない。其の他の婚姻年齢に於ける妻に在つても、婚姻持續期間一年未滿では出生兒を有つものは極めて稀である。妻の婚姻年齢十九歳、二十二歳及び三十一歳乃至三十五歳の夫婦は最も多くの出生兒を有つてゐるが、それにしても一夫婦當り出生兒數は僅か〇・三であつて、十組の夫婦中三組のみが一兒を生産してゐるに過ぎないのである。是に由つ

て見れば、婚姻持續期間一年未滿に於ては、妻の婚姻年齢の大小は出産力に對して目立つほどの著しい影響はないと言はなければならぬ。婚姻持續期間一年以上二年未滿の夫婦に在つては妻の婚姻年齢二十八歳以下の夫婦では、その半數又は半數以上が一兒を生産してゐるが、妻の婚姻年齢二十八歳以上の夫婦では、その出産力は遙かに劣つてゐる。即ち妻の婚姻年齢二十九歳及び三十歳の夫婦では、いづれも十組の中で三組が一兒を生産し、妻の婚姻年齢三十六歳乃至四十歳の夫婦では、十組の中で二組のみが一兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢がそれ以上の夫婦に在つては、全く出生兒を有つてゐないか、或は極く稀に生産する場合があるに過ぎない。

次に妻の婚姻年齢別によつて、夫婦が平均的に一兒を生産するまでの婚姻持續期間を見るに、妻の婚姻年齢十六歳の夫婦が最も早く、婚姻持續期間一年以上二年未滿で、平均的に一兒を生産してゐる。之に亞いで、妻の婚姻年齢十八歳、十九歳、二十一歳、二十二歳及び二十五歳の夫婦は、婚姻持續期間一年以上三年未滿に於て、平均的に略ぼ一兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢十六歳未滿及び十七歳の夫婦は、婚姻持續期間三年以上四年未滿に於て、平均的に一兒を生産してゐる。然るに著しく晩婚の妻例へば婚姻年齢三十一歳以上の夫婦に在つては、平均的に一兒を生産するには相當に長き婚姻持續期間を必要とする。例へば妻の婚姻年齢三十一歳乃至三十五歳の夫婦に在つては、四年以上五年未滿の婚姻持續期間を必要とし、妻の婚姻年齢三十六歳以上の夫婦に在つては、婚姻持續期間が如何に長期に互つても、容易に平均的に一兒を生産するものではない。

次に妻の婚姻年齢別によつて、夫婦が平均的に二兒を生産するまでの婚姻持續期間を見るに、妻の婚姻年齢十七歳及び十八歳の夫婦が最も早く、

婚姻持續期間五年以上六年未満で、平均的に二兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢十六歳及び十九歳の夫婦も、婚姻持續期間五年以上六年未満で、平均的に略ぼ二兒を生産してゐる。平均的に二兒を生産するには、妻の婚姻年齢十六歳及び二十歳乃至二十七歳の夫婦ではそれ〴〵六年以上七年未満の婚姻持續期間を必要とし、妻の婚姻年齢二十九歳の夫婦では八年以上九年未満、妻の婚姻年齢二十八歳の夫婦では九年以上十年未満、妻の婚姻年齢三十歳の夫婦では十年以上十一年未満の婚姻持續期間を必要とする。妻の婚姻年齢三十一歳乃至三十五歳の夫婦に至つては、實に十六年以上二十一年未満の婚姻持續期間を必要とするのである。

更に妻の婚姻年齢別に、夫婦が平均的に三兒を生産するまでの婚姻持續期間を見るに、妻の婚姻年齢十七歳、十八歳及び二十二歳の夫婦が最も早く婚姻持續期間九年以上十年未満で、平均的に三兒を生産してゐる。妻の婚姻年齢十六歳、十九歳、二十歳及び二十一歳の夫婦も、婚姻持續期間九年以上十年未満で、平均的に略ぼ三兒を生産してゐる。平均的に三兒を生産するには、妻の婚姻年齢二十三歳及び二十六歳の夫婦に在つては十年以上十一年以下、妻の婚姻年齢二十四歳、二十五歳及び二十七歳の夫婦に在つては十一年以上十六年未満、また妻の婚姻年齢二十八歳の妻に在つては實に十六年以上二十一年未満の婚姻持續期間を必要とするのである。そして妻の婚姻年齢二十九歳以上の夫婦に在つては、婚姻持續期間が如何に長期に互つても平均的に三兒を生産することは殆んど全く無いと言つてよい。

要するに短かき婚姻持續期間に於ては、妻の婚姻年齢の大小を問はず、夫婦の出産力は略ぼ均等である。妻の婚姻年齢が著しく高き夫婦に在つては、婚姻持續期間が長期に互つても、出産力は大きく増大しない。妻の婚

出産力調査結果の概説

婚姻年齢が若き夫婦に在つては、婚姻持續期間が長くなるに伴つて出産力は次第に増大してゐる。特に婚姻適齡期(二十歳乃至二十三歳)の妻と婚姻せる夫婦は妻が早婚の夫婦よりも、婚姻持續期間五年乃至十年に於て、より大なる出産力を示してゐる。しかし婚姻持續期間が著しく延長される場合には、妻が早婚の夫婦は、妻が婚姻適齡期で婚姻せる夫婦よりも、出産力は却つて高くなつてゐる。例へば婚姻持續期間三十一年以上四十二年未満の夫婦について見るに、妻の婚姻年齢が十六歳未満の場合には平均出生兒数は六、妻の婚姻年齢十六歳の場合には平均出生兒数は五・九、妻の婚姻年齢十七歳の場合には平均出生兒数は六・四であるが、妻の婚姻年齢が二十歳以上に達すると、平均出生兒数は次第に減少し、妻の婚姻年齢が二十一歳八である。結局、夫婦の出産力を高めるためには、妻が早婚であることが最も望ましい。しかし婚姻持續期間二十年程度の範圍に於て、夫婦の出産力を最も大ならしむるには、妻が早婚であるよりも、寧ろ十八歳乃至二十歳で婚姻することが望ましい。

五、夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

一夫婦當り出生兒數は夫の職業種類及び貧富の程度によつて差等あることは、既に第二表の示す處によつて明らかである。更に夫の職業別による一夫婦當り出生兒數は、婚姻持續期間を異にするに従つて、如何なる差等あるかを觀察しようと思ふ。夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第八表の如くである。

第八表 夫の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

其の一

婚姻持續期間	職業	一般俸給生活者				農村在住俸給生活者				一般賃銀労働者				農村在住賃銀労働者			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	
一年未滿		二八七	六六	〇・二	五三	六	〇・一	三八五	七	〇・二	五九	二〇	〇・三	二八七	六六	〇・二	
一年		六五三	三五七	〇・五	一一一	五七	〇・五	九一七	五一	〇・六	一六二	八〇	〇・五	六五三	三五七	〇・五	
二年		八四二	七二四	〇・九	一一〇	九七	〇・九	八六一	六八六	〇・八	二〇八	一八六	〇・九	八四二	七二四	〇・九	
三年		八一九	九九三	一・一	一四三	一七〇	一・二	八〇一	九〇八	一・一	二〇八	二二六	一・一	八一九	九九三	一・一	
四年		八三三	一、二四八	一・五	一六〇	二二七	一・五	八四二	一、一〇	一・三	二五三	三四五	一・四	八三三	一、二四八	一・五	
五年		八一九	一、四一七	一・七	一三一	二二三	一・八	七六七	一、二二七	一・七	二〇三	三四〇	一・七	八一九	一、四一七	一・七	
六年		七三二	一、四七一	二・〇	一三九	三〇二	二・三	六三八	一、二九五	二・〇	一六八	三〇〇	二・一	七三二	一、四七一	二・〇	
七年		六五八	一、四三九	二・二	一一一	二七六	二・三	五六七	一、三二三	二・三	一七三	三九三	二・三	六五八	一、四三九	二・二	
八年		七二八	一、七五五	二・四	一三一	三二一	二・五	五六八	一、四二三	二・五	一八二	四九〇	二・七	七二八	一、七五五	二・四	
九年		六四一	一、六四五	二・六	一四九	三九八	二・七	五八六	一、六一三	二・八	一七三	四四九	二・六	六四一	一、六四五	二・六	
一〇年		六〇四	一、六三七	二・七	一三五	三九四	二・九	五九八	一、八〇一	三・〇	一六四	五一一	三・一	六〇四	一、六三七	二・七	
一一一五年		二、四六八	七、八七五	三・三	五三八	一、八三七	三・四	三、〇二二	一〇、八〇三	三・六	七五六	二、七九一	三・七	二、四六八	七、八七五	三・三	
一一二〇年		一、四三〇	五、三九〇	三・八	四〇〇	一、五八九	四・〇	二、三〇五	一〇、二五二	四・四	五六八	二、六五〇	四・七	一、四三〇	五、三九〇	四・七	
一一三〇年		九〇二	三、九三六	四・四	四六四	二、〇七四	四・五	一、五六四	八、〇二六	五・一	五七八	三、一八五	五・五	九〇二	三、九三六	五・五	
一一四〇年		七二	三、七〇	五・一	一一一	五二二	四・六	四六	二、四二	五・五	一六九	八七四	五・二	七二	三、七〇	五・二	
四一年以上		三	一九	六・三	二八	二二六	四・五	九	六四	七・一	六二	二六一	四・三	三	一九	四・三	
合計		一、二、四九一	三〇、三四一	二・四	二、九二四	八、六二九	三・〇	一、四、四六七	四一、四六一	二・九	四、〇八六	一三、一〇一	三・三	一、二、四九一	三〇、三四一	二・四	

其の二

婚姻持續期間	職業	農業者				漁業者				一般中小商工業主				農村在住商工業主			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	
一年未滿		二二六	三三	〇・一	一〇	七	〇・七	四二	九	〇・二	三六	五	〇・一	二二六	三三	〇・一	
一年		三八六	二二五	〇・六	二八	一一	〇・四	二二六	七二	〇・六	八〇	五〇	〇・六	三八六	二二五	〇・六	

二	年	五七〇	四六八	〇・八	三三	二六	〇・八	一二九	一三四	一・〇	九	六九	〇・七
三	年	五八七	六九八	一・三	三三	三五	一一	一七三	二二	一一	一一	一四二	一・三
四	年	六二八	九三三	一・五	四七	六一	一三	一八〇	三〇四	一・七	一三七	一六二	〇・七
五	年	六四二	一、一七六	一・八	三八	六一	一六	一七二	三三四	一・九	一三二	二三五	一・七
六	年	五六八	一、二三八	二・三	三三	四三	一三	二二五	四二八	二・〇	一三八	二五八	二・〇
七	年	五五五	一、三〇〇	二・五	三三	六一	二七	二〇三	五〇二	二・五	一八	二三八	二・〇
八	年	五九九	一、六七一	二・八	三九	九一	二三	二〇五	五〇八	二・五	一一八	二三八	二・〇
九	年	六三三	一、八六六	三・〇	四一	一七一	二九	二〇六	五七四	二・八	一二六	二七八	二・三
一〇	年	六三四	二、一七二	三・四	二八	八六	三一	二一一	六二四	二・九	一二一	三〇二	二・四
一一	年	三、一一六	二、三三三	三・九	一六九	五六〇	三三	一、〇〇九	三、四五五	三・四	六一四	一、九六九	三・三
一二	年	三、〇八三	一、五、一八〇	四・九	一八一	七八五	四三	九〇二	三、七七〇	四・二	五六六	二、一一九	四・〇
一三	年	五、二九	二、八、二一一	五・四	二六八	一、二四六	四六	九三一	四、二七八	四・六	七四四	三、一七九	四・三
一四	年	三、六六三	一、九、六三〇	五・四	一六五	八〇二	四九	二三八	一、二三五	五・二	三七七	一、四六三	四・六
一五	年	二、一〇二	一、〇、九五七	五・二	五〇	二一〇	四一	五一	二五九	五・一	一一九	五四二	四・六
一六	年	二、三、一六一	九七、九二四	四・二	一、一八三	四、二〇二	三八	四、九九一	一、六、六八六	三・三	三、五二七	一、一、三五三	三・三
合	計												

第八表について見るに、婚姻持続期間一年未満乃至八年以下では、夫の職業種類の如何を問はず、一夫婦當り出生兒數には大差がない。即ち婚姻持続期間一ケ年未満では一夫婦當り出生兒數は、大體、〇・二即ち十組の夫婦中二組が一兒を生産して居り、また婚姻持続期間一年以上二年未満では〇・五、婚姻持続期間二年以上三年未満では〇・九、婚姻持続期間三年以上四年未満では一・二、婚姻持続期間四年以上五年未満では一・五、婚姻持続期間五年以上六年未満では一・七、婚姻持続期間六年以上七年未満では二・〇、婚姻持続期間七年以上八年未満では二・二の出生兒があつて、夫の職業の種類によつて大なる差等はない。尤も婚姻持続期間一年未満の農村在住俸給生活者、農業者及び農村在住商工業主に於ける一夫婦當り出生兒數〇・一及び農村在住賃銀労働者に於ける一夫婦當り出生兒數〇・三は或は異常に低く或は異常に高いが、これは例外的事實と見るべきであらう。然

るに婚姻持続期間が八年以上に達すると、職業の種類を異にするに従つて、一夫婦當り出生兒數には相當に大なる差等が現はれてゐる。即ち農業者及び農村在住賃銀労働者に在つては、婚姻持続期間が長くなるに伴れて、一夫婦當り出生兒數は著しく増大してゐる。即ち婚姻持続期間九年乃至十年に於て、三・〇、婚姻持続期間十六年乃至二十年に於て、約五・〇の出生兒數を示してゐるのである。之に反して一般俸給生活者に在つては、婚姻持続期間が長期に互つても、一夫婦當り出生兒數は、農業者又は賃銀労働者の場合の如く増大しないのである。殊に中小商工業者に在つては、婚姻持続期間が長くなつても、一夫婦當り出生兒數の増加は最も少いのである。

一般俸給生活者とは行政官、陸海軍々人、小學校教員、巡査、及び銀行會社員を綜合したものであるから、今、これ等それらの職業別に婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數を示せば、左の第九表の如くである。

出産力調査結果の概説

第九表 一般俸給生活者の内譯別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業	行政官		陸海軍々人		小學校教員		巡査		銀行會社員	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		三	四	一〇	五	〇	二	一	一	一〇	五
一年		三	四	一〇	五	〇	二	一	一	一〇	五
二年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
三年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
四年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
五年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
六年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
七年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
八年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
九年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
一〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
一一一五年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
一六二〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
二一三〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
三一四〇年		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
四一年以上		六	七	一〇	六	〇	二	一	一	一〇	六
合計		一、六八	四、三五	二、四〇	一、九四	四、四二	二、五五	三、三三	八、八五	二、五五	一〇、八七

第九表を見るに、いづれの職業に於ても婚姻持續期間三十年以上の夫婦數は少いから、婚姻持續期間三十年未滿の夫婦について、婚姻持續期間別に一夫婦當り出生兒數を比較することにする。婚姻持續期間一年未滿の夫婦に在つては、陸海軍々人の一夫婦當り出生兒數〇・四及び銀行會社員の

一夫婦當り出生兒數〇・三が特に高いが、其の他の職業に於ては殆んど常に一夫婦當り出生兒數は〇・一である。また婚姻持續期間の長くなるに伴

は比較的になくなつてゐる。要するに一般賃給生活者に在つては、其の職業の種類が異なつても、婚姻持續期間別に見た一夫婦當り出生兒數は略ぼ均等であると言ふことが出来る。

一般賃銀労働者、鑛山労働者及び交通現業員の綜合であるから、今、これ等それ々の職業別に婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第十表の如くである

第一〇表 一般賃銀労働者の内譯職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業	工場労働者			鑛山労働者			交通現業員		
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一年未滿		三〇七	六一	〇・二	五一	八	〇・二	二七	九	〇・三
一	年	六七二	三七八	〇・六	一八七	一〇六	〇・六	五八	二七	〇・五
二	年	六二四	五一〇	〇・八	一七四	一一三	〇・七	六三	五三	〇・八
三	年	五四五	六三三	一・二	一八九	一九四	一・〇	六七	八一	一・二
四	年	五三八	七三五	一・四	二二七	二九一	一・二	六七	八四	一・三
五	年	四九四	八七五	一・八	二〇二	三三九	一・七	七一	一一三	一・六
六	年	四一五	八五一	二・一	一六八	三五五	二・一	五五	八九	一・六
七	年	三六四	八四〇	二・三	一四一	三三六	二・四	六二	一四七	二・四
八	年	三三五	八八八	二・七	一三五	三二九	二・四	六二	一四七	二・四
九	年	三二九	九〇七	二・八	一五九	四四三	二・八	九八	二六三	二・七
一〇	年	三四〇	一、〇四四	三・一	一四四	四三二	三・〇	一一四	三二五	二・九
一一	一五年	一、四四二	五、二六六	三・七	五四二	一、九六〇	三・六	一、〇二九	三、五七七	三・五
一二	一〇年	一、一六九	五、四三三	四・六	三一〇	一、四一〇	四・五	八二六	三、四〇九	四・一
一三	一〇年	九〇九	四、九六〇	五・五	二三七	一、一二七	四・八	四一八	一、九三九	四・六
一四	一〇年	二五	一三七	五・五	一〇	四九	四・九	一一	五六	五・一
一五	一年以上	九	六四	七・一	一	一	一	一	一	一
合計		八、五一七	二、三五八二	二・八	二、八八六	七、五〇二	二・六	三、〇六四	一〇、三七八	三・四

第一〇表の場合に於ても、婚姻持續期間三十年以上の夫婦數は少ないから、婚姻持續期間三十年未滿の夫婦について、婚姻持續期間別に一夫婦當り出生兒數を比較して見るに、多少の例外があるにしても、一般賃給生活者の場合に於けると同様、婚姻持續期間が長くなるに伴れて、一夫婦當り出生兒數は次第に増加し、しかも其の増加の割合は、いづれの職業に於ても略ぼ均等である。即ち婚姻持續期間一年未滿では、一夫婦當り出生兒數は〇・二であり、婚姻持續期間三年以上四年未滿で平均的に一兒、婚姻持續期間六年以上七年未滿で平均的に二兒、婚姻持續期間十年以上十一年未滿で

平均的に三兒を有つてゐる。

六、妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

つて、婚姻持續期間別出生力に如何なる影響あるかを觀察しようと思ふ。次の第一一表は妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數である。

妻が有業者であるか否かによつて、また有業者の場合、職業の種類によ

第一一表 妻の職業別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

年	教員		事務員		職工		其他		無業	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一九	一	一九	三	一九	二	一九	五〇	一九	一
一年	三〇	三	六六	一	二六	六	三六	三〇	〇六	〇六
二年	三三	三	八〇	二	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
三年	三三	三	九〇	二	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
四年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
五年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
六年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
七年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
八年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
九年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
一〇年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
一一一五年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
一一一二年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
一一一〇年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
一一一三〇年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
一一一四〇年	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
四一年以上	三三	三	一〇〇	三	二〇	二	三六	三〇	一六	一六
合計	三三〇	三三	一、〇〇〇	三三	三三〇	三三	一、〇〇〇	三三	三三〇	三三

妻の職業調査に於て、職業の有無を記入しなかつた者が三、六九二あつた。これは不完全記入の調査票として除外した。また只だ單に有業者と記したものを及び教員、事務員及び職工に該當せざる職業を記入した者は、「其他」として分類した。第一一表に於て明らかである如く、妻の職業別

を見るに、無業者が最も多く三六、七七〇であり、之に亞いで「其の他」の三〇、二二二が多い。之に反して教員、事務員及び職工は著しく少いために、之を婚姻持続期間別に分類すると、觀察數は益、少くなるのである。従つてかゝる資料からは信賴するに足る結論は出ないと思ふのであるが、しかし無業の妻と「其の他」の職業の妻とについては、婚姻持続期間別による一夫婦當り出生兒數の變化を明らかにすることが出来るであらう。そして教員、事務員及び職工に於ける婚姻持続期間別一夫婦當り出生兒數の變化はたゞ參考として之を觀察するに止めて置き度い。

先づ第一に無業者の妻と「其の他」の職業の妻に於ける婚姻持続期間別一夫婦當り出生兒數を見るに、婚姻持続期間一年未満乃至六年未満では、全く一致してゐる。換言すれば各婚姻持続期間に於ける一夫婦當り出生兒數は全く同一である。即ち婚姻持続期間一年未満では〇・二、婚姻持続期間一年以上二年未満では〇・六、婚姻持続期間二年以上三年未満では〇・八、婚姻持続期間三年以上四年未満では一・二、婚姻持続期間四年以上五年未満では一・五、婚姻持続期間五年以上六年未満では一・八と言ふ一夫婦當り出生兒數を有つてゐる。これよりも婚姻持続期間が長くなるに伴れて、兩者共に一夫婦當り出生兒數は次第に増加してゐるが、増加の割合は「其の他」の職業の妻に於て稍大である。即ち婚姻持続期間八年以上九年未満に於ては、無業の妻の一夫婦當り出生兒數は二・五であるが、「其の他」の職業の妻の一夫婦當り出生兒數は二・七である。婚姻持続期間十年以上十一年未満に於ては、無業の妻の一夫婦當り出生兒數は二・九であるが、「其の他」の職業の妻の一夫婦當り出生兒數は三・二である。また婚姻持続期間十六年以上二十一年未満に於ては、無業の妻の一夫婦當り出生兒數は四・三であるが、「其の他」の職業の妻の一夫婦當り出生兒數は四・八である。要するに

婚姻持続期間が比較的短かき場合には、無業の妻と「其の他」の有業の妻とは殆んど同一の出産力を示してゐる。然るに婚姻持続期間が長期に亙ると、無業の妻よりも、「其の他」の職業の妻の方が高き出産力を有つてゐる。これは「其の他」の職業の妻には多くの農業者が含まれてゐるためではなからうかと想像される。

既に述べた如く、教員、事務員及び職工の觀察數は極めて少いが、短かき婚姻持続期間内では、教員は最も高き出産力を示し、無業の妻又は「其の他」の職業の妻と均等又はそれ以上の出産力を有つてゐる。しかし婚姻持続期間がそれ以上に達すると、一夫婦當り出生兒數は、無業の妻又は「其の他」の職業の妻よりも著しく劣つてゐる。事務員及び職工に在つては、婚姻持続期間の長短に係なく常に出産力は低い。觀察數が増加しても、かゝる職業に従事してゐる妻の出産力は、其の性質上、依然として低いものではなからうか。もしこの想像が間違ひなきものとすれば、有業の妻特に教員、事務員又は職工たる妻の出産力は不良であるから、人口増加策から見れば、妻がかゝる職業に従事することは決して望ましいことではない。

七、夫の教育程度別による婚姻持続期間別夫婦數及出生兒數

夫婦の教育程度そのものが出産力と直接に密接不離の關係ありや否やは輕卒に斷定し難いが、しかし教育程度は婚姻年齢とある關聯を有つてゐるであらう、例へば小學校卒業者は、他の條件を問題外にすれば、比較的若き年齢で婚姻することも可能であらうが、専門學校又は大學卒業者に在つては、修學年限の關係から見て、小學校卒業者よりも一般に婚姻年齢が

高くなる傾向を有つてゐるであらう。また出産及び育児に對する配慮は教育程度によつて差等があらう。かゝる理由によつて、教育程度はある程度まで出産力に影響を及ぼすものと考へられるから、婚姻持續期間別に見て、夫の教育程度が出生力に及ぼす影響を觀察しようと思ふ。左の第二一表は夫の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

第二一表 夫の教育程度別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	教育程度	無學		小學校修業		小學校卒業		中等學校修業	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		七	一	二六	一九	七〇〇	一三二	二七	五
一年		一〇	三	八七	四二	一、六〇九	九〇三	七四	四二
二年		一六	九	八三	五八	一、八二八	一、五一七	六九	五一
三年		一四	一〇	八七	八八	一、八一〇	二、〇九九	一〇〇	一三五
四年		三三	二七	一〇七	一四四	一、九八三	二、七八九	九三	一四三
五年		二四	三九	一〇八	一七三	一、八五六	三、二九六	一〇七	一六八
六年		二三	三七	一〇九	二二八	一、六九八	三、四五九	八七	一八一
七年		二〇	二二	一一一	二二九	一、五四一	三、六九四	九二	二一一
八年		二〇	三〇	一〇八	二四八	一、六九二	四、四三五	八三	一九六
九年		二五	三九	一二七	三六五	一、七〇二	四、八五〇	九九	二六三
一〇年		一八	二四	一二六	三六六	一、七二四	五、四〇〇	八四	二四九
一一年		一六〇	四〇一	七九三	二、七六四	八、三四五	三一、二七八	四〇九	一、三五八
一二年		一六四	五二九	八六四	四、〇一五	六、九九一	三二、六一三	三七一	一、五九〇
一三年		四六九	一、七九二	一、五二九	七、八六九	七、六〇七	四、〇一五	三三一	一、五四九
一四年		七七一	三、五八五	一、二一八	六、四八五	二、七三六	一四、六九四	一〇四	五〇三
一五年以上		七〇三	三、四六一	七七三	四、〇一〇	一、〇五〇	五、五〇〇	三三	一七二
合計		二、四六七	一〇、〇〇九	六、二五六	二七、一一三	四四、八七二	一五六、八一三	二、一六二	六、八四六

其の二

婚姻持 續期間	教育 程度	中等學校卒業				專門學校以上修業				專門學校以上卒業			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數			
一年未滿		二〇六	三三	〇・二	八	九	一一・二	一二七	二七	〇・二			
一年		四〇一	二二六	〇・五	三三	一三	〇・六	三二二	一七〇	〇・五			
二年		五五七	四九一	〇・九	三〇	一八	〇・六	三五六	三一五	〇・九			
三年		五四五	六五五	一・二	三三	二五	一・三	三七九	四六三	一・三			
四年		五五四	八一九	一・五	三一	五〇	一・六	三六八	五三九	一・五			
五年		五五一	九九八	一・八	三三	五四	一・六	三四四	五九九	一・七			
六年		四四九	九一五	二・〇	二九	六〇	二・一	三三四	六八〇	二・〇			
七年		四〇六	九〇九	二・二	三一	五九	一・九	二八五	六一九	二・二			
八年		四四五	一、一三五	二・六	二八	六二	二・二	三〇一	六九八	二・三			
九年		三七七	九九三	二・六	二六	六八	二・六	三二四	七七一	二・五			
一〇年		三六八	一、〇七四	二・九	二三	六二	二・七	三〇五	八〇八	二・六			
一一—一五年		一、四五八	四、八三九	三・三	一一五	三八二	三・三	一、一六一	三、四八九	三・〇			
一六—二〇年		九九六	三、九七二	四・〇	七五	三〇四	四・一	七二六	二、六三〇	三・七			
二一—三〇年		八五八	四、〇三二	四・七	六五	二五四	三・九	六三八	二、五八三	四・〇			
三一—四〇年		一八〇	九四七	五・三	一一三	六六	五・一	一五一	六七三	四・五			
四一年以上		五九	二八二	四・八	一一	六〇	五・五	三三	一六六	五・〇			
合計		八、四一〇	二二、三二〇	二・七	五六三	一、五四六	二・七	六、一二五	一五、二三〇	二・五			

夫の教育程度調査に於て、教育程度を記入しなかつた者が七五一あつた。これは不完全記入の調査票として除外した。

第一二表について見るに、夫が無學である觀察數は、いづれの婚姻持續期間に於ても、少いために、確實な判断は下し兼ねるが、一夫婦當り出生兒數は、いづれの婚姻持續期間に於ても、他の學歷の者に比較して特に少いことが注目される。例へば他の學歷の者に在つては、婚姻持續期間三年以上四年未滿で、一夫婦當り出生兒數は一・〇以上であるが、無學の者に在

つては、これが〇・七に過ぎない。また他の學歷の者に在つては、婚姻持續

期間六年以上七年未滿で、一夫婦當り出生兒數は二・〇以上であるが、無學の者に在つては、一夫婦當り出生兒數が之に達するには、十年以上の婚姻持續期間を必要とする。無學の者の出生力は何故に斯くの如く劣つてゐるかの原因究明については特別の調査研究を必要とするであらう。こゝに示された結果は觀察數が少いことに原因してゐるであらうか。大量の觀察數からも同一の結果が見られるとすれば、無學の者は比較的若き年齢に於

出生力調査結果の概説

婚姻持 續期間	教育 程度	中等學校卒業				專門學校以上修業				專門學校以上卒業			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數
一年未滿		二九六	五七	〇・二	六	二	〇・三	三二	四	一・〇	三二	四	一・〇
一年		六八六	三七二	〇・五	一八	八	〇・四	六一	三三	一・五	六一	三三	一・五
二年		八二五	七〇三	〇・九	一七	一一	〇・七	七二	五九	一・〇	七二	五九	一・〇
三年		八四二	一,〇三六	一・二	一六	二〇	一・三	七七	七八	一・〇	七七	七八	一・〇
四年		八三四	一,一〇七	一・四	一一	一四	一・三	七四	七九	一・〇	七四	七九	一・〇
五年		八一	一,四三三	一・八	一八	三二	一・八	六七	一一六	一・七	六七	一一六	一・七
六年		七一一	一,四五二	二・〇	七	二二	一・七	七〇	一三四	一・九	七〇	一三四	一・九
七年		六四七	一,四二七	二・二	一八	二八	一・六	四八	九七	二・〇	四八	九七	二・〇
八年		七〇六	一,六九七	二・四	八	一一	一・五	五七	一三〇	二・一	五七	一三〇	二・一
九年		六三二	一,六三三	二・六	一一	一四	一・三	六二	一三〇	二・一	六二	一三〇	二・一
一〇年		六〇九	一,七三五	二・八	一三	一八	一・四	五四	一五二	二・二	五四	一五二	二・二
一一一五年		二,三五二	七,六一〇	三・二	四四	一一	二・八	二二	六四一	二・八	二二	六四一	二・八
一六二〇年		一,四七六	五,六二八	三・八	一六	五七	三・六	九三	三二二	三・八	九三	三二二	三・八

其の二

婚姻持 續期間	教育 程度	中等學校卒業				專門學校以上修業				專門學校以上卒業			
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り 出生兒數
一年未滿		二九六	五七	〇・二	六	二	〇・三	三二	四	一・〇	三二	四	一・〇
一年		六八六	三七二	〇・五	一八	八	〇・四	六一	三三	一・五	六一	三三	一・五
二年		八二五	七〇三	〇・九	一七	一一	〇・七	七二	五九	一・〇	七二	五九	一・〇
三年		八四二	一,〇三六	一・二	一六	二〇	一・三	七七	七八	一・〇	七七	七八	一・〇
四年		八三四	一,一〇七	一・四	一一	一四	一・三	七四	七九	一・〇	七四	七九	一・〇
五年		八一	一,四三三	一・八	一八	三二	一・八	六七	一一六	一・七	六七	一一六	一・七
六年		七一一	一,四五二	二・〇	七	二二	一・七	七〇	一三四	一・九	七〇	一三四	一・九
七年		六四七	一,四二七	二・二	一八	二八	一・六	四八	九七	二・〇	四八	九七	二・〇
八年		七〇六	一,六九七	二・四	八	一一	一・五	五七	一三〇	二・一	五七	一三〇	二・一
九年		六三二	一,六三三	二・六	一一	一四	一・三	六二	一三〇	二・一	六二	一三〇	二・一
一〇年		六〇九	一,七三五	二・八	一三	一八	一・四	五四	一五二	二・二	五四	一五二	二・二
一一一五年		二,三五二	七,六一〇	三・二	四四	一一	二・八	二二	六四一	二・八	二二	六四一	二・八
一六二〇年		一,四七六	五,六二八	三・八	一六	五七	三・六	九三	三二二	三・八	九三	三二二	三・八

二一—三〇年	1,100	5,114	43	9	34	38	75	314	43
三一—四〇年	1,721	866	50	1	5	50	66	353	53
四一年以上	33	157	49	1	5	50	33	162	51
合 計	1,854	3,137	142	26	46	150	174	829	151

妻の教育程度調査に於て、教育程度を記入しなかつた者が七九九あつた。これは不完全記入の調査票として除外した。

第一三表について見るに、妻の教育程度別による婚姻持續期間の推移と一夫婦當り出生兒數増加との關係は、夫の教育程度別の場合と殆んど同一の傾向を示してゐる。即ち妻が無學である夫婦に於ては、妻が他の學歷にある夫婦に於けるよりも、婚姻持續期間の如何を問はず一夫婦當り出生兒數は常に小である。例へば婚姻持續期間三年以上四年未滿では、妻が無學の夫婦に在つては、一夫婦當り出生兒數は〇・八に過ぎないが、妻が他の學歷にある夫婦に在つては、一夫婦當り出生兒數は一・〇又はそれ以上である。妻が無學の夫婦に在つては、夫婦が平均的に一兒を生産するには六年以上の婚姻持續期間を必要とするが、妻が他の學歷にある夫婦に在つては、同一婚姻持續期間で、夫婦は平均的に二兒を生産してゐるのである。婚姻持續期間がこれ以上に達すると、妻が無學の夫婦と妻が専門學校以上を修學し、又は卒業してゐる夫婦とでは、一夫婦當り出生兒數は略ぼ均しくなつてゐるが、妻が尋常小學校修業又は卒業の夫婦に比較すれば一夫婦當り出生兒數は遙かに少い。例へば妻が無學の夫婦が平均的に二兒を生産するには十年以上の婚姻持續期間を必要とするが、妻が小學校修業又は卒業の夫婦に在つては、同一婚姻持續期間で、既に三兒以上を生産してゐる。

次に妻が他の學歷にある夫婦に在つては、多少の例外はあるが、婚姻持續期間が一年未滿乃至四年未滿の短かき期間内では、出産力に大した差等

がない。例へば妻の學歷の如何に關せず、一夫婦當り出生兒數は、婚姻持續期間一年未滿では〇・二、婚姻持續期間一年以上二年未滿では〇・五乃至〇・六、婚姻持續期間一年以上三年未滿では〇・八乃至〇・九、婚姻持續期間三年以上四年未滿では一・〇乃至一・二である。然るに婚姻持續期間がそれ以上に達すると、出産力は、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦に於て最も高く、之に反して妻の教育程度が高まるに伴れて次第に減退してゐる。例へば婚姻持續期間十年以上十一年に於ては、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦は、いづれも平均的に三・一の出生兒を有つてゐるが、妻が専門學校以上を卒業してゐる夫婦は平均的に二・八の出生兒を有つてゐるに過ぎない。また婚姻持續期間十六年以上二十一年未滿に於ては、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦はいづれも平均的に四・七の出生兒を有つてゐるが、妻が専門學校卒業以上の學歷ある夫婦は平均的に三・四の出生兒を有つてゐるに過ぎない。更に婚姻持續期間二十一年以上三十一一年未滿では、妻が小學校修業及び小學校卒業の夫婦はいづれも平均的に五・三の出生兒を有つてゐるが、妻が専門學校以上の學歷ある夫婦は四・二の出生兒を有つてゐるに過ぎない。

九、妻の初婚再婚別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

昭和十三年に於ける夫妻相互の婚姻前の配偶關係を見るに、初婚の妻の

九割以上は初婚の夫と婚姻し、また再婚の妻の約七割は再婚の夫と婚姻してゐるから、初婚の妻は、必ずしも初婚の夫と婚姻するとは限らないが、其の大部分は初婚の夫と婚姻し、また再婚の妻は、必ずしも再婚の夫と婚姻するとは限らないが、少からざる割合で、再婚の夫と婚姻してゐることが判る。そこで初婚の妻は、大部分、初婚の夫を有ち、また再婚の妻は、多く再婚の夫を有つてゐるものと看做して、妻が初婚の夫婦と妻が再婚の夫婦とは、婚姻持続期間の推移との關聯に於て、其の出産力に如何なる差等があるかを觀察しようと思ふ。

次の第一四表は妻の初婚再婚別による婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數を示したものである。

第一四表 妻の初婚再婚別による婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持続期間	初婚		再婚	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	1,006	233	100	33
一年	2,286	1,331	235	71
二年	2,718	2,255	335	224
三年	2,277	3,333	235	182
四年	2,930	4,294	265	237
五年	2,783	5,039	255	303
六年	2,534	5,301	236	305
七年	2,283	5,493	237	334
八年	2,457	6,457	250	427
九年	2,426	6,906	261	466
一〇年	2,423	7,478	254	551

出産力調査結果の概説

一—一五年	2,260	4,253	77	1,295	3,778	26
一六—二〇年	9,246	43,750	46	1,033	3,298	32
二一—三〇年	10,219	53,759	53	1,417	5,031	35
三一—四〇年	4,955	24,953	54	674	2,480	37
四一年以上	2,456	2,297	55	287	1,105	39
合計	44,331	234,082	355	7,775	28,377	255

右の第一四表について見るに、いづれの婚姻持続期間に於ても、妻が初婚者の夫婦は常に例外なく高き出産力を示してゐる。例へば婚姻持続期間一年未滿では、妻が再婚の場合には、一夫婦當り出生兒數は〇・一であるが、妻が初婚の場合には、出産力は二倍の〇・二である。婚姻持続期間一年以上二年未滿では、妻が再婚の場合には、一夫婦當り出生兒數は〇・三に過ぎないが、妻が初婚の場合には出産力は同じく倍加して〇・六である。また妻が初婚の夫婦は、婚姻持続期間三年以上四年未滿で、平均的に一兒を生産してゐるが、妻が再婚の夫婦は平均的に一兒を生産するのに四年以上五年未滿の婚姻持続期間を要する。妻が初婚の夫婦は、婚姻持続期間六年以上七年未滿で、平均的に二兒を生産してゐるが、妻が再婚の夫婦は平均的に二兒を生産するには十年以上十一年の婚姻持続期間を要する。更に平均的に三兒を生産するには、妻が初婚の夫婦に於ては十年以上十一年の婚姻持続期間に過ぎないが、妻が再婚の夫婦では實に十六年以上二十一年未滿の婚姻持続期間を要する。要するにいづれの婚姻持続期間について見るも、妻が初婚の夫婦は、妻が再婚の夫婦に比較して、高き出産力を有ち、また婚姻持続期の推移と共に、一層大なる出産力を示してゐるのである。これは初婚の妻は、再婚の妻よりは、一般に婚姻年齢が若いことにも原因してゐるであらうが、妻が再婚の夫婦は、家庭的事情から出産を避けんとす

る傾向があるためではなからうか。

10. 一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

職業種類、教育程度、婚姻年齢及び婚姻前の妻の配偶關係等が婚姻持續期間別出産力に如何なる影響を及ぼすものであるかは既に敘説したから、更に夫の収入が婚姻持續期間別出産力に如何なる影響を及ぼすものであるかを觀察しようと思ふ。出産力を左右する最も有力なる要因の一つとして、經濟的條件を見逃すことは出来ないと思ふ。たゞこゝで問題となるのは婚姻持續期間と収入との關係である。いづれの職業に従事する者も、其の収入は時の経過に伴つて變動するであらう。例へば婚姻當時、百圓の俸給を得てゐた者は、常に同額の俸給を得てゐるとは考へられない。時の経過、換言すれば婚姻持續期間の推移に伴つて、俸給は變動するの

第一五表 一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	二四	一	一四	三	二七	一七	二二	二六	二四	一〇	五	一
一年	三三	一〇	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
二年	三三	一〇	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
三年	三三	一〇	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
四年	二七	三	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
五年	二〇	一	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
六年	九	一	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
七年	七	一	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一
八年	九	一	二七	一四	二七	一七	二六	二二	二四	一〇	五	一

普通である。従つてこゝで例へば収入百圓を得てゐる者の婚姻持續期間別出産力を示す場合には、現に百圓の収入を得てゐる者の一團について、婚姻持續期間別に出産力を配列したのである。職業別、教育程度別、婚姻年齢及び婚姻前の妻の配偶關係別に婚姻持續期間別出産力を觀察する場合にも、これと全く同一の方法によつたのであるが、収入別に婚姻持續期間別出産力を示す場合、収入は時の経過換言すれば婚姻持續期間の推移に伴つて變動する點を指摘され易いやうに考へるので、この點を特に説明して置く次第である。尚、凡ての職業を總括して、収入別に婚姻持續期間別出産力を觀察するよりも、之に更に職業別に再分して觀察する方がよいと信じたから、以下、各種の職業別に、収入別による婚姻持續期間別出産力を觀察することにした。先づ一般俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第一五表の如くである。

九	年	八	三〇	二五	二四	五五	二六	一九	四〇	二五	二五	二九〇	二五	九四	二四七	二六	四七	三三	二六
一〇	年	五	三三	三四	二六	四六	二八	一五	四九	二八	九六	二六八	二八	一一	二八三	二五	六〇	一九	二七
一一	一五年	二四	三六	三六	五五	一八五	三三	六三	二〇四	三三	三四八	一〇八	三一	五六一	一七〇六	三〇	三〇	一〇六九	三一
一六	二〇年	六	二五	四二	二二	七七	三九	三九	一三六	三八	一七	六七	三八	二七九	九九	三六	四〇	一五四	三八
二一	三〇年	二	五	二五	一〇	四九	四五	一八五	八三	四六	三元	五九〇	四二	一八〇	七五	四三	二七	一五五	四四
三一	四〇年	一	八	八	一〇	三	三二	二五	八二	五五	八	三	四八	二六	九三	三八	一九	七	五二
四一	年以上	一	八	八	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合	計	二〇元	三五三	一七	三九八	八〇元	二〇	三〇元	七四二	二四	一八七	四四三	二四	一九三	五二〇	二七	一四六	四七三	五五

一般俸給生活者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が一〇九あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第一五表について見るに、収入五〇圓未満の夫婦は、いづれの婚姻持続期間に於ても少数である。また収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の夫婦は、婚姻持続期間一年以上三年未満に於て、収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の夫婦は、婚姻持続期間一年以上九年未満に於て、更に収入三〇〇圓以上の夫婦は、婚姻持続期間一年以上十一年未満に於て、いづれも少数であるから、これ等の夫婦については婚姻持続期間別出産力を確實に測定し兼ねることを豫め注意して置き度い。

いづれの収入階級について見るも、婚姻持続期間の推移に伴つて、一夫婦當り出生兒數は次第に増加の傾向を示してゐるが、婚姻持続期間一年未満乃至四年未満に於ては、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満及び収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の夫婦が比較的の高級出産力を示してゐる。例へば婚姻持続期間一年未満に於て、一夫婦當り出生兒數は、他の収入階級の夫婦では、大體、〇・二に過ぎないが、収入一五〇圓以上二〇〇圓未満及び収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の夫婦では、それが〇・四である。また婚姻持続期間二年以上三年未満に於ては、他の収入階級の夫婦では、大體、〇・八で

あるが、収入一五〇圓以上二〇〇圓未満及び収入階級二〇〇圓以上三〇〇圓未満の夫婦では、それが〇・九である。然るに婚姻持続期間がそれ以上に達すると、多少の例外はあるが、収入五〇圓未満の夫婦及び収入三〇〇圓以上の夫婦は、他の収入階級の夫婦よりも比較的の高級出産力を示してゐる。例へば婚姻持続期間六年以上七年未満では、収入五〇圓未満及び収入三〇〇圓以上の夫婦は平均的に二・三の子女を生産してゐるが、その他の収入階級の夫婦に在つては、それが二・〇である。婚姻持続期間七年以上八年未満では、収入三〇〇圓以上の夫婦は平均的に二・五の子女を生産してゐるが、その他の収入階級の夫婦に在つては、それが二・〇乃至二・三である。また婚姻持続期間十一年以上十六年未満では、収入五〇圓未満の夫婦は平均的に三・六の子女を生産してゐるが、その他の収入階級の夫婦に在つては、それが三・〇乃至三・三に過ぎない。

要するに収入の最も少き夫婦に在つては、短かき婚姻持続期間内では、出産力は比較的の低いが、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、出産力は次第に高まる傾向を有つてゐる。収入の最も多き夫婦に在つては、短かき婚姻持続期間内では、出産力は普通の大いさであるが、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、出産力は次第に高まつてゐる。収入がこの中間にある夫婦に在

四一年以上	130	104	16	400	74	16	268	510	19	39	65	21	44	219	28	34	105	51
合計	130	104	16	400	74	16	268	510	19	39	65	21	44	219	28	34	105	51

C、小學校教員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第一八表 小學校教員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		6	1	3	10	2	1	3	1	2	1	1	1
一年		4	1	3	4	4	4	4	3	2	1	1	1
二年		3	0	3	4	4	9	4	3	1	1	1	1
三年		8	0	3	4	7	8	9	8	1	1	1	1
四年		3	3	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
五年		3	2	1	3	2	8	7	2	1	1	1	1
六年		3	4	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
七年		3	5	1	3	5	5	4	3	1	1	1	1
八年		3	4	1	4	4	5	4	3	1	1	1	1
九年		3	4	1	4	4	4	4	3	1	1	1	1
一〇年		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	6	3	1	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	6	3	1	1	1	1
一六二〇年		2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
二一三〇年		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三一四〇年		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四一年以上		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		7	130	18	209	46	236	93	279	50	271	88	101

D、巡査の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第一九表 巡査の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		6	1	3	10	2	1	3	1	2	1	1	1
一年		4	1	3	4	4	4	4	3	2	1	1	1
二年		3	0	3	4	4	9	4	3	1	1	1	1
三年		8	0	3	4	7	8	9	8	1	1	1	1
四年		3	3	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
五年		3	2	1	3	2	8	7	2	1	1	1	1
六年		3	4	1	3	4	4	4	3	1	1	1	1
七年		3	5	1	3	5	5	4	3	1	1	1	1
八年		3	4	1	4	4	5	4	3	1	1	1	1
九年		3	4	1	4	4	4	4	3	1	1	1	1
一〇年		1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	6	3	1	1	1	1
一一一五年		10	3	9	2	4	6	6	3	1	1	1	1
一六二〇年		2	2	2	1	2	2	2	2	2	2	2	2
二一三〇年		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
三一四〇年		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
四一年以上		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
合計		7	130	18	209	46	236	93	279	50	271	88	101

E、銀行會社員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二〇表 銀行會社員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
一年	二	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
二—三年	三	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3
三—四年	四	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
四—五年	五	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
五—六年	六	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
六—七年	七	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7
七—八年	八	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
八—九年	九	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
九—十年	一〇	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
一〇—一五年	一一	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
一六—二十年	一二	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
二一—三十年	一三	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
三一—四〇年	一四	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14
四一年以上	一五	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15
合計		159	133	212	187	580	312	3	24	200	3	27	57

出生力調査結果の概説

三	年	1	1	1	27	27	10	27	106	11	76	101	11	65	10	3	15
四	年	1	1	1	27	27	14	27	106	14	76	101	14	65	10	3	15
五	年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
六	年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
七	年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
八	年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
九	年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一〇	年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一一	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一二	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一三	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一四	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一五	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一六	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一七	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一八	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
一九	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二〇	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二一	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二二	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二三	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二四	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二五	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二六	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二七	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二八	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
二九	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
三〇	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
三一	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
三二	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
三三	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
三四	一五年	1	1	1	27	27	13	27	106	13	76	101	13	65	10	3	15
三	計	2	8	40	258	427	16	96	174	19	96	239	25	124	317	26	95

一三、同一収入階級に於ける一般係給生活者の内譯職
業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

夫の収入五〇圓未満の収入階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數は、いづれの職業に於ても甚だ少く、また夫の収入一五〇圓以上の収入階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數は、行政官、小學校教員及び巡査に於て甚だ少い。

から、こゝでは夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級及び夫の収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級のみについて、内譯職業別による婚姻持續期間別出生産力を觀察しようと思ふ。

第二二表 夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業別	行政官		陸海軍軍人		小學校教員		巡査		銀行會社員	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		19	4	18	4	21	10	16	1	12	7
一年		40	12	51	33	33	6	36	3	29	14
二年		55	35	72	53	44	10	56	5	40	20
合計		114	51	141	90	98	16	108	9	81	41

次に夫の収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別

婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第二二表の如くである。

第二二表 夫の収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	行政官		陸海軍々人		小學校教員		銀行會社員					
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數				
一年未滿	二二	一	九	一	一一	一	三九	一五				
一年	二二	一五	三三	一三	三四	二四	九五	五一				
二年	三一	三二	三一	二三	四七	三九	一〇〇	八六				
三年	三三	四五	二九	三〇	三七	四一	九七	一〇六				
四年	三一	五二	二五	三〇	四一	五一	七八	一〇六				
五年	三九	六六	二三	三八	四一	七二	八五	一五二				
六年	四五	八八	二三	二四	五〇	九九	六一	二二六				
七年	四八	一〇六	一一	二六	四四	一〇三	五七	二二〇				
八年	六〇	一四七	八	一四	五二	一二八	五一	二二七				
九年	四八	一〇九	一三	三三	四四	九六	四二	二二五				
一〇年	六三	一六四	一〇	二五	四一	一一七	三三	二二二				
一一一五年	一八二	五三八	四七	一五二	二二六	七七五	一一一	三六四				
一一二〇年	九三	三三三	一七	六三	一六五	六六二	四一	一七一				
一一三〇年	二四	七六	九	三八	一〇六	五二八	三三	一四三				
一一四〇年	二	六	三〇	一	七	五四	三	一四				
四一年以上	一	一	一	一	一	一	一	一				
合計	七三二	一,七五七	二四	二六八	五一〇	一九	九三六	二,七九〇	三〇	九二六	一,七九四	一九

第二二表について見るに、婚姻持續期間が一年未滿乃至五年未滿では、

軍々人及び小學校教員の夫婦當り出生兒數は〇・七又は〇・八である。ま

多少の例外あるも、行政官の出生兒數が最も高く、之に亞いで銀行會社員の

婚姻持續期間四年以上五年未滿では、行政官及び銀行會社員の夫婦當り

出生兒數が高い。例へば婚姻持續期間二年以上三年未滿では、行政官及び銀

行會社員の夫婦當り出生兒數はそれ〇・一・〇又は〇・九であるが、陸海

軍々人の夫婦當り出生兒數はそれ〇・一・七又は〇・四であるが、陸海軍々人及び小學校教

員の夫婦當り出生兒數はいづれも一・二に過ぎない。婚姻持續期間がそ

れ以上に長くなるに伴れて、いづれの職業に於ける出産力も次第に増大し、しかも増大の割合は略ぼ均等である。たゞ小學校教員の出産力は稍勝れてゐるものゝやうであるが、それも極めて僅少である。故に収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、婚姻持續期間別に見た出産力は、職業の種類によつて、大なる差等あるものでないと言ひ得るであらう。

農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第二三表の如くである。

第二三表 農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
五	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
六	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
七	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
八	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
九	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一〇	年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一一	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一二	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一三	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一四	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一五	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一六	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一七	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一八	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
一九	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二〇	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二一	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二二	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二三	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二四	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二五	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二六	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二七	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二八	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
二九	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三〇	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三一	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三二	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三三	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三四	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三五	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三六	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三七	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三八	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
三九	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四〇	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四一	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四二	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四三	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四四	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四五	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四六	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四七	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四八	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
四九	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
五〇	一五年	三	一	六	五	七	一	一	一	一	一	二	一
合計		五七	一六四	一三七	三六三	四〇〇	一三三	一三〇	一五五	四八	一七六	四六九	二六九

出産力調査結果の概説

農村在任俸給生活者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が一一七あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第二三表について見るに、農村在任俸給生活者の總數は二、八〇七であるが、その中で約半數の一、二三七は収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に屬してゐる。殘餘の一、五七〇が他の収入階級に分散してゐるのであるから、これを婚姻持續期間別に分類すると、觀察數はいづれも甚だ少いのであつて、婚姻持續期間の推移と出産力増大との關係を確實に測定することは頗る困難である。従つてここでは収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級の俸給生活者のみについて、婚姻持續期間別出産力を説明し、その他の収入階級に於ける俸給生活者の出産力については、必要に応じて若干の推定的判斷を加へるに止めて置き度い。

そこで収入五〇圓以上一〇〇圓未満の夫婦について婚姻持續期間別出産力を見るに、婚姻持續期間一年未満に於ては、一夫婦當り出生兒數は〇・二である。夫婦が平均的に一兒を生産するには三年以上四年未満の婚姻持續期間を要し、平均的に二兒を生産するには約五年の婚姻持續期間を要し、また平均的に三兒を生産するには約十年の婚姻持續期間を要することになつてゐる。

既に述べた如く觀察數が少いから確實なことは言へないが、第二三表に現はれてゐる結果について見れば、収入三〇〇圓以上の収入階級では、婚姻持續期間五年乃至十年では、他の収入階級に於けるよりも出産力は大であり、婚姻持續期間が十年以上に達すると、収入五〇圓未満の収入階級に於ける出産力が、他の収入階級の出産力よりも稍大なるものゝ如くである。

農村在任俸給生活者については、一般俸給生活者の場合の如く、職業の

内譯別に作製しなかつた。觀察數が更に少くなるからである。従つて農村在任俸給生活者の内譯職業別による夫の収入階級別婚姻持續期間別出産力に關しては説明する統計資料を缺いてゐる。

最後に同一収入階級に於ける一般俸給生活者と農村在任俸給生活者とでは、婚姻持續期間別出産力に如何なる差等あるかを觀察しようと思ふ。しかし農村在任俸給生活者については、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級のみが相當に多數の觀察數あるに過ぎないから、こゝでは収入階級五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける一般俸給生活者と農村在任俸給生活者の婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數を示せば左の第二四表の如くである。

第二四表

収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける一般俸給生活者及び農村在任俸給生活者の婚姻持續期間別一夫婦當り出生兒數

婚姻持續期間	一般俸給生活者一夫婦當り出生兒數	農村在任俸給生活者一夫婦當り出生兒數
一年未満	〇・二	〇・二
一年	〇・五	〇・五
二年	〇・九	〇・九
三年	一・二	一・一
四年	一・六	一・四
五年	一・七	一・九
六年	二・一	二・二
七年	二・三	二・三
八年	二・五	二・六
九年	二・六	二・八
一〇年	二・八	三・二
一一一五年	三・三	三・六

一六―二〇年 三・九
 二一―三〇年 四・五
 三一―四〇年 五・二
 四一年以上 一

合 計 二・〇

一六―二〇年 四・三
 二一―三〇年 四・八
 三一―四〇年 五・〇
 四一年以上 三・八
 合 計 三・〇

第二四表について見るに、婚姻持續期間一年未滿乃至三年未滿では、一般俸給生活者と農村在住俸給生活者とは全然同一の出産力を示してゐる。故に同一収入階級に於ける一般俸給生活者と農村在住俸給生活者とは、短かき婚姻持續期間内では、生産力に差等がないと言ひ得る。婚姻持續期間三年以上五年未滿では、一般俸給生活者は、農村在住俸給生活者に比較して、

要するに同一収入階級の俸給生活者は、都市（一般俸給生活の大部分は都市に於て調査されたものである）に在ると農村に在るとを問はず、比較的短かき婚姻持續期間内では全く均等の出産力を有つてゐるが、婚姻持續期間が長くなると、農村に在る俸給生活者の方が高き出産力を有つてゐることを看取し得るのである。

一四、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

村在住俸給生活者は、一般俸給生活者よりも常に例外なく高き出産力を有

一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば左の第二五表の如くである。

第二五表 一般賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	収入階級		五〇圓未滿		五〇圓以上一〇〇圓未滿		一〇〇圓以上一五〇圓未滿		一五〇圓以上二〇〇圓未滿		二〇〇圓以上三〇〇圓未滿		三〇〇圓以上	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	五	二	三〇	五	二五	九	四	五	一〇	四	一	一	一〇	一
一年	七	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
二年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
三年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
四年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
五年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
六年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
七年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
八年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
九年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一
一〇年	六	二	三〇	七	七	六	五	五	四	四	一	一	一	一

一一一五年	六	三七三	五五	二二七	七、八三	三六	六九	二四一	三七	三	七	二九	四	九	三五	一	一	一
一六一二〇年	二七	二二七	四三	一、五八	六、六九	四四	六六	三〇六	四六	四三	一六	四〇	一	四	四〇	一	一	一
二一一三〇年	三	二二	五〇	八七	四、七	五〇	五七〇	三〇三	五三	六二	三三	五五	四	一六	四〇	一	一	一
三一—四〇年	二	二三	六五	三三	一〇五	四八	一七	九〇	五三	三	三六	八七	一	一	一	一	一	一
四一年以上	一	一	一	三	三三	七三	六	四二	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計	六三	一、九二	一九	一〇四	七、八七	二七	二、九三	一〇、六〇	三六	三九	七五	三四	一三	三七	二八	一	五	五〇

一般賃銀労働者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が二三九あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第二五表について見るに、収入一五〇圓以上の夫婦数は甚だ少いから、

収入一五〇圓未満の各収入階級に於ける夫婦について、婚姻持続期間別出産力を観察することにしよう。婚姻持続期間一年未満乃至四年未満では、多少の例外はあるが、いづれの収入階級に於ても、一夫婦當り出生兒数は略ぼ均しい。例へば婚姻持続期間一年未満では、一夫婦當り出生兒数は〇・二、婚姻持続期間一年以上二年未満では、一夫婦當り出生兒数は〇・六であり、婚姻持続期間三年以上四年未満で平均的に一兒を生産してゐる。婚姻持続期間がそれ以上に長くなると、収入五〇圓未満の収入階級及び収入一〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、婚姻持続期間の推移に伴つて、出産力は略ぼ均等に増大してゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、出産力は幾分大なる割合で増大してゐる場合が多い。例へば婚姻持続期間五年以上六年未満では、収入五〇圓未満の夫婦及び収入一〇圓以上一〇〇圓未満の夫婦は平均的に一・五及び一・七の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は平均的に一・九の出生兒を有つてゐる。婚姻持続期間十一年以上十六年未満では、収入五〇圓未満の夫婦及び収入一〇圓以上一〇〇圓未満の夫婦は平均的にそれ〴〵三・五及び三・六の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は

平均的に三・七の出生兒を有つてゐる。また婚姻持続期間二十一年以上三十一年未満では、収入五〇圓未満の夫婦も収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦も平均的に共に五・〇の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は五・三の出生兒を有つてゐる。

要するに一般賃銀労働者に在つては、比較的短かき婚姻持続期間内では、収入と關係なく略ぼ均等の出産力を有ち、婚姻持続期間が長くなるに伴つて、収入の多き階級が稍大なる出産力を有つてゐると言ひ得る。

一五、一般賃銀労働者の内譯職業別による夫の収入階級別、婚姻持続期間別夫婦數及び出生兒數

一般賃銀労働者の職業を内譯にすれば、工場労働者、鑛山労働者及び交通現業員に再別される。一般賃銀労働者全體を収入階級別及び婚姻持続期間別に分類した場合でさへも、収入一五〇圓以上の収入階級に於ては、觀察數は少かつたのであるから、之を更に内譯職業別に細分すれば觀察數はいよ〴〵少くなるであらう。しかし整理された結果表があるから、解説を差控へて、左にそれを掲げて置く。

尙、収入の記入なき調査票は、工場労働者に一〇五、鑛山労働者に二六、交通現業員に一〇八あつたことを書き添へて置く。

び三・六の出生兒を有つてゐるが、収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の夫婦は

A、工場労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二六表 工場労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一年	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
二年	三	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
三年	四	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
四年	五	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
五年	六	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
六年	七	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
七年	八	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
八年	九	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
九年	一〇	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一〇年	一一	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一一—一五年	一二	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
一六—二〇年	一三	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
二一—三〇年	一四	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
三一—四〇年	一五	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
四一年以上	一六	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七
合計		一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

B、鑛山労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二七表 鑛山労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一年	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二年	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三年	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
四年	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五年	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
六年	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七	七
七年	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
八年	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九	九
九年	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
一〇年	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一一—一五年	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二	一二
一六—二〇年	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
二一—三〇年	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四
三一—四〇年	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五	一五
四一年以上	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
合計		一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六

C、交通現業員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數
一年未滿	五〇圓未滿	1	1	1.0	24	8	0.33	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
一年	五〇圓以上一〇〇圓未滿	2	2	1.0	50	33	0.66	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
二年	一〇〇圓以上一五〇圓未滿	1	1	1.0	5	1	0.2	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
三年	一五〇圓以上二〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	4	0.8	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
四年	二〇〇圓以上三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	7	1.4	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
五年	三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	8	1.6	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
六年		4	4	1.0	5	8	1.6	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
七年		1	1	1.0	9	7	0.78	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
八年		1	1	1.0	16	11	0.69	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
九年		3	3	1.0	20	17	0.85	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0
一〇年		2	2	1.0	4	3	0.75	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
一一一五年		5	5	1.0	37	29	0.78	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0
一六二〇年		4	4	1.0	21	14	0.67	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
二一三〇年		2	2	1.0	11	5	0.45	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
三一四〇年		1	1	1.0	7	4	0.57	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
四一年以上		1	1	1.0	8	5	0.63	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
合計		50	50	1.0	488	355	0.73	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0

第二八表 交通現業員の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	階級	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫當り出生兒數
一年未滿	五〇圓未滿	1	1	1.0	24	8	0.33	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
一年	五〇圓以上一〇〇圓未滿	2	2	1.0	50	33	0.66	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
二年	一〇〇圓以上一五〇圓未滿	1	1	1.0	5	1	0.2	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
三年	一五〇圓以上二〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	4	0.8	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
四年	二〇〇圓以上三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	7	1.4	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
五年	三〇〇圓未滿	2	2	1.0	5	8	1.6	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
六年		4	4	1.0	5	8	1.6	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
七年		1	1	1.0	9	7	0.78	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
八年		1	1	1.0	16	11	0.69	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
九年		3	3	1.0	20	17	0.85	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0	3	3	1.0
一〇年		2	2	1.0	4	3	0.75	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
一一一五年		5	5	1.0	37	29	0.78	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0	5	5	1.0
一六二〇年		4	4	1.0	21	14	0.67	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0	4	4	1.0
二一三〇年		2	2	1.0	11	5	0.45	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0	2	2	1.0
三一四〇年		1	1	1.0	7	4	0.57	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
四一年以上		1	1	1.0	8	5	0.63	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0	1	1	1.0
合計		50	50	1.0	488	355	0.73	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0	50	50	1.0

七	年	一	三	五〇	五	三〇	二四	六	一〇	一七	一	一	一
八	年	一	一	六〇	六	二五	一九	三	七	二四	一	三	一
九	年	一	一	六〇	六	二七	二八	三	九	二七	一	三〇	一
一〇	年	一	一	六〇	六	二八	二九	三	九	二七	一	三〇	一
一一	一五年	一	一	六〇	六	二九	二九	三	九	二七	一	三〇	一
一二	二〇年	三	八	七二	七	三五	三〇	六	一〇	三〇	一	三〇	一
一三	三〇年	三	三	七二	七	三五	三〇	六	一〇	三〇	一	三〇	一
一四	四〇年	三	三	七二	七	三五	三〇	六	一〇	三〇	一	三〇	一
一五	以上	一	一	六〇	六	二九	二九	三	九	二七	一	三〇	一
合計		一九	四一	二五	二七	七六	三三	六九	二五	三八	二五	五四	二八

一六、同一収入階級に於ける一般賃銀労働者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満に於ける一般賃銀労働者の内譯職業別、婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

第二九表 夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業別	工場労働者			鑛山労働者			交通現業員		
		夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數	夫婦數	出生兒數	一夫婦當り出生兒數
一年未滿		二四五	四〇	〇・二	三六	六	〇・二	二四	八	〇・三
一	年	五四七	三〇六	〇・六	一一三	七九	〇・七	五〇	二二	〇・四
二	年	五二四	四三三	〇・九	一二七	八七	〇・七	五二	四四	〇・八
三	年	四五四	五二五	一・二	一二八	八七	一・〇	五九	四四	〇・八
四	年	四四二	五九六	一・四	一六二	一一八	一・三	五六	六九	一・二
五	年	三九八	七〇四	一・八	一四〇	一一八	一・七	五四	六九	一・二
六	年	三三一	六八七	二・一	一一六	一一〇	二・一	四八	七八	一・六
七	年	二八三	六三五	二・三	九八	一一〇	二・三	五一	一一〇	二・四

出生力調査結果の概説

當に多いから、この兩収入階級について、一般賃銀労働者の内譯職業別に於ける婚姻持續期間別出生力を観察しようと思ふ。

先づ第一に夫の収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第二九表の如くである。

八	年	二五六	六九六	二八	八八	一九九	二二三	六〇	一一五	一九
九	年	二五五	七二四	二九	一〇二	二八四	二二八	六八	一八七	二八
一〇	年	二五五	七九四	三二	九四	二七二	二二九	八八	二五三	二九
一一	一五年	一、〇三三	三、七八〇	三七	三七三	一、三一五	三三五	七九一	二、七三六	三五
一二	二〇年	七三二	三、四五四	四八	一八一	七九七	四〇四	六〇五	二、四三八	四〇
一三	三〇年	四三六	二、三三八	五四	一四四	七一八	五〇〇	二九三	一、三四一	四六
一四	四〇年	六	二二二	三七	八	三九	五〇	八	四四	五五
一五	四一年以上	三	二二	七三	一	一	一	一	一	一
合	計	六、一九〇	一五、七五六	二六	一九三〇	四、八一八	二二五	二、三〇七	七、六二三	三三

第二九表について見るに、婚姻持續期間一年未滿乃至四年未滿では、多少の例外あるも、一夫婦當り出生兒數は、職業の種類に關係なく、略ぼ均等である。例へば婚姻持續期間一年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、交通現業員の〇・三を除けば、いづれも〇・二である。婚姻持續期間一年以上二年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、大體、〇・六であつて、交通現業員の〇・四のみが稍小さい。また婚姻持續期間三年以上四年未滿では、いづれの職業に在つても、一夫婦當り出生兒數は一・〇乃至一・二である。然るに婚姻持續期間がそれ以上に達すると、工場労働者の出産力は、他の職業に比較して、幾分高くなつてゐる。また鑛山労働者の出産力は、交通現業員の出産力よりも稍高い。例へば婚姻持續期間八年以上九年未滿では、一夫婦當り出生兒數は工場労働者に在つては二・八であるが、鑛山労働者に在つては二・三、交通現業員に在つては一・九に過ぎない。婚姻持續期間十一年

以上十六年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、工場労働者に在つては三・七であるが、鑛山労働者及び交通現業員に在つてはいづれも三・五である。また持續期間二十一年以上三十二年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、工場労働者に在つては五・四であるが、鑛山労働者に在つては五・〇、交通現業員に在つては四・六である。

要するに収入五〇圓以上一〇〇圓未滿の収入階級に在つては、比較的短かき婚姻持續期間内では、職業の種類によつて、出産力に大した差等あるを認めることが出来ない。しかし婚姻持續期間が長くなるに伴れて、出産力の増大傾向は、工場労働者に於て最も大である。交通現業員に於て最も小である。

次に夫の収入一〇〇圓以上二五〇圓未滿の収入階級に於ける内譯職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三〇表の如くである。

第三〇表 夫の収入一〇〇圓以上二五〇圓未滿の収入階級に於ける職業別婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	職業別	工場労働者		鑛山労働者		交通現業員	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		一一	七	一一	一	二	一
			〇・六		〇・一		〇・五

一	年	四〇	二八	〇・七	三九	一九	〇・五	一	一	〇・一
二	年	二七	二一	〇・八	四二	三一	〇・七	八	七	〇・九
三	年	三二	三七	一・二	五四	五八	一・一	五	四	〇・八
四	年	三一	四二	一・四	五六	六二	一・一	八	一〇	一・三
五	年	三八	七七	二・〇	四八	八〇	一・七	一一	二三	二・一
六	年	四八	九七	二・〇	四一	八九	二・二	六	六一	二・一
七	年	四八	九七	二・九	四〇	一一五	二・九	六	一〇	一・七
八	年	五一	一一一	二・四	四一	一一八	二・九	三三	七八	二・四
九	年	四三	一〇七	二・五	四二	一二一	二・九	二二	五九	二・七
一〇	年	五七	一六九	三・〇	四六	一四三	三・一	一九	五八	三・一
一一	一五年	三二一	一、一七一	三・六	一四一	五四四	三・九	二〇七	七四六	三・六
一二	一二年	三七二	一、七二八	四・六	一二二	五三三	四・八	一八一	八〇八	四・五
一三	一三〇年	三九九	二、一九八	五・五	七四	三四〇	四・六	九七	四七五	四・九
一四	一四〇年	一四	七八	五・六	一	一	四・六	三	一二	四・〇
一五	一年以上	六	四二	七・〇	一	一	一	一	一	一
合	計	一、五三八	六、〇六三	三・九	七八八	二、二五四	二・九	六〇九	二、三〇三	三・八

第三〇表について見るに、いづれの職業に於ても、全體としての夫婦数は相當に多いが、賃銀労働者に在つては、婚姻持続期間が相當に長くなるならば、即ち婚姻後相當の年月を経過したものでなければ、一〇〇圓以上の収入を得ることは困難であると思えて、婚姻持続期間六七年では、いづれの職業に於ても觀察数は著しく少い。これでは婚姻持続期間八年以上の者のみにつて其の出産力を觀察するに止めて置かう。婚姻持続期間八年以上の夫婦について、職業別出産力を比較して見るに、鑛山労働者の出産力が最も高く、工場労働者及び交通現業員の出産力は、大體に於て均等である。例へば婚姻持続期間八年以上九年未満では、一夫婦當り出生兒數は、鑛山労働者の二・九が最も高く、工場労働者及び交通現業員に在つてはいづれも二・四である。婚姻持続期間十一年以上十六年未満では、一夫婦當りの出生兒數は、鑛山労働者の三・九が最も高く、工場労働者及び交通現業員に在つてはいづれも三・六である。また婚姻持続期間十六年以上二十一年未満では、一夫婦當り出生兒數は、鑛山労働者に在つては四・八であるが、工場労働者に在つては四・六、交通現業員に在つては四・五である。要するに収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級については、觀察数が少いために、比較的短かき婚姻持続期間内の出産力を職業別に比較することは出来ないが、長き婚姻持続期間について見れば、鑛山労働者の出産力が最も高く、工場労働者及び交通現業員の出産力は略ぼ均等である。

出生力調査結果の概説

一七、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻
 持續期間別夫婦數及び出生兒數

農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び
 出生兒數を示せば第三一表の如くである。

第三一表 農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持 續期間	階級	五〇圓未満		五〇圓以上二〇〇圓未満		一〇〇圓以上二五〇圓未満		二五〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一	六	二〇	二	二	一	一	一	一	一	一
一年	二	六	三〇	七	元	一	一〇	一	一〇	一	一〇
二年	三	一四	九二	七	六四	一	一三	一	一〇	一	一〇
三年	四	三	二〇	九	六五	一	一〇	一	一〇	一	一〇
四年	五	二五	一七	一〇	九	一	一〇	一	一〇	一	一〇
五年	六	六	一七	七	二八	一	一五	一	一〇	一	一〇
六年	七	七	一八	七	二八	一	一五	一	一〇	一	一〇
七年	八	七	一八	七	二八	一	一五	一	一〇	一	一〇
八年	九	七	一八	七	二八	一	一五	一	一〇	一	一〇
九年	一〇	七	一八	七	二八	一	一五	一	一〇	一	一〇
一〇年	一〇	八	二九	六	一六	一	一〇	一	一〇	一	一〇
一一年	一〇	八	二九	六	一六	一	一〇	一	一〇	一	一〇
一二年	一〇	八	二九	六	一六	一	一〇	一	一〇	一	一〇
一三年	一〇	八	二九	六	一六	一	一〇	一	一〇	一	一〇
一四年	一〇	八	二九	六	一六	一	一〇	一	一〇	一	一〇
一五年	一〇	八	二九	六	一六	一	一〇	一	一〇	一	一〇
合計		一九八	六五六	五三	一四九	四七	三〇	九四	三七	三五	七

農村在住賃銀労働者の夫の収入調査に於て、収入を記入しなかつた者が
 四九〇あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第三一表について見るに、農村在住賃銀労働者の總數は三、五九六であ
 るが、その中で三、四七六は収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に屬
 してゐる。そして収入一〇〇圓以上の者は僅か一二〇に過ぎない。従つて
 こゝでは、収入五〇圓未満及び収入五〇圓以上一〇〇圓未満の二収入階級

のみについで、婚姻持続期間別出産力を観察するに止めて置く。

そこで収入五〇圓未満の収入階級と収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級について、婚姻持続期間別出産力を比較するに、若干の例外はあるが、婚姻持続期間の推移に伴つて、兩者の出産力は、略ぼ同一の程度で増大してゐることが看取される。即ち平均的に一兒を生産するには二年乃至三年の婚姻持続期間を要し、平均的に二兒を生産するには五年乃至六年の婚姻持続期間を要し、また平均的に三兒を生産するには約十年の婚姻持続期間を要することになつてゐる。

農村在住賃銀労働者については、一般賃銀労働者の場合の如く、職業の内譯別に關する資料を作製しなかつた。觀察數が更に少くなるからである。従つて農村俸給生活者の場合に於けると同様、農村賃銀労働者についても、内譯職業別による夫の収入階級別婚姻持続期間別出産力については、こゝで説明することは出来ない。

最後に同一収入階級に於ける一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者とでは、婚姻持続期間別出産力に如何なる差等あるかを觀察しようと思ふ。しかし一般賃銀労働者及び農村在住賃銀労働者共に觀察數の相當に多いのは収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級であるから、こゝではこの収入階級に於ける一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者の婚姻持続期間別一夫婦當り出生兒數を示せば左の第三二表の如くである。

第三二表 収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に

婚姻持続期間	一般賃銀労働者の一夫婦當り出生兒數		農村在住賃銀労働者の一夫婦當り出生兒數	
	一	未	一	未
一年	0.11	0.11	0.11	0.11

出産力調査結果の概説

年	一	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	以上	合計
出生兒數	0.6	0.8	1.1	1.3	1.7	2.0	2.2	2.5	2.8	3.0	3.6	27
出生兒數	0.5	0.9	1.0	1.4	1.5	1.7	2.3	2.7	2.5	3.1	3.8	30

第三二表について見るに、一般賃銀労働者に在つても、また農村在住賃銀労働者に在つても、婚姻持続期間の推移と共に、一夫婦當り出生兒數は次第に増加してゐるが、しからば一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者とは、いづれの出産力が、婚姻持続期間の推移に伴つて一層増大してゐるかは、第二十九表によつて明確に斷定することは困難である。ある婚姻持続期間では、一般賃銀労働者の出生兒數が高くと、他の婚姻持続期間では、農村在住賃銀労働者の出生兒數が高くなつてゐて、一定の傾向を捕へることが出来ないからである。しかし各個の婚姻持続期間に於ける兩者の出産力の差等はいづれも僅少であるから、概括的に言つて、一般賃銀労働者と農村在住賃銀労働者とに於ける婚姻持続期間別出産力は略ぼ均等である

と見るのが、眞實に近いのではなからうか。

一八、農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

農業者の經濟的地位を區分するには、俸給生活者又は賃銀労働者の如く、夫の收入額によることは困難である爲めに、耕作段別にその基準を求

めることにした。また地主にして自ら耕作する者もあらうが、地主に對してはその耕作段別を調査しなかつたから、地主は耕作段別による農業者と區別して表章した。

農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三三表の如くである。

第三三表 農業者の耕作段別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	五段未滿		五段以上一町未滿		一町以上二町未滿		二町以上三町未滿		三町以上		地主	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	23	6	106	15	5	8	5	1	7	1	1	1
一	84	6	151	108	103	51	8	5	3	3	3	3
二	111	6	291	218	211	100	27	14	7	7	7	7
三	133	11	341	291	274	193	33	15	9	9	9	9
四	107	15	266	244	213	153	26	33	20	20	20	20
五	109	17	221	243	191	164	19	28	17	17	17	17
六	101	18	243	253	163	187	19	33	18	18	18	18
七	85	23	224	247	174	199	15	39	16	16	16	16
八	101	25	250	265	190	213	19	47	19	19	19	19
九	93	25	242	278	213	262	25	44	27	27	27	27
一〇	87	22	270	287	227	265	33	44	33	33	33	33
一一	48	22	275	274	227	265	33	44	33	33	33	33
一二	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
一三	70	22	243	268	213	265	33	44	33	33	33	33
一四	72	22	267	288	213	265	33	44	33	33	33	33
一五	52	22	217	268	213	265	33	44	33	33	33	33
一六	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
一七	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
一八	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
一九	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二〇	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二一	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二二	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二三	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二四	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二五	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二六	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二七	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二八	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
二九	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三〇	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三一	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三二	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三三	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三四	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三五	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三六	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三七	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三八	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
三九	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四〇	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四一	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四二	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四三	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四四	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四五	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四六	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四七	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四八	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
四九	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
五〇	40	22	247	274	213	265	33	44	33	33	33	33
合計	4,900	153	15,300	3,800	7,800	3,300	4,500	1,800	9,000	1,300	1,300	1,300

農業者の耕作段別調査に於て、耕作面積を記入しなかつた者が五〇〇あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第三三表について見るに、いづれの農業者に在つても、出産力は婚姻持續期間の推移に伴つて増大してゐるが、同一婚姻持續期間内に於けるそれぞれの生産力を比較すれば、大體に於て、耕作面積の大なる農業者ほど大なる出産力を有つてゐる。そして地主の出産力は最も小さく、多くの場合、耕作面積五段以下の農業者に於ける出産力よりも更に低い。例へば婚姻持續期間一年以上二年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満及び一町以上二町未満の農業者では〇・五であるが、耕作面積二町以上三町未満及び三町以上の農業者ではそれ〇・六及び〇・八である。そして地主では零である。婚姻持續期間四年以上五年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満及び五段以上一町未満の農業者ではいづれも一・四であるが、一町以上二町未満の農業者では一・五、二町以上三町未満の農業者では二・一、三町以上の農業者では一・八である。そして地主では一・三に過ぎない。婚姻持續期間七年以上八年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満の農業者では二・二であるが、五段以上一町未満の農業者では二・六、一町以上二町未満の農業者では二・五、二町以上三町未満の農業者では二・六、三町以上の農業者では三・一である。そして地主では一・一に過ぎない。更に婚姻持續期間十年以上十一年未満の一夫婦當り出生兒數は、耕作面積五段未満の農業者では三・二であるが、五段以上一町未満の農業者では三・三、一町以上二町未満及び二町以上三町未満の農業者ではそれぞれ三・五、三町以上の農業者では三・八である。そして地主では二・四に過ぎない。多少の例外があるが、其の他の婚姻持續期間の一夫婦當り出生兒數を見ると、大體に於て、これと同一の傾向あることを看取することが出

出産力調査結果の概説

來るのである。俸給生活者に在つては、短かき婚姻持續期間では収入階級の如何を問はず出産力は略ぼ均等であり、婚姻持續期間が長くなるに伴つて、収入の最も少なき階級と収入の最も多き階級の出産力は高まる傾向を有ち、また賃銀労働者に在つては、短かき婚姻持續期間では収入階級の如何を問はず出産力は略ぼ均等であり、婚姻持續期間が長くなるに伴つて、収入の多き階級の出産力が高まる傾向があつたが、農業者の場合は之と多少趣を異にしてゐて、耕作面積の大なる農業者ほど出産力が大であり、また婚姻持續期間の推移に伴つて、出産力は一層高まつてゐるのである。しかし地主の出産力は耕作面積の最も少き農業者の出産力よりも一般に劣つてゐる。地主は農村に於ては最も經濟的地位の高き階級であるから、耕作面積の最も多き農業者よりも大なる出産力を有つてゐるやうに想像され易いが、事實は之と全く相反してゐる。耕作面積三町以上の農業者及び地主の觀察數は比較的に少ない爲めにかゝる結果を示してゐるのではなからうかとも一應は考へられるが、今述べた傾向はいづれの婚姻持續期間についても見られるのであるから、觀察數が増加しても、この傾向には變化ないであらう。もし然りとすれば、何故に地主の出産力は低く、また婚姻持續期間の推移に伴つて増大する割合も著しく小さいのであらうか。この點については特別の調査研究を要するであらう。

一九、一般中小商工業者の國稅營業收益稅納稅額別に

よる婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

中小商工業主の經濟的地位の區分は、國稅營業收益稅納稅額を基準とした。先づ一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三四表の如くである。

第三四表 一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	納稅額別	免稅者		二五圓未滿		二五圓以上五〇圓未滿		五〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿		一一	二	六	一	五	一	一一	三
一年		二八	一四	一九	一一	一七	一〇	四一	二四
二年		二三	二五	一八	一九	二〇	一七	四七	五三
三年		二六	二九	三三	三九	三五	四七	五七	七四
四年		二九	三九	三〇	四四	二六	四五	七五	一五二
五年		三三	六〇	二七	四九	二九	五四	六四	一四六
六年		三一	六一	四二	八七	三六	六一	八三	一七八
七年		二七	七〇	四五	九三	三〇	七六	七六	一九五
八年		二七	六〇	三五	八〇	三八	一一六	八二	二〇八
九年		一八	五六	三六	九六	二三	六八	一〇九	三二〇
一〇年		一九	六四	四七	一三四	二四	七四	一〇一	二八五
一一—一五年		七三	二八	一四七	四九五	一四四	四八五	五四四	一、九三四
一六—二〇年		七一	三〇九	一〇五	三九九	一三七	五六三	四九五	二、二二四
二一—三〇年		七六	三五〇	一二五	五一一	一一六	五四五	五三〇	二、四一六
三一—四〇年		二九	一一七	二九	一四三	二九	一四六	一三三	六七〇
四一年以上		二	一七	九	四三	一四	六八	一七	九一
合計		五三三	一、四九一	七四三	二、二五一	七二三	二、三七六	三、三三	二、四六〇
								八、八六三	三、六

一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額調査に於て、其の納稅額を記入しなかつた者が五四三あつたが、これは不完全記入の調査票として除外した。

第三四表について見るに、比較的短かき婚姻持續期間例へば一年未滿乃

至四年未滿では、納稅階級によつて、出産力には大した差等はない。即ち

婚姻持續期間一年未滿では、一夫婦當り出生兒數は、大體に於て、〇・二であり、婚姻持續期間一年以上二年未滿では、一夫婦當り出生兒數は〇・六である。そして平均的に一兒を生産するには、いづれの納稅階級に於ても、

二年以上三年未滿の婚姻持續期間を要してゐる。然るに婚姻持續期間が四年以上八年未滿では、最も高き納稅階級即ち納稅額五〇圓以上の納稅階級

に於ける出産力が最も高い。例へば婚姻持續期間四年以上では、一夫婦當り出生兒數は二・〇であるが、その他の納稅階級では一・三乃至一・七に過ぎない。また婚姻持續期間七年以上八年未滿では、一夫婦當り出生兒數は二・六であるが、免稅者の一夫婦當り出生兒數が之と同一であることを除けば、他の納稅階級の一夫婦當り出生兒數は之よりも少い。更に婚姻持續期間が長くなると、免稅者の出産力が最も高く、納稅額五〇圓以上の階級の出産力が之に亞いで高い。之に反して納稅額二五圓未滿の階級の出産力は最も低い。例へば婚姻持續期間十年以上十一年未滿では、免稅者の一夫婦當り出生兒數三・四が最も高く、納稅額二五圓未滿の階級の一夫婦當り出生兒數二・七が最も低い。また婚姻持續期間十六年以上二十一年未滿では、免稅者の一夫婦當り出生兒數四・四が最も高く、納稅額二五圓未滿の階級の三・

第三五表 農村在住商工業主の國稅營業收益納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	納稅額別	免稅者		二五圓未滿		二五圓以上五〇圓未滿		五〇圓以上	
		夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未滿	一八	三	〇・二	五	一	一	二	一	〇・〇
一年	三一	一三	〇・四	八	五	一	九	二	〇・五
二年	四〇	二七	〇・七	八	四	二	二	二	一・五
三年	四三	四六	一・一	八	四	二	五	三	一・〇
四年	三一	五一	一・六	一五	六	一	二	四	一・五
五年	四五	八一	一・八	二〇	三	二	五	三	一・七
六年	三四	六〇	一・八	一八	四	七	六	三	一・七
七年	二四	四八	二・〇	二二	二	七	一	六	二・五
八年	三三	七〇	二・一	二二	九	七	一	七	二・七
九年	三九	八三	二・一	二二	九	七	一	七	二・七
一〇年	四二	一〇五	二・五	一九	四	四	一	七	三・〇

八が最も低いのである。

要する一般中小商工業主に在つては、比較的短かき婚姻持續期間では、いづれの階級でも略ぼ均等の出産力を有つてゐる。婚姻持續期間がそれよりも長くなると、最も納稅額の多い階級の出産力が最も高くなり、婚姻持續期間が更に長くなると免稅者の出産力が最も高いのである。

二〇、農村在住商工業主の國稅營業收益納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

農村在住商工業主の國稅營業收益納稅額別による婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示せば第三五表の如くである。

一	一一一	一五五	三七三	二五三
二	一六	一五四	三八	三四七
三	一一一	二二五	九一五	五〇一
四	一一一	八九	四二四	四七
五	四一	以上	三六	一五九
合	計	一〇五二	三二二	三・一
			四八七	一、六六五

農村在住商工業主の國稅營業收益稅納稅調查に於て、其の納稅額を記入しなかつた者が一、六一〇にも達した。これは農村在住商工業主の四割五分に當るのであるが、不完全記入の調査票として除外した。

第三五表について見るに、納稅額二五圓以上五〇圓未満及び納稅額五〇圓以上の階級に在つては觀察數は極めて少いから、其の出産力を他の納稅階級の出産力と比較することは困難である。そこで免除者及び納稅額二五圓未満の階級のみについて、婚姻持續期間別出産力を觀察するに止めて置かう。

免除者に在つても、また納稅額二五圓未満の階級に在つても、婚姻持續期間の推移に伴つて出産力は次第に増大してゐるが、比較的短かき婚姻持續期間では、免除者の出産力の方が大である。例へば婚姻持續期間二年以上三年未満では、納稅額二五圓未満の階級の一夫婦當り出生兒數は〇・五であるが、免除者のそれは〇・七である。婚姻持續期間三年以上四年未満では、納稅額二五圓未満の階級に於ける一夫婦當り出生兒數は〇・八であるが、免除者のそれは一・一である。また婚姻持續期間五年以上六年未満では、納稅額二五圓未満の階級の一夫婦當り出生兒數は一・六であるが、免除者のそれは一・八である。然るに婚姻持續期間がそれ以上に長くなると、納稅額二五圓未満の階級の出産力は、免除者の生産力に比較して、稍高いか或は略ぼ均等である。

二一、富有階級及びカード階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

富有階級及びカード階級にはいづれも各種の職業に従事してゐる者が含まれてゐる。しかし觀察數は多くないから、これを職業別に分けて婚姻持續期間別出産力を比較考量することは困難である。従つてこゝでは經濟的に最も上層の階級と最も下層の階級とに於ける婚姻持續期間別出産力を觀察する目的で、富有階級とカード階級の婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數を示すことにした。第三六表の如くである。

第三六表 富有階級及びカード階級に於ける婚姻持續期間別夫婦數及び出生兒數

婚姻持續期間	富有階級		カード階級	
	夫婦數	出生兒數	夫婦數	出生兒數
一年未満	一	一・〇	一	一
一年	四	〇・五	一四	一九
二年	八	〇・八	二三	二五
三年	五	一・八	二〇	二六
四年	五	一・四	三三	五六
五年	六	一・五	四七	一〇五

六	年	八	二〇	二・五	五七	一三〇	二・三
七	年	九	二九	三・三	五四	一三九	二・六
八	年	九	一六	一・八	五五	一六六	三・〇
九	年	二二	二二	一・八	七八	二五七	三・三
一〇	年	一三	三一	二・四	八六	二九二	三・四
一一	一五年	七四	二三八	三・三	五一	二四三	四・四
一二	二〇年	一一九	四八二	四・一	四七七	二六六	五・六
一三	三〇年	二九七	一二九五	四・四	二八七	一七六五	六・一
一四	四〇年	一六〇	七七三	四・八	四三	二三七	五・五
一五	四一年以上	六〇	三三七	五・六	六	三九	六・五
合	計	七九〇	三二七七	四・一	一七九〇	八、一六三	四・六

第三六表について見るに、富有階級に在つては、婚姻持續期間十年未満では觀察數は著しく少い。この婚姻持續期間内では、未だ自ら第三種所得税千圓以上を納め得る年齢に達してゐる者は少いのであらう。それで婚姻持續期間十年以上の夫婦について出産力を見るに、婚姻持續期間の推移に伴つて生産力は次第に増大してゐることが明らかに看取出来る。カード階級に於ても亦同一の傾向を示してゐる。次に同一婚姻持續期間に於ける富有階級とカード階級の出産力を比較すれば、カード階級の出産力は富有階級の出産力よりも常に大である。例へば婚姻持續期間十一年以上十六年未満では、富有階級の一夫婦當り出生兒數は三・二であるが、カード階級のそれは四・四である。婚姻持續期間十六年以上二十一年未満では、富有階級の

出産力調査結果の概説

妊孕期間經過後の夫婦について平均出生兒數を觀察した場合、富有階級及びカード階級は農業者と共に最も多く子女を生産してゐることを述べた。殊にカード階級は平均出生兒數の多いことは第一位であつた。一夫婦當り出生兒數を婚姻持續期間別に觀察しても、カード階級の出産力は、富有階級の出産力に比較して、いづれの婚姻持續期間に於ても、遙かに勝つてゐることを確め得るのである。

二二、妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

昭和十三年に於ける母の年齢に依り分ちたる出生數を見るに、出生總數一、八六七、〇六八に對して母の年齢四十五歳以上の出生數は八、五二七である。斯くの如く四十五歳以上の妻にして生産する場合もあるが、出生總數に對する割合は極めて僅少であるから、妻の年齢四十五歳以上の夫婦を妊孕期間經過後の夫婦と看做せば、この出生力調査に於ける妊孕期間經過後の夫婦數は一八、三二〇である。

第三七表 妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	夫婦ノ實數	百分比
〇	二、六六五	一四・五五
一	一、二三八	六・七六
二	一、二九二	七・〇五
三	一、五六七	八・五五
四	一、八五四	一〇・二二
五	二、〇三五	一一・一一
六	二、一二七	一一・六一
七	一、八八三	一〇・二八

八	一五二九	八三五
九	一〇七二	五八五
一〇	六八四	三七三
一一	二三九	一三〇
一二	九八	〇五三
一三	二五	〇一四
一四	一〇	〇〇五
一五	一	〇〇一
一六	一	一
一七	一	〇〇一
合計	一八、三二〇	一〇〇〇〇

妊孕期間經過後の夫婦に於ける平均出生兒數は四・六四であることは既に述べた所であるが、第三七表について生産度數分布を見るに、夫婦總數一八、三二〇に對して二、六六五即ち一四・五五%は一兒もなく、六・七六%は一兒、七・〇五%は二兒、八・五五%は三兒、一〇・一二%は四兒を有ち、五兒以下の出生兒を有つてゐる夫婦は全體の四七・〇三%を占めてゐる。これ等の夫婦は平均出生兒數以下の出生兒を有つてゐるのであつて、残りの五二・九七%が平均出生兒數以上の出生兒を有つてゐる。五人乃至八人の出生兒を有つてゐる夫婦は全體の四一・三五%であり、九人以上の出生兒を有つてゐる夫婦は僅かに一一・六一%に過ぎなからず。

從來、我が國には、不妊率に關し信頼するに足る統計資料が缺けてゐたやうに思ふのであるが、第三七表によつてこの缺陷が補はれたのであつて、一四・五五%と言ふ案外に高い不妊率のあることを確め得た。しかしこの統計資料については尙問題にすべき點がある。それは第二に不妊率は婚姻年齢特に妻の婚姻年齢によつて差等があることであり、第二に婚姻持続期間によつても差等があることである。この問題を Bungdörfer は Die

Schottische Familienstatistik von 1911 (Allg. Stat. Archiv. Bd. 9 Heft. 4. 1915) に於て論じてゐる。彼の研究の結果に従へば、妻の婚姻年齢が二十二歳以下の場合には、不妊率は四%、妻の婚姻年齢が十七歳乃至十九歳の場合には不妊率は三%に過ぎない。之に反して妻の婚姻年齢が大きくなるに伴れて不妊率は高くなり、妻の婚姻年齢が二十五歳に在つては七%、二十八歳に在つては一〇%、三十歳に在つては一二%、三十五歳に在つては五七%、四十歳に在つては五七%、四十三歳に在つては八〇%以上に達してゐる。彼は更に婚姻年齢二十歳乃至二十五歳の妻の集團について、婚姻持続期間別に、出産の經驗なき者の割合を計算したが、その結果は左の如くである。

婚姻持続期間	一年	七三・三%
二	二	三六・七%
三	三	一五・九%
四	四	一〇・一%
五	五	九・一%
六	六	八・四%
七	七	七・四%
八	八	六・七%
九	九	六・四%
一〇	一〇	六・〇%

Bungdörfer の研究によつて明らかである如く、不妊率の觀察には、婚姻年齢及び婚姻持続期間を考慮しなければならないのであるが、残念ながら、この種の結果表は未だ出来上つてゐないから、この問題の記述は別の機會に譲つて、ここでは婚姻年齢及び婚姻持続期間を度外視して、妊孕期間經過後の夫婦全體について、生産度數分布を説明するに止めて置く外はない。

二三、夫の職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

妊孕期間經過後の夫婦全體についての生産度數分布は、右に述べた如く

であるが、次に之を夫の職業別に觀察する必要がある。蓋し生産度數分布は、夫の職業の種類によつてそれぞれ特異の形態を示してゐると考へられるからである。夫の職業別による竝に富有階級及びカード階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を示せば第三八表の如くである。

第三八表 職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 數	一般俸給生活者		農村在住俸給生活者		一般賃銀労働者		農村在住賃銀労働者		農業者		漁業者	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
0	101	10.5	93	16.6	264	16.4	158	19.5	137	33.6	119	33.1
1	95	9.9	52	9.3	163	10.7	66	8.5	56	14.0	40	11.4
2	83	8.6	44	7.8	145	9.0	45	5.6	33	8.2	31	8.6
3	114	11.8	61	10.9	143	8.9	65	8.3	43	10.7	44	12.4
4	126	13.0	62	11.0	162	10.1	74	9.4	41	10.1	47	13.3
5	158	16.4	70	12.5	171	10.6	80	9.8	45	11.2	46	13.1
6	128	13.3	60	10.7	166	10.3	77	9.5	42	10.8	55	15.6
7	89	9.2	38	6.8	159	9.9	88	10.8	37	9.4	44	12.4
8	43	4.4	30	5.3	89	5.5	67	8.3	33	8.3	43	12.1
9	25	2.6	24	4.3	85	5.3	51	6.3	25	6.3	18	5.1
10	14	1.4	16	2.9	33	2.0	29	3.6	17	4.3	22	6.1
11	3	0.3	5	0.9	14	0.8	5	0.6	7	1.7	5	1.4
12	1	0.1	3	0.5	6	0.4	2	0.2	1	0.2	1	0.3
13	1	0.1	1	0.2	3	0.2	1	0.1	1	0.2	1	0.3
14	1	0.1	1	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.3
15	1	0.1	1	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.3
16	1	0.1	1	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.3
17	1	0.1	1	0.2	1	0.1	1	0.1	1	0.2	1	0.3
合計	959	100.0	559	100.0	1603	100.0	810	100.0	1040	100.0	515	100.0

出産力調査結果の概説

其の二

出生 数	一般中小商工業主		農村在住商工業主		富有階級		カ下階級		合計	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
0	一八八	一五・八九	二八八	三三・〇七	五三	一〇・七五	一四	三・九七	二、六六五	一四・五五
一	一〇四	八・七九	九七	七・四三	三三	六・六九	一九	五・三八	一、二三八	六・七六
二	一〇九	九・三二	一一〇	八・四三	四五	九・一三	二七	七・六五	一、二九二	七・〇五
三	一一七	九・八九	九八	七・五一	五二	一〇・五七	四三	一一・一八	一、五六七	八・五五
四	一一七	九・八九	一三〇	九・九六	六七	一三・五九	三八	一〇・七六	一、八五四	一〇・一一
五	一三七	一一・五八	一三六	一〇・四三	六四	一三・九八	四八	一三・六〇	二、〇三五	一一・一一
六	一三六	一〇・六五	一三八	一〇・五七	六二	一三・五八	四三	一一・一八	二、一七二	一一・六一
七	一〇一	八・五四	一〇〇	七・六六	四四	八・九二	五〇	一四・一六	一、八八三	一〇・三八
八	八二	六・九三	八六	六・五九	二四	四・八七	三二	九・〇七	一、五二九	八・三五
九	五四	四・五六	六〇	四・六〇	一九	三・八五	二一	五・九五	一、〇七二	五・八五
一〇	三二	二・七〇	三九	二・九九	一八	三・六五	一五	四・三五	六八四	三・七三
一一	一一	〇・九三	一四	一・〇七	六	一・三三	三	〇・八五	二二九	一・三〇
一二	四	〇・三四	七	〇・五四	四	〇・八一	—	—	九八	〇・五三
一三	—	—	二	〇・一五	—	—	—	—	二五	〇・一四
一四	—	—	—	—	二	〇・四一	—	—	一〇	〇・〇五
一五	—	—	—	—	—	—	—	—	一〇	〇・〇五
一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一、八八三	一〇〇・〇〇	一、三〇五	一〇〇・〇〇	四九三	一〇〇・〇〇	三五三	一〇〇・〇〇	一、八三〇	一〇〇・〇〇

第三八表について、先づ職業別に生産度數分布を説明する。一般俸給生活者の平均出生兒數は四・一〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九五九に對して一〇一即ち一〇・五三%は一兒も有つてゐない。これは一般俸給生活者の不妊率であるが、全體の平均的不妊率一四・五五%よりは低い。一兒を有する夫婦は全體の九・九一%、二兒を有する夫婦は八・六五%、三兒を有する夫婦は一一・八九%であつて、この合計は四〇・九八%に達してゐる。そして平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は全體の一・一〇%である。五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四六・九二%であつて、これ等の夫婦は平均出生兒數又はそれ以下の出生兒數を有する夫婦の出生兒數不足を補充してゐるのである。

農村在住俸給生活者の平均出生兒數は四・〇六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數五五九に對して九三即ち一六・六四%は一兒も有つてゐない。これは農村在住俸給生活者の不妊率であつて、全體の平均的不妊率よりは稍高くなつてゐる。一兒を有する夫婦は全體の九・三〇%、二兒を有する夫婦は七・八七%、三兒を有する夫婦は一〇・九一%であつて、この合計は四四・七二%に當る。そして平均出生兒數と略ぼ同數の四兒を有つてゐる夫婦は一・〇九%である。平均出生兒數以上即ち五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・一九%である。

一般賃銀労働者の平均出生兒數は四・一〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一、六〇三に對して二六四即ち一六・四七%は一兒も有つてゐない。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四四・六〇%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四兒を有する夫婦は一〇・二一%である。残りの四五・二九%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

農村在住賃銀労働者の平均出生兒數は四・三六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數八一〇に對して一五八即ち一九・五〇%は一兒も有たざる不妊夫婦である。農村在住賃銀労働者では全體の約二割が不妊夫婦であつて、全體の平均的不妊率よりは相當に高くなつてゐる。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四一・二三%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は九・一四%である。そして残りの四九・六三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

農業者の平均出生兒數は四・九八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一〇、五四〇に對して一、三八七即ち一三・一六%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりは稍低い。出生兒五

人以下を有する夫婦は全體の四二・五一%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒五人を有する夫婦は一〇・六七%である。そして残りの四六・八二%は六人又は六人以上の出生兒を有つてゐる。

漁業者の平均出生兒數は四・〇四であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數五一五に對して一一九即ち二三・一一%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも著しく高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四五・四四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・二三%である。そして残りの四五・四三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

一般中小商工業主の平均出生兒數は四・一七であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一、一八三に對して一八八即ち一五・八九%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・七八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・八九%である。そして残りの四六・三三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

農村在住商工業主の平均出生兒數は四・〇〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一、三〇五に對して二八八即ち二二・〇七%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも著しく高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四五・四四%であり、平均出生兒數と同數の出生兒四人を有する夫婦は九・九六%である。そして残りの四四・六〇%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

富有階級の平均出生兒數は四・五三であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數四九三に對して五三即ち一〇・七五%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率よりも低い。四人以下の出生兒を

有する夫婦は全體の三七・一四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は一三・五九%である。そして残りの四九・二七%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

最後にカード階級の平均出生兒數は五・一八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三五三に對して一四即ち三・九七%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は全體の平均的不妊率の三分の一以下である。五人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三九・九四%であり、平均出生兒數と略

ぼ同數の出生兒五人を有する夫婦は一三・六〇%である。そして六人又は六人以上の出生兒を有する夫婦は四六・四六%である。

妊孕期間經過後の夫婦について生産度數分布を職業別に觀察したから、更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒數を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第三九表について各職業間の比較觀察をしようと思ふ。

第三九表 妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

不妊の夫婦	平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦
一般俸給生活者	一〇・五三	四〇・九八	四六・九二
農村在住俸給生活者	一六・六四	四四・七二	四四・一九
一般賃銀労働者	一六・四七	四四・六〇	四五・二九
農村在住賃銀労働者	一九・五〇	四二・三三	四九・六三
農業者	一三・一六	四二・五一	四六・八二
漁業者	二三・一一	四五・四四	四五・四三
一般中小農村在住	一五・八九	四三・七八	四六・三三
富階級	二二・〇七	四五・四四	四五・四三
カード階級	一〇・七五	三七・一四	四四・六〇
三階級	三・九七	三九・九四	四四・二七
四階級	一・〇七	三三・一四	四四・二七
五階級	一・〇七	三三・一四	四四・二七

第三九表について、先づ不妊夫婦の割合(以下、不妊率と稱す)を見るに、漁業者の二三・一一%が最も高く、之に亞いで農村在住商工業主の二二・〇七%、農村在住賃銀労働者の一九・五〇%が高い。また農村在住俸給生活者は一般俸給生活者よりも、農村在住賃銀労働者は一般賃銀労働者よりも、更にまた農村在住商工業主は一般中小商工業主よりも高き不妊率を有つてゐる。農業者の一三・一六%が全體の平均不妊率一四・五五%より稍低いのを除けば、農村又は漁村在住者は職業種類の如何を問はず、常に高き不妊率を示してゐる。これは如何なる理由によるものであらうか。Burgdorferの研究に従へば、婚姻年齢の高まるに伴れて不妊率も高く

なると言ふのであるが、我が國に於ては、農村在住者の婚姻年齢は特に高いとは信ぜられない。この原因の究明は今後の研究に於てなさなければならぬ。

之に反してカード階級の不妊率は著しく低く僅かに三・九七%に過ぎない。既に述べた如くこのカード階級は殆んど全部東京市に在住する者であるが、この低き不妊率も亦意外である。之に亞いで一般俸給生活者の一〇・五三%、富階級の二・七五%が低い。いづれも全體の平均的不妊率以下である。

次に平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合は、不妊夫婦の割合

が比較的が多い職業即ち漁業者及び農村在住商工業主に於て甚だ高いことは當然のことと考へられるが、農村在住俸給生活者の四四・七二%が最も高くなつてゐる。農村在住俸給生活者に於ける不妊率は一六・六四%であつて、漁業者に於ける二三・一一%、農村在住商工業主に於ける二一・〇七%の不妊率よりも遙かに低いに拘らず、かゝる結果を示してゐるのは、三人以下の出生兒を有する夫婦の割合が甚だ多いことに原因してゐるであらう。之に反して富有階級及びカード階級に於けるこの割合は三七・一四%及び三九・九四%であつて最も低いのは、不妊率が著しく低いのみならず、平均出生兒數と同數又はそれ以上の出生兒を有する夫婦の割合が比較的が高いことに原因してゐる。即ち富有階級及びカード階級に於ては、他の場合に比較して、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合が最も高く、また平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合も比較的が高いのである。農村在住賃銀労働者に在つては、一方に於て、不妊率が高いに拘らず、他方に於て、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫

婦の割合及び平均出生兒數を略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合が比較的に低い爲めに、平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合が特に高く、四九・六三%と言ふ最高の率を示してゐるのである。

二四、一般俸給生活者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

後の夫婦の生産度數分布

一般俸給生活者は、既に述べた如く、行政官、陸海軍々人、小學校教員、巡查及び銀行會社員に再別し得るのであつて、それらの内譯職業別に於ける妊孕期間經過後の夫婦當り平均出生兒數はいづれも異なつてゐる。即ち行政官に於ては三・七七、陸海軍々人に於ては四・〇一、小學校教員に於ては四・五〇、巡查に於ては二・八〇、銀行會社員に於ては四・〇三である。これに應じて生産度數分布にも多少の差等があらうと考へられるから、次の第四〇表によつて、これ等内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を観察しようと思ふ。

第四〇表 一般俸給生活者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	行政官		陸海軍々人		小學校教員		巡查		銀行會社員		合計	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	一一	九・四〇	八	三・〇八	二八	八・三三	一一	三・四五	四三	三・六八	一〇一	一〇・五三
一	一八	一五・三九	一〇	八・八五	二六	七・五四	八	一・七七八	三三	九・七四	九五	九・九一
二	一三	一一・一一	一一	九・七三	二四	六・九六	五	一一・二一	三〇	八・八五	八三	八・六五
三	一三	一一・一一	二二	一八・五八	三九	一一・三〇	四	八・八九	三七	一〇・九三	一四	一・八九
四	一一	九・四〇	一四	一一・三九	五三	一五・三六	六	一三・三三	三二	九・四四	一六	一・五六
五	一九	一六・三四	二五	二一・三三	五二	一五・〇七	二	四・四四	六〇	一七・七〇	一五八	一六・四八
六	一四	一一・九七	二二	一〇・六三	四四	一三・七五	四	八・八九	四四	一三・九八	一一八	一二・三〇

七	二二	101.6	七	六1.9	三七	101.11	四	八8.9	二九	八5.5	八九	九2.8
八	四	33.3	二	17.7	一九	55.1	一	一	一八	53.1	四三	44.8
九	一	0.85	一	0.89	一五	43.5	一	一	八	23.6	二五	26.1
一〇	一	0.85	一	0.89	七	10.3	一	二1.3	四	11.8	一四	14.6
一一	一	—	一	0.89	一	0.9	一	一	一	0.14	三	0.31
合計	117	100.00	113	100.00	345	100.00	45	100.00	339	100.00	959	100.00

第四〇表によつて、先づ内譯職業別に生産度數分布を觀察する。行政官の平均出生兒數は三・七七であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一七に對して一一即ち九・四〇%は一兒も有つてゐない。行政官のこの不妊率は一般俸給生活者の平均的不妊率一〇・五三%よりは稍低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四七・〇一%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は九・四〇%である。そして残りの四三・五九%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

陸海軍々人の平均出生兒數は四・〇一であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一一三に對して八即ち七・〇八%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は平均的不妊率よりも約三割も低いのである。出生兒四人以下を有する夫婦は全體の四四・二四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は一一・三九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四三・三七%である。

小學校教員の平均出生兒數は四・五〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三四五に對して二八即ち八・一二%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は平均的不妊率よりも相當に低い。出生兒四人以下を有する夫婦は全體の三三・九二%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一五・三六%である。そして残りの五〇・七二%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

巡查の平均出生兒數は二・八〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數四五に對して二即ち二四・四五%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は恐るべく高い。巡查に在つては、妊孕期間經過後の夫婦四組について一組の不妊夫婦がある計算である。出生兒三人以下を有する夫婦は全體の五三・三四%に達して居り、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒三人を有する夫婦は八・八九%である。そして四人又は四人以上の出生兒を有つてゐる夫婦は三七・七七%である。

最後に銀行會社員の平均出生兒數は四・〇三であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三三九に對して四三即ち一二・六八%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも高い。四人以下の出生兒を有つてゐる夫婦は全體の四二・一九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・四四%である。そして残りの四八・三七%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

妊孕期間經過後の夫婦について生産度數分布を内譯職業別に觀察したから、更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四一表について、各内譯職業別の比較觀察をしようと思ふ。

第四一表 妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、

平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、
平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する
夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有す
る夫婦の割合

妊孕期間經過後 の夫婦一〇〇中	行政官	陸海軍 々々人	小學校 教員	巡査	銀行 會社員
不妊の夫婦	九・四〇	七〇・八	八・二二	二四・四五	一・二六八
平均出生兒數以下の出生 兒を有する夫婦	四七・〇一	四四・二四	三三・九二	五三・三四	四三・二九
平均出生兒數と略ぼ同數 の出生兒を有する夫婦	九・四〇	一一・三九	一五・三六	八・八九	九・四四
平均出生兒數以上の出生 兒を有する夫婦	四三・五九	四三・三七	五〇・七二	三七・七七	四八・三七

第四一表について、先づ不妊率を見るに、行政官、陸海軍々人及び小學校教員に在つては、いづれも平均的不妊率一〇・五三%よりは低く、特に陸海軍々人の不妊率七・〇八%は著しく低い。之に反して銀行會社員の不妊率は平均的不妊率よりも稍高く、巡査の不妊率は恐ろしく高い。銀行會社員の不妊率に比較しても約二倍であり、陸海軍々人の不妊率に比較すれば實に約三・五倍に達してゐる。巡査の不妊率は何故に斯くも高いのであらうか。農村在住者の高き不妊率と巡査の高き不妊率とは同一の原因によるものであらうか。農村在住者に在つては、一方に於て不妊率は高いが、他方に於て、平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合も相當に大であるために、少くとも平均四人以上の出生兒があることになつてゐる。然るに巡査に在つては不妊率が高いばかりではなく、平均出生兒數二・八〇以上の出生兒を有する夫婦の割合も著しく低いから、凡ゆる職業の中で、平均出生兒數は最も少いのである。巡査の不妊率は何故に著しく高く、また其の出産力は一般に甚だ低いかの原因を究明する必要があるであらう。

出産力調査結果の概説

次に平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合は、不妊率の最も高い巡査に於て最も高く五三・三四%に達してゐる。銀行會社員に在つては、其の不妊率は平均的不妊率よりも稍高いが、しかし平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合も、行政官又は陸海軍々人よりも高いのである。これ等の内譯職業の中では、不妊率が比較的到低く、そして平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合が最も高いのは小學校教員である。

二五、一般賃銀勞働者の内譯職業別による妊孕期間經過

後の夫婦の生産度數分布

一般賃銀勞働者は、工場勞働者、鑛山勞働者及び交通現業員に再別することが出来るのであつて、妊孕期間經過後に於ける夫婦の平均出生兒數は、それ々の職業によつて異なつてゐる。即ち工場勞働者の四・二六が最も多く、鑛山勞働者の四・〇一が之に亞ぎ、交通現業員の三・八二が最も少い。そこで一般俸給生活者の内譯職業別の場合に於けると同様、次の第四二表によつて、一般賃銀勞働者の内譯職業別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を観察しようと思ふ。

第四二表 一般賃銀勞働者の内譯職業別による妊孕期

間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 兒數	工場勞働者		鑛山勞働者		交通現業員		合 計
	夫婦ノ 實數	百分比	夫婦ノ 實數	百分比	夫婦ノ 實數	百分比	
〇	一六	二一・六	三六	二六・九	七〇	一四・九	二二四
一	九四	一〇・三	一六	一五・五	五三	一一・八	一三三
二	六	七・八	三六	三三・六	五一	一〇・八	一四五
三	七二	八・三	一五	一四・七	五六	一一・二	一四三
四	五	一〇・〇	一九	一八・六	五〇	一〇・四	一三三
							一六四七

合 計	三三	一〇〇・〇〇	三三	一〇〇・〇〇	四七〇	一〇〇・〇〇	一・二〇〇	一〇〇・〇〇
一〇	二五	二七一	三	一・四三	五	一・〇六	三三	二〇六
一一	二	一・一六	三	一・四三	一	一四	〇・八七	一四
一二	五	〇・四〇	一	一	一	六	〇・七七	六
一三	三	〇・三三	一	一	一	三	〇・九二	三
九	五	五・九	八	五・七	三	八	五・五	五・五
八	五	五・五	三	五・六	二	九	五・五	五・五
七	一〇	一・九	三	九・二	七	二五	九・二	九・二
六	七	一〇・三	一	八・六	五	一六	一〇・六	一〇・六
五	八	九・三	三	八・四	四	一七	一〇・六	一〇・六

第四二表によつて、先づ内譯職業別に生産度數分布を觀察する。工場労働者の平均出生兒數は四・二六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九二二に對し、一五八即ち一七・一六%は一兒も有たざる不妊夫婦である。

この不妊率は一般賃銀労働者の平均的不妊率一六・四七%よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四二・五七%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一〇・一〇%である。そして残りの四七・三三%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

鑛山労働者の平均出生兒數は四・〇一であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二二二に對して三六即ち一六・九八%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は平均的不妊率よりも僅かに高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・八六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は八・九六%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四七・一八%である。

交通現業員の平均出生兒數は三・八二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數四七〇に對して七〇即ち一四・八九%は一兒も有せざる不妊夫婦

であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも稍低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四八・九四%であつて、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は一〇・六四%である。そして残りの四〇・四二%は五人又は五人以上を有する夫婦である。

妊孕期間經過後の夫婦について生産度數分布を内譯職業別に觀察したから、更に妊孕期間經過の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四三表について、各内譯職業相互間に比較觀察しようと思ふ。

第四三表 妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒以上の出生兒を有する夫婦の割合

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	工場労働者	鑛山労働者	交通現業員
不妊の夫婦	一七・一六	一六・九八	一四・八九
平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	四二・五七	四三・八六	四八・九四
平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	一〇・一〇	八・九六	一〇・六四
平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦	四七・三三	四七・一八	四〇・四二

第四三表について、それぐの不妊率を見るに、いづれも平均的不妊率と極めて接近してゐるから、大した差等はないが、工場労働者の不妊率は最も高く、鑛山労働者の不妊率は之に亞ぎ、交通現業員の不妊率は最も低い。然るに平均出生兒數を見れば、工場労働者の四・二六が最も多く、鑛山労働者の四・〇一が之に亞ぎ、交通現業員の三・八二が最も少い。従つて工

場労働者に在つては、一方に於て不妊率も高いが、他方に於て、平均出生
 兒數以上の出生兒數を有つ夫婦の割合も亦最も多いのである。之に反して
 交通現業員に在つては、一方に於て、不妊率は低いが、他方、平均出生兒
 數以上の出生兒を有する夫婦の割合も亦少いのである。

二六、一般俸給生活者の收入階級別による妊孕期間經過
 後の夫婦の生産度數分布

妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を職業別に觀察したから、更に之

を經濟的地位別に分析して觀察しようと思ふ。經濟的地位の區分は、一般
 俸給生活者、農村在住俸給生活者、一般賃銀労働者及び農村在住賃銀労働
 者に在つては夫の收入により、農業者に在つては耕作面積により、また一
 般中小商工業主及び農村在住商工業主に在つては國稅營業收益稅納稅額に
 よることはこれまでの例と同様である。
 先づ第一に一般俸給生活者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分
 布を收入階級別に示せば第四四表の如くである。

第四四表 一般俸給生活者の收入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	一	—	一五	一・七三	二二	九・四六	三三	一四・七七	二二	一四・七七	二〇	七・六三
一	一	一・六六七	一一	九・三八	二七	一三・六六	一三	八・三三	二二	一四・七七	二二	八・〇三
二	一	一・六六七	一〇	七・八一	一八	九・一一	一四	九・四〇	一五	八・一一〇	三三	八・七八
三	—	—	一七	一三・三八	二二	九・四六	一五	一〇・四七	二八	一五・三〇	三三	一五・三三
四	二	三・三三三	一八	一四・〇六	三六	一六・三三	一八	一三・〇八	一四	七・六五	二八	一〇・六九
五	—	—	一〇	七・八一	三六	一六・三三	三三	一四・七七	三四	一八・五八	五五	二〇・九九
六	—	—	一六	一三・五〇	二五	一三・六六	二〇	一三・四三	一六	八・七四	四〇	一五・二七
七	—	—	一五	一三・七三	一九	八・五六	一一	八・〇五	一七	九・三九	二五	九・五四
八	二	三・三三三	八	六・三五	七	三・三五	八	五・三七	七	三・八三	一一	四・〇〇
九	—	—	四	三・三三	九	四・〇五	二	一・三四	四	二・一九	六	二・三九
一〇	—	—	二	一・五六	三	一・三五	三	二・〇一	五	三・三三	一	〇・三八
一一	—	—	一	〇・七八	—	—	—	—	一	〇・五五	一	〇・三八
合計	六	一〇〇・〇〇	二八	一〇〇・〇〇	三三	一〇〇・〇〇	一四九	一〇〇・〇〇	一八三	一〇〇・〇〇	二六二	一〇〇・〇〇

第四四表について見るに、收入五〇圓未満の收入階級では、觀察數は僅
 か六に過ぎないのであつて、第三表に示されたる一夫婦當り出生兒數四・五

〇よりも出生兒數の少い夫婦が二組、この四・五〇と略ぼ同數の出生兒を
 有する夫婦が二組、そして四人以上の出生兒を有する夫婦が二組である。

次に収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・二〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一二八中一五即ち一・七二%は一兒も有たざる不妊夫婦である。この不妊率は一般俸給生活者の平均的不妊率一〇・五三%よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四二・一九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一四・〇六%である。そして残りの四三・七五%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は三・九二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二二二中二一即ち九・四六%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より稍低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三九・一九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は二六・二二%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・五九%である。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は三・九二であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一四九中一二即ち一四・七七%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも相當に高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四二・九六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦は二二・〇八%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・九六%である。

収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級に在つては、平均出生兒數は三・九八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一八三中二一即ち一・四七%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四六・四四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は七・六五%で

ある。そして残りの四五・九一%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

最後に収入三〇〇圓以上の収入階級では、平均出生兒數は四・二六であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二六二中二〇即ち七・六三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりは遙かに低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三六・二六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一〇・六九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は五三・〇五%である。

次に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四五表によつて、各収入階級相互間に比較しようと思ふ。収入五〇圓未満の収入階級では觀察數が甚だ少いから之を除外した。

第四五表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

不妊の割合	平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合	平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合	平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合
五〇圓以上一〇〇圓未満	一〇・五三	四二・一九	四三・七五
一〇〇圓以上一五〇圓未満	九・四六	三九・一九	四三・七五
一五〇圓以上二〇〇圓未満	一四・七七	四二・九六	四三・七五
二〇〇圓以上三〇〇圓未満	一・四七	四六・四四	四三・七五
三〇〇圓以上	七・六三	三五・二六	四三・七五

第四五表について、先づ不妊率を見るに、収入三〇〇圓以上の収入階級に於ける七・六三%が最も低く、之に並いで、収入一〇〇圓以上一五〇圓の収入階級に於ける九・四六%が低い。之に反して収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於ける一四・七七%が最も高い。収入五〇圓以上一〇〇圓未満及び二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級に於ける不妊率は平均的不妊率より僅かに高いに過ぎない。

次に収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満及び三〇〇圓以上の二収入階級に於ては、平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合が甚だ多い。殊に收入三〇〇圓以上の収入階級では、それが實に五三・〇五%に達してゐる。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、不妊率が高く、そして平均出生児數と略ぼ同數及びそれ以上の出生児を有する夫婦の割合は必らずしも高くない。従つて一夫婦當り出生児數は他の収入階級に比較して劣つてゐるのである。

二七、農村在住俸給生活者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

農村在住俸給生活者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、収入階級別に示せば第四六表の如くである。

第四六表 農村在住俸給生活者の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生 兒數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	二五	三三・五	三三	一八・七	一五	一六・三	五	一六・六	一	三・四	一〇	一〇・九
一	一〇	八・六	一五	八・七	一一	一一・八	二	六・六	二	六・九	八	八・七
二	八	六・九	一四	八・九	六	六・四	三	一〇・〇	三	一〇・三	七	七・六
三	二	一・〇	一八	一〇・五	一一	一一・八	三	一〇・〇	四	一三・九	一三	一三・九
四	一三	一一・三	一一	六・四	一二	一二・九	四	一三・三	六	二〇・六	一一	一一・九
五	一三	一一・三	一八	一〇・五	九	九・六	三	一〇・〇	六	二〇・六	一九	二〇・八
六	九	七・七	二三	一三・四	一〇	一〇・七	二	六・六	五	一七・四	一〇	一〇・九
七	六	五・七	一五	八・七	六	六・四	一	三・三	一	一・一	六	六・五
八	六	五・七	七	四・〇	七	七・五	二	六・六	一	一・一	五	五・四
九	六	五・七	八	四・六	四	四・三	二	六・六	一	一・一	一	一・〇
一〇	四	三・四	七	四・〇	二	二・五	一	三・三	一	三・四	一	一・〇
一一	二	一・七	一	〇・五	一	一・一	二	六・六	一	一・一	一	一・〇
一二	一	〇・八	二	一・七	一	一・一	一	一・一	一	一・一	一	一・〇
一三	一	〇・八	一	一・七	一	一・一	一	一・一	一	一・一	一	一・〇

合計	114	100-00	121	100-00	93	100-00	30	100-00	29	100-00	91	100-00
----	-----	--------	-----	--------	----	--------	----	--------	----	--------	----	--------

農村在住俸給生活者に於ける収入五〇圓未満の収入階級では、一夫婦當り出生兒數は四・〇一であるが、第四六表について、生産度數分布を見るに、夫婦總數二一六中、一五即ち二二・五五%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一六・六四%より遙かに高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四七・四二%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一一・二二%である。そして残り四一・三七%は五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦である。

収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・二三であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一七一中、三三即ち一八・七一%は一兒も有せざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりは稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四六・二〇%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は六・四三%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四七・三七%である。

収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は三・九〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九三中、一五即ち一六・二三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より僅かに低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四六・二四%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一二・九〇%である。そして残りの四〇・八六%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・四三

であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數三〇中五即ち一六・六六%は一兒も有たざる不妊の夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・三三%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は二三・三三%である。五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四三・三四%である。

収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級では、平均出生兒數は四・二四であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數二九中、一即ち三・四五%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は著しく低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の三四・四八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は二〇・六九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四四・八三%である。

最後に、収入三〇〇圓以上の収入階級では、平均出生兒數は三・九〇であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數九一中、一〇即ち一〇・九九%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率も平均的不妊率よりは相當に低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四一・七二%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は一三・一九%である。そして残りの四五・〇五%は五人又は五人以上の出生兒を有つてゐる。

更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦の割合及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合を、次の第四七表によつて、各収入階級相互間に比較しよう。

第四七表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	五〇圓以上一〇〇圓以下	一〇〇圓以上一五〇圓以下	一五〇圓以上二〇〇圓以下	二〇〇圓以上三〇〇圓以下	三〇〇圓以上
不妊の夫婦	三・五	一・七	一・六	三・五	二・九
平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	四七・三	四六・〇	四三・四	四〇・八	四一・七
平均出生兒と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	一一・二	一三・九	一三・三	一〇・九	一一・九
平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦	四一・七	四七・七	四〇・六	四三・四	四一・三

第四七表について不妊率を見るに、収入の多き収入階級特に収入二〇〇圓以上三〇〇圓未満の収入階級に於ては、不妊率は著しく低い。一般賃給生活者に在つては収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於ける不妊率が最も高かつたが、農村在住俸給生活者に在つては収入の少い収入階級

第四八表 一般賃銀労働者の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上一五〇圓未満		一五〇圓以上二〇〇圓未満		二〇〇圓以上三〇〇圓未満	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	五	一一・〇〇	一五二	一六・八〇	八〇	一四・三三	一四	二四・五六	—	—
一	一	二・〇〇	九七	一〇・七二	五二	九・一九	七	一一・三八	—	—
二	四	八・〇〇	八八	九・七三	四七	八・三〇	三	五・二七	—	—
三	二	四・〇〇	八六	九・五〇	五〇	八・八三	—	—	—	—
四	一	二・〇〇	九一	一〇・〇七	五九	一〇・四三	二	三・五一	—	—
五	—	—	一〇七	一一・二二	五六	九・八九	五	八・七七	—	—
六	六	二四・〇〇	七八	八・六二	七一	一二・五五	九	一五・七九	—	—
七	三	三三・〇〇	八六	九・五〇	五七	一〇・四七	八	一四・〇四	—	—
八	二	八・〇〇	四四	四・八六	三七	六・五四	四	七・〇二	—	—

出産力調査結果の概説

ほど不妊率は高くなつてゐる。しかし不妊率の高き収入階級に於て、一夫婦當り出生兒數は少いかと言へば必ずしもさうではない。例へば収入一〇〇圓以上一五〇圓未満及び収入三〇〇圓以上の収入階級では、一夫婦當り出生兒數はいづれも三・九〇であるが、収入五〇圓未満の収入階級では、それは四・〇一であり、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、それは四・二三である。この収入の比較的少なき収入階級では、一方に於て、不妊率は高いが、他方、平均出生兒數と略ぼ同數或はそれ以上の出生兒を有する夫婦の割合も比較的に多いのである。

二八、一般賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

一般賃銀労働者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、収入階級別に示せば第四八表の如くである。

九	一	四・〇〇	五〇	五・五三	三三	五・八三	一	一七五	三	一〇〇・〇〇
一〇	一	一	一八	一・九九	二二	三・三三	二	三・五一	一	一〇〇・〇〇
一一	一	一	五	〇・五五	七	一・三四	一	一七五	一	一〇〇・〇〇
一二	一	一	二	〇・三三	三	〇・五三	一	一七五	一	一〇〇・〇〇
一三	一	一	一	〇・一一	二	〇・三五	一	一七五	一	一〇〇・〇〇
合計	二五	一〇〇・〇〇	九〇五	一〇〇・〇〇	五六六	一〇〇・〇〇	五七	一〇〇・〇〇	三	一〇〇・〇〇

一般賃銀労働者に於ける収入五〇圓未満の収入階級では、平均出生児数は四・〇四であるが、第四八表について、生産度数分布を見るに、夫婦總數は二五中、五即ち二〇・〇〇%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一六・四七%より稍高い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四八・〇〇%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は四・〇〇%である。そして残りの四八・〇〇%は五人又は五人以上の出生児を有つてゐる。

収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、平均出生児數は三・九五であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數九〇五中、一五二即ち一六・八〇%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率と略ぼ均しい。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四六・七四%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は一〇・〇六%である。そして五人又は五人以上の出生児を有する夫婦は四三・二〇%である。

収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、平均出生児數は四・四〇であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數五六六中、八〇即ち一四・一三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均不妊率よりは稍低い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四〇・四五%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は一〇・四三%である。そして残りの四九・一二%は五人又は五人以上の出生児を有つて居る。

収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生児數は四・二一であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數五七中、一四即ち二四・五六%は一兒を有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より著しく高い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四二・一一%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は三・五一%である。そして五人又は五人以上の出生児を有する夫婦は五四・三八%である。

収入二〇〇圓以上の収入階級は極めて少數であるから、その記述を省略することにする。そして妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生児數以下の出生児を有する夫婦の割合、平均出生児數と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合及び平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合を、次の第四九表によつて、各収入階級相互間に比較しよう。

第四九表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生児數以下の出生児を有する夫婦の割合、平均出生児數と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合及び平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合

不妊の夫婦	二〇・〇〇	一六・八〇	一四・一三	二四・五六
平均出生児數以下の出生児を有する夫婦	四八・〇〇	四六・七四	四〇・四五	四二・一一
妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	五〇圓未満	一〇〇圓以上	一五〇圓以上	一五〇圓以上
	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿
	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿
	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿	一〇〇圓未滿

平均出生児数と略ぼ同様の出生児を有する夫婦
平均出生児数の出生児を有する夫婦

平均出生児数と略ぼ同様の出生児を有する夫婦	四・〇〇	一〇・〇六	一〇・四三	三・五一
平均出生児数の出生児を有する夫婦	四八・〇〇	四三・二〇	四九・二二	五四・三六

第四九表について不妊率を見るに、収入の最も少き収入階級と収入の比較的が多い階級特に収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級に於て、不妊率は特に高い。しかし不妊率は斯くの如くに高いに拘らず、平均出生児数以下の出生児を有する夫婦の割合は必ずしも高くなく、平均出生児数以上の出生児を有する夫婦の割合が相當に高いから、結局、収入一五〇圓以上二〇〇圓未満の収入階級では、平均出生児数は他の収入階級の平均出生

第五〇表 農村在住賃銀労働者の収入階級別による妊孕期間経過後の夫婦の生産度数分布

出生児数	五〇圓未満		五〇圓以上一〇〇圓未満		一〇〇圓以上二五〇圓未満		二五〇圓以上三〇〇圓未満		三〇〇圓以上三〇〇圓未満	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	八五	一九・二七	四二	三〇・五九	一	六・六七				
一	三六	八・二六	一六	七・八四						
二	二七	六・三三	一一	五・八八						
三	三二	七・〇三	一八	八・八三	二	一三・三三				
四	四〇	九・〇七	一八	八・八三	一	六・六七				
五	四〇	九・〇七	二二	一〇・一九	一	六・六七				
六	五二	一三・七九	一四	六・八六	二	一三・三三				
七	五〇	一三・四四	二三	一六・八二	二	一三・三三				
八	三三	七・四八	一八	八・八三	三	二〇・〇〇	一	一〇〇・〇〇		
九	二八	六・三五	一一	五・八八	一	六・六七				
一六	一六	三・六三	八	三・九三	一	六・六七				
一一	一	〇・三三			一	六・六七				
一二										
一三										
一四										

兒數と大差がないのである。収入一〇〇圓以上一五〇圓未満の収入階級では、不妊夫婦の割合が最も少く、そして平均出生児数以上の出生児を有する夫婦の割合は比較的が多いから、平均出生児数は、他の収入階級よりも多くなつてゐる。

二九、農村在住賃銀労働者の夫の収入階級別による妊孕期間経過後の夫婦の生産度数分布

農村在住賃銀労働者に於ける妊孕期間経過後の夫婦の生産度数分布を、収入階級別に示せば第五〇表の如くである。

一五	—	0.111	—	—	—	—	—	—	—
一六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一七	—	0.111	—	—	—	—	—	—	—
合計	四四一	100.00	二四四	100.00	一五	100.00	—	100.00	100.00

第五〇表について見るに、収入一〇〇圓以上の収入階級に於ては、觀察數は甚だ僅少であるから、収入五〇圓未満及び五〇圓以上一〇〇圓未満の二收入階級のみについて、觀察するに止めて置き度い。

農村在住賃銀労働者の平均的不妊率は一九・五〇%であるから、収入五〇圓未満の収入階級に於ける不妊率はこれよりも僅かに低く、また収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける不妊率はこれよりも僅かに高い。

従つて兩者の差は決して大きくはない。次に平均出生兒數を見るに、収入五〇圓未満の収入階級に在つては四・三六であつて、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級に於ける四・二八よりは稍高い。そこで平均出生兒數以

下の出生兒即ち四人以下の出生兒を有する夫婦の割合を比較すれば、収入五〇圓未満の収入階級では、四〇・五八%であるが、収入五〇圓以上一〇〇圓未満の収入階級では、四三・一四%である。

三〇、農業者の耕作段別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

農業者に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、耕作段別に示せば第五一表の如くである。

第五一表 農業者の耕作段別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	五 段 未 滿		五 段 以 上 一 町 未 滿		一 町 以 上 二 町 未 滿		二 町 以 上 三 町 未 滿		三 町 以 上	
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
〇	四二一	18.39	五八一	13.43	二九五	9.73	二〇	5.36	七	5.93
一	一六三	7.11	二四〇	5.55	一三五	4.11	九	2.41	三	2.54
二	一七二	7.51	二八一	6.50	一五二	5.01	一三	3.49	一	0.85
三	一八六	8.13	三六〇	8.33	二二一	7.28	二六	6.97	六	5.09
四	二二九	10.44	四一七	9.64	二九一	9.58	三〇	8.04	一五	11.71
五	二二九	10.00	四六六	10.77	三三三	10.61	五二	13.94	一七	14.01
六	二四九	10.88	五一九	11.00	四〇八	13.44	六〇	16.09	九	7.63
七	二二七	9.92	四五八	10.59	三七六	11.39	五二	13.94	一九	16.10
八	一七〇	7.43	四一四	9.57	三五二	11.59	四二	11.26	一六	13.56
九	一三	4.94	二八七	6.64	二四六	8.10	三三	8.85	一〇	8.47

一〇	七五	三・三八	一八五	四・二八	一六一	五・三〇	二六	六・九七	一〇	八・四七
一一	二八	一・三三	七九	一・八三	四九	一・六一	八	二・二四	四	三・三九
一二	一一	〇・四八	二九	〇・六七	二八	〇・九三	二	〇・五四	一	〇・八五
一三	三	〇・一三	八	〇・一九	七	〇・三三	一	一	一	一
一四	三	〇・一三	一	〇・一〇	三	〇・一〇	一	一	一	一
合 計	三二八九	100.00	四三三五	100.00	三〇三六	100.00	三七三	100.00	一一八	100.00

耕作面積五段未満の農業者では、平均出生児数は四・三二であるが、第五表について、生産度数分布を見るに、夫婦總數二、二八九中、四二一即ち一八・三九%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一三・一六%より相當に高い。四人以下の出生児を有する夫婦は全體の四一・二五%であり、平均出生児數と略ぼ同數の四人の出生児を有する夫婦は一〇・四四%である。そして五人又は五人以上の出生児を有する夫婦は四八・四一%である。

耕作面積五段以上一町未満の農業者では、平均出生児數は四・九二であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數四、三二五中、五八一即ち一三・四三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率と略ぼ均等である。五人以下の出生児を有する夫婦は全體の四三・四四%であり、平均出生児數と略ぼ同數の出生児五人を有する夫婦は一〇・四四%である。そして残りの四五・七九%は六人又は六人以上の出生児を有つてゐる。

耕作面積一町以上二町未満の農業者では、平均出生児數は五・四七であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數三、〇三六中、二九五即ち九・七二%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率より相當に低い。五人以下の出生児を有する夫婦は全體の三五・七一%であつて、平均出生児數と略ぼ同數の五人の出生児を有する夫婦は一〇・六一%で

ある。そして六人又は六人以上の出生児を有する夫婦は五三・六八%である。耕作面積二町以上三町未満の農業者では、平均出生児數は五・九六であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數三七三中、二〇即ち五・三六%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率の二分の一以下である。六人以下の出生児を有する夫婦は全體の四六・三二%であり、平均出生児數と略ぼ同數の出生児六人を有する夫婦は二三・四四%である。そして七人又は七人以上の出生児を有する夫婦は四〇・二四%である。

耕作面積三町以上の農業者では、平均出生児數は六・一八であるが、生産度数分布を見るに、夫婦總數一一八中、七即ち五・九三%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率に比較すれば著しく低い。六人以下の出生児を有する夫婦は全體の四一・五三%であり、平均出生児數と略ぼ同數の六人の出生児を有する夫婦は七・六三%である。そして残りの五〇・八四%は七人又は七人以上の出生児を有つてゐる。

更に妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦の割合、平均出生児數以下の出生児を有する夫婦の割合、平均出生児數と略ぼ同數の出生児を有する夫婦の割合及び平均出生児數以上の出生児を有する夫婦の割合を、次の第五二表によつて、各耕作段別相互間に比較しよう。

出産力調査結果の概説

第五二表

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中、不妊夫婦、平均出生數以下の出生兒を有する夫婦、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦及び平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦の割合

妊孕期間經過後の夫婦一〇〇中	五段未滿	五段以上	一町以上	二町以上	三町以上
不妊の夫婦	一八・三九	一三・四三	九七二	五・三六	五・九三
平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦	四一・二五	四三・四四	三五・七一	四六・三二	四一・五三
平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒を有する夫婦	一〇・四四	一〇・七七	一〇・六一	一三・四四	七・六三
平均出生兒數以上の出生兒を有する夫婦	四八・四一	四五・七九	五三・六八	四〇・二四	五〇・八四

第五二表について不妊率を見るに、耕作面積の少い農業者ほど不妊率が高く、耕作面積の増加するに伴って、不妊率は次第に低下してゐる。殊に耕作面積二町以上の農業者に於ては、この不妊率は著しく低い。不妊率は平均出生兒數と關係あることは言ふ迄もないが、耕作面積五段未滿の農業者と耕作面積三町以上の農業者とは、平均出生兒數は實に約二人の差等がある。平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦の割合は、耕作面積五段以下の農業者では四一・一五%であるに對して、耕作面積五段以上一町未滿の農業者では四三・四四%となつてゐるのは、前者の平均出生兒數は四・三二であるが、四人以下の出生兒を有する夫婦を平均出生兒數以下の出生兒を有する夫婦と看做したに對して、後者の平均出生兒數は四・九二であるが五人以下の出生兒を有する夫婦を平均出生兒以下の出生兒を有する夫婦と看做したことに原因してゐる。もしこの割合を正確に計算するならば、後者の値は前者の値よりは少くなると思はれる。これと同様のことが、耕作面積二町以上三町未滿の農業者についても言ひ得る。

三一、一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

一般中小商工業主に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、國稅營業收益稅納稅額別に示せば第五三表の如くである。

第五三表

一般中小商工業主の國稅營業收益稅納稅額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	免稅者		二五圓未滿		二五圓以上五〇圓未滿		五〇圓以上	
	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比	實數	百分比
〇	一六	一・五三	二九	一・八五	一九	一・四三	一〇三	一・六二
一	九	〇・八四	一五	〇・九六	一八	一・二七	五〇	〇・八三
二	三	〇・二五	一六	一・〇三	二一	一・五三	五五	〇・八七
三	九	〇・七四	三〇	二・〇三	二四	一・八五	六五	一・〇〇
四	一四	一・〇九	二二	一・五九	一四	一・〇九	六三	一・〇〇
五	二〇	一・四七	一七	一・〇九	二二	一・七〇	七四	一・一五
六	三三	二・三三	一一	〇・八〇	三三	二・五〇	七三	一・一四
七	六	〇・五三	一五	一・〇六	二四	一・八五	四四	〇・七二
八	四	〇・三〇	七	〇・五三	二二	一・六六	四九	〇・七二
九	六	〇・四三	五	〇・三三	九	〇・六八	二九	〇・四三
一〇	二	〇・一四	六	〇・四五	四	〇・三〇	一八	〇・二八
一一	二	〇・一四	三	〇・二三	一	〇・〇七	三	〇・〇四
一二	一	〇・〇七	一	〇・〇七	一	〇・〇七	一	〇・〇一
一三	一	〇・〇七	一	〇・〇七	一	〇・〇七	一	〇・〇一
合計	一〇三	一〇〇・〇〇	一五	一〇〇・〇〇	一五	一〇〇・〇〇	三三	一〇〇・〇〇

國稅營業收益稅を免除せられてゐる中小商工業主に在つては、平均出生兒數は四・〇二であるが、第五三表について、生産度數分布を見るに、夫婦

總數一〇三中、一六即ち一五・五三%は一兒も有せざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率一五・八九%と略ぼ均等である。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四四・六六%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は二三・五九%である。そして残りの四一・七五%は五人又は五八以上の出生兒を有つてゐる。

二五圓未満の營業收益税を納めてゐる中小商業主では、平均出生兒數は三・八八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一五六中、二九即ち一八・五九%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも相當に高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の五一・二八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は七・六九%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四一・〇三%である。

二五圓以上五〇圓未満の營業收益税を納めてゐる中小商業主では、平均出生兒數は四・三八であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數一五三三中、一九即ち一二・四二%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率に比較すれば相當に低い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四一・二八%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の四人の出生兒を有する夫婦は九・二五%である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四九・六七%である。

五〇圓以上の營業收益税を納めてゐる中小商業主では、平均出生兒數は四・一九であるが、生産度數分布を見るに、夫婦總數六三一中、一〇二即ち一六・一六%は一兒も有たざる不妊夫婦であつて、この不妊率は平均的不妊率よりも稍高い。四人以下の出生兒を有する夫婦は全體の四三・〇九%であり、平均出生兒數と略ぼ同數の出生兒四人を有する夫婦は九・九八%

出生力調査結果の概説

である。そして五人又は五人以上の出生兒を有する夫婦は四六・九三%である。

第五表に於て見られる如く、一般中小商業主に在つては、營業收益税納税額の大なる階級は必らずしも多くの出生兒を有つてゐなかつた。即ち免稅者は營業收益税二五〇圓以下の納稅者よりも却つて多くの出生兒を有ち、また營業收益税二五圓以上五〇圓未満の納稅者に營業收益税五〇圓以上の納稅者よりも多くの出生兒を有つてゐたのである。然るにこの營業收益税納税額別による出生兒數と不妊率とを對比して見るに、不妊率の高き場合ほど出生兒數は少くなつてゐる。しかし營業收益税納税額二五圓未満及び五〇圓以上の二階級に於て不妊率は比較的が高く、また免稅者及び特に營業收益税二五圓以上五〇圓未満の階級に於て不妊率が低い理由は容易に説明することが出来ない。一般中小商業者に於ける觀察數は比較的に少いから、もし觀察數が増加するならば、營業收益税納税額別との關聯より見たる不妊率は一定の傾向を現はすのではなからうかと考へられる。

三三、農村在住商業主の同稅營業收益税納税額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

農村在住商業主に於ける妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布を、國稅營業收益税納税額別に示せば第五四表の如くである。

第五四表 農村在住商業主の國稅營業收益税納税額別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布

出生兒數	免稅者		二五圓未満		二五圓以上五〇圓未満		五〇圓以上	
	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比	夫婦數	百分比
〇	九四	三三・三	三六	三二・八	一四	一九・四	三	二・六

一	三	三	三	三	三	三	三
二	三	三	三	三	三	三	三
三	三	三	三	三	三	三	三
四	三	三	三	三	三	三	三
五	三	三	三	三	三	三	三
六	三	三	三	三	三	三	三
七	三	三	三	三	三	三	三
八	三	三	三	三	三	三	三
九	三	三	三	三	三	三	三
一〇	三	三	三	三	三	三	三
一一	三	三	三	三	三	三	三
一二	三	三	三	三	三	三	三
一三	三	三	三	三	三	三	三
合計	三六五	一〇〇・〇〇	一四〇	一〇〇・〇〇	七三	一〇〇・〇〇	七三

農村在住商工業主に在つては、妊孕期間經過後の夫婦數を、國稅營業收益稅納稅額別並に出生兒數別に分類すると、第五四表によつて明らかである如く、免稅者の場合を除き、いづれも觀察數が甚だしく、解説をほどこしても大した意味がないやうに思ふから、たゞ統計資料を掲げるに止めて置き度い。

尙、一般俸給生活者並に一般賃銀労働者を内譯職業別に分類すれば、收入階級別による妊孕期間經過後の夫婦の生産度數分布の觀察數は、農村在住商工業主の場合以上に、少いから、これ等の統計資料も出來上つてゐるのであるが、凡て割愛したのである。

三三、出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の度

數分布

出生兒を有する夫婦は、平均的に見て、婚姻後第一兒を生産するにどれ

だけの期間を要するか、また第一兒生産後第二兒を生産するにどれだけの期間を要するか等謂ゆる出生序列別による生産速度は極めて興味ある問題である。しかし婚姻後第一兒を生産するまでの期間を計算するには、法律上の婚姻日を基礎としては確實な結果を得ることは不可能である。我が國の婚姻の習俗としては、事實上の婚姻期日と法律上の婚姻期日と一致してゐない場合が少くないからである。この場合、是非共、事實上の婚姻期日を基礎としなければならない。従つてこの出産力調査に於ては、事實上の婚姻期日を調査したのである。

妊孕期間經過後の夫婦數は一八、三二〇であり、その中で一兒も有たざる夫婦數は二、六六五であることは、既に述べた所である。(第三七表參照)生産速度を計算するに當つて、一兒も有たざる夫婦は問題とならないから、こゝで計算の對象となる夫婦數は一五、六五五である。

また婚姻持續期間別に一夫婦當り出生兒數を、妻の初婚再婚に分ちて觀察すると、いづれの婚姻持續期間に於ても、妻が初婚の夫婦は、妻が再婚の夫婦よりも、多くの出生兒を有つてゐることが明らかである。(第一四表參照)をして出産力に關する觀點から言つて、雙方初婚の夫婦が重要な意味を有つてゐると考へるのである。そこで少くとも一兒を有する、妊孕期間經過後の夫婦一五、六五五中、雙方初婚の夫婦を抜き出すと、一二、三四九である。いま、これ等の夫婦について出生序列別による生産速度を計算することにする。出生兒のみについて生産速度を計算する場合と、出生兒に死産兒を加へて生産速度を計算する場合とは、結果に多少の相違が生ずるであらう。生産速度の計算よりも出産速度の計算がより正しいとするも、尙問題が残るのである。それは授乳期間の問題である。授乳期間中には、往々にして受胎が妨げられると信ぜられてゐるから、授乳期間の長

短は次の出産期間に大なり小なり影響があるであらう。本調査では授乳期間を問題としなかつたから、いづれもこれ等の點を考慮に入れて計算することは困難である。

更に妻の年齢は出産力と密接なる關係あることは明らかであつて、(第七表参照)生産速度を計算する場合には、この妻の年齢も考慮に入れなければ、確實なる結果が得られないと信するが、これはいづれも別の機會の計算に譲り、こゝでは極めて概括的な生産速度を問題にするに止めて置き度

5。
 出生は、普通、婚姻より第一子を出生するまでの間に於て、また第一子の出生より第二子を出生するまでの間に於て、少くとも十箇月を要するであらうが、早産の場合もあり得るから、最短期間を八箇月と看做し、出生期間の間隔一年未満の場合には、之を十箇月、一年以上二年未満の場合には、之を十八箇月、二年以上三年未満の場合には、之を三十箇月と言ふ風に計算することにした。

尙、こゝで問題となつてゐる一二、三四九中、第一子出生の経験ある夫婦は、言ふ迄もなく一二、三四九である。第二子出生の経験ある夫婦は一一、六三八、第三子出生の経験ある夫婦は一〇、七六七、第四子出生の経験ある夫婦は九、七三一、第五子出生の経験ある夫婦は八、三三二、第六子出生の経験ある夫婦は六、七六七、第七子出生の経験ある夫婦は五、〇三三、第八子出生の経験ある夫婦は三、三八一、第九子出生の経験ある夫婦は二、〇二七、第十子出生の経験ある夫婦は一、〇七〇、第十一子出生の経験ある夫婦は三八七、第十二子出生の経験ある夫婦は一四四、第十三子出生の経験ある夫婦は四二、第十四子出生の経験ある夫婦は一〇、第十五子出生の経験ある夫婦は二、第十六子及び第十七子出生の経験ある夫婦はそれ／＼一である。

そこで出生序列別生産速度を示せば第五五表の如くである。

第五五表 出生序列別生産速度

婚姻ヨリ第一子出生マデノ平均期間		二九・二一 ^月
第一子出生ヨリ第二子出生マデノ平均期間		三六・九三
第二子	第三子	三七・二五
第三子	第四子	三六・九八
第四子	第五子	三六・五一
第五子	第六子	三六・一八
第六子	第七子	三五・二〇
第七子	第八子	三四・三六
第八子	第九子	三四・三一
第九子	第十子	三三・一六
第十子	第十一子	三二・八六
第十一子	第十二子	三〇・八九
第十二子	第十三子	三〇・八六
第十三子	第十四子	二六・四〇
第十四子	第十五子	二四・〇〇
第十五子	第十六子	三〇・〇〇
第十六子	第十七子	三〇・〇〇

第五五表には、凡ての場合について生産速度を計算したものを掲げて置いたが、既に述べた如く、第十子以上生産の経験ある夫婦数は少く、この少い觀察數を基礎にして計算せる生産速度ほどの程度まで信頼し得るものであるか疑はしいから、こゝでは専ら婚姻後第一子の出生より第十子の出生に至るまでの生産速度を問題にしよう。

婚姻後第一子出生に至る平均期間は二九・二一月即ち約二年五箇月である。後段に於て説明する如く、婚姻後一年未満で、生産する夫婦も少くないが、

しかし他方に於ては、婚姻後數年にして生産する夫婦も稀でないから、全體の平均期間を計算すると、二九・二一月となるのである。次に第一子出生より第二子出生に至る平均期間は三六・九三月即ち約三年一月である。婚姻より第一子出生に至る平均期間に比較すれば、七・七一月だけ間隔が長くなつてゐる。第二子出生より第三子出生に至る平均期間は更に長く三七・二五月である。それ以後に於ては、生産速度は僅少なながらも早くなつてゐる。例へば第六子出生より第七子出生に至る平均期間は三年以下の三五・二〇月、第十子出生より第十一子出生に至る平均期間は三二・八六月である。故に多産の夫婦に在つては、生産期間は次第に短かくなつてゐる。

しかし生産期間が如何に短縮されるとしても、婚姻より第一子出生に至る平均期間二九・二一月より短かい場合は全然ない。出生序列別による平均生産期間について敘説したから、次に生産期間別による夫婦の度數分布を観察することにしよう。第五五表によれば、婚姻より第一子出生に至る平均期間は二九・二一月であるが、これは、言ふ迄もなく、多くの異なる生産期間の平均値である。この平均値に對して、夫婦は出生序列別に見て、生産期間別に如何なる分布をなしてゐるかを觀察しようと言ふのである。次の第五六表は、出生序列別に見たる生産期間別夫婦の度數分布を示したものである。

第五六表 出生序列別に見たる生産期間別夫婦の度數分布

生産期間	平均生産期間	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子		第六子		第七子		第八子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	三三三	一七・三	二五四	一三・八	二七	一・八	二六	一・九	一〇	〇・七	九	〇・七	一	〇・一	一	〇・一
一年	一八月	五七四	三〇・七	二九七	一八・七	二一五	一四・〇	一七〇	一〇・九	一四七	一〇・一	一七九	一三・一	六六	五・〇	一九	一・四
二年	三〇月	二〇五	一一・三	四一〇	二六・六	四三六	二九・八	四二二	二八・七	三六三	二六・三	四四四	三二・九	二一九	一五・九	一五	一・一
三年	四二月	八五一	四四・一	一九五	一三・六	二二七	一五・五	一八六	一三・二	一七七	一三・一	二〇一	一四・九	一〇〇	七・五	二〇	一・五
四年	五四月	四七	二・六	九七	六・五	八〇	五・六	八四	五・九	六九	五・〇	八六	六・三	四三	三・二	三三	二・四
五年	六六月	三六	二・〇	四〇	二・七	四三	三・〇	四七	三・三	二九	二・一	三三	二・四	一四	一・〇	一四	一・〇
六年	七八月	一五	一・〇	二六	一・七	三七	二・六	三九	二・八	二九	二・一	三二	二・三	一四	一・〇	一四	一・〇
七年	九〇月	一元	〇・一	一元	〇・一	一元	〇・一	一元	〇・一	一元	〇・一	一元	〇・一	一元	〇・一	一元	〇・一
八年	一〇二月	七	〇・五	一〇	〇・七	九	〇・六	七	〇・五	五	〇・四	六	〇・四	三	〇・二	三	〇・二
九年	一一四月	三	〇・二	五	〇・三	五	〇・三	四	〇・三	三	〇・二	四	〇・三	二	〇・一	二	〇・一
一〇年	一二六月	七	〇・五	六	〇・四	三	〇・二	三	〇・二	二	〇・一	三	〇・二	一	〇・一	二	〇・一
一一一五年	一六二月	三三	一・九	一〇	〇・七	四	〇・三	四	〇・三	三	〇・二	三	〇・二	一	〇・一	二	〇・一
一二一〇年	一八六月	三	〇・二	四	〇・三	六	〇・四	二	〇・一	三	〇・二	二	〇・一	一	〇・一	一	〇・一
二二一三〇年	二四六月	元	〇・一	四	〇・三	二	〇・一	二	〇・一	三	〇・二	二	〇・一	一	〇・一	一	〇・一

其の一

三―一四〇年 三〇六月 1 0.01 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
 合計 二三四九 100.00 二六八 100.00 一〇七六 100.00 九七一 100.00 八三三 100.00 六七七 100.00 五〇三 100.00 三六一 100.00

其の二

生産期間	平均生 産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
一年未滿	一〇月	253 25.3%	126 12.6%	76 7.6%	21 2.1%	10 1.0%	5 0.5%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
一年	一八月	406 40.6%	350 35.0%	200 20.0%	150 15.0%	226 22.6%	100 10.0%	50 5.0%	1 0.1%	1 0.1%
二年	三〇月	865 86.5%	474 47.4%	151 15.1%	105 10.5%	19 1.9%	4 0.4%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
三年	四二月	433 43.3%	311 31.1%	166 16.6%	133 13.3%	33 3.3%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
四年	五四月	197 19.7%	75 7.5%	34 3.4%	12 1.2%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
五年	六六月	55 5.5%	33 3.3%	10 1.0%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
六年	七八月	33 3.3%	22 2.2%	10 1.0%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
七年	九〇月	33 3.3%	22 2.2%	10 1.0%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
八年	一〇二月	6 0.6%	4 0.4%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
九年	一一四月	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
一〇年	一二六月	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
一一一五年	一六二月	5 0.5%	2 0.2%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
一六二〇年	一八六月	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
二二一三〇年	二四六月	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
三二一四〇年	三〇六月	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%	1 0.1%
合計		2537 100.00	1730 100.00	367 100.00	141 100.00	27 100.00	10 100.00	2 100.00	2 100.00	2 100.00

第五六表について、先づ第一に、生産期間別による第一子生産の夫婦の
 度數分布を見るに、婚姻後一〇箇月にして第一子を生産せる夫婦は、夫婦
 總數一二、三四九中、一一、一三一即ち一七・二六%である。婚姻後一八箇月
 にして第一子を生産せる夫婦は四六・五五%であり、婚姻後三〇箇月にして
 第一子を生産せる夫婦は一六・六二%である。前に婚姻より第一子出生に
 至る平均期間は二九・二二月であると言つたが、この度數分布表によれば、
 この平均期間と略ぼ同一の期間内で第一子を生産してゐる夫婦は、夫婦總
 數の僅か一六・六二%に過ぎないのである。實に六三・八一%は婚姻一八箇
 月以内で第一子を生産してゐるのである。ただ一二、三四九の夫婦中には、
 婚姻後數年又は十數年、甚しきに至つては三十年以上も経過してから第一
 子を生産してゐる場合さへあり、一夫婦が婚姻後十年以上十一年未滿、之
 を平均期間で表はせば一二六月で第一子を生産すれば、婚姻後一〇月で第

出生力調査結果の概説

一子を生産する夫婦の平均生産期間の十二倍以上の期間を要することとなり、かゝる夫婦數も加はるか、全體の平均期間を算定すると二九・二一月となるのである。しかし第五六表によれば、不妊夫婦を問題外に置くと、夫婦の約半數は婚姻後一八箇月にして第一子を生産してゐる。

次に第一子出生より第二子出生に至る期間を見るに、平均生産期間三〇箇月に於て第二子を生産してゐる夫婦が最も多く、夫婦全體の三六・六一%を占めてゐる。之に亞いで平均生産期間一八箇月の二五・五七%が多い。

平均生産期間四二箇月では一六・七六%であり、平均生産期間が長くなるに伴つて、この割合は次第に減少してゐる。第一子出生より第二子出生に至る平均期間は三六・九三月であつたが、第一子出生後、相當の年月を経過してから第二子を生産する夫婦があるから、平均値は斯くの如くなつてゐるのであるが、第五六表によれば、夫婦の三六・六一%までは第一子出生後三〇箇月、二五・五七%は第一子出生後一八箇月にして第二子を生産してゐる。尙、こゝに注目すべき點は、第二子の場合のみならず、第三子以下の場合についても同様であるが、婚姻後一〇箇月にして第一子を生産する夫婦は

第五七表 職業別による出生序列別生産速度

婚姻より第一子出生までの平均期間	一般俸給生活者		農村在住 一般賃銀労働者		農村在住 賃銀労働者		農業者		漁業者		一般中小工業業主		農村在住 中小商工業主		富有階級		カ1下階級	
	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月
第一子出生より第二子出生までの平均期間	二五・五九	二七・五六	二八・七二	二九・四三	二九・四三	二九・六六	三二・三二	二六・六四	二七・四〇	二五・二二	二九・六六	三二・三二	二六・六四	二七・四〇	二六・六四	二七・四〇	二七・四〇	二七・四〇
第二子	三六・八六	三五・五一	三七・三九	三七・六〇	三七・六〇	三七・四六	三七・四一	三七・六三	三七・四一	三七・二八	三七・四六	三七・四一	三七・四一	三七・四一	三七・三二	三七・六三	三七・四一	三七・四一
第三子	三七・三五	三四・四九	三六・七五	三七・四九	三七・四九	三七・三三	三七・四一	三七・三三	三七・二四	三七・二八	三七・三三	三七・二四	三七・三三	三七・二四	三七・三三	三七・二四	三七・二四	三七・二四
第四子	三八・五八	三四・三一	三六・四〇	三六・五九	三六・五九	三六・四二	三六・五九	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二	三六・四二
第五子	三五・一六	三四・八一	三五・五〇	三六・七六	三六・七六	三六・五九	三六・七六	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九	三六・五九
第六子	三四・七一	三六・九九	三四・六五	三五・四五	三五・四五	三四・四一	三五・四五	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一	三四・四一
第七子																		

相當に多く、一七・二六%にも達してゐるが、第二子以下に於ては、前の生産後一〇箇月にして生産する夫婦の割合は著しく少いことである。

第三子以下について見るも、大體、前の生産後三〇箇月にして生産する夫婦の割合が最も多く、平均生産期間の長くなるにつれて、生産する夫婦の割合は次第に減少してゐる。第十子以上を生産してゐる夫婦數は甚だ少いのであるが、参考のために計算の結果を併せ掲げて置いた。

三四、職業別による出生序列別生産速度と生産期間別による夫婦の度數分布

雙方初婚にして、生産の経験ある妊孕期間經過後の夫婦數は一二、三四九であるが、これを職業別に分類すれば、一般俸給生活者七六五、農村在住俸給生活者三八六、一般賃銀労働者一、一三四、農村在住賃銀労働者四九八、農業者七、一九二、漁業者二二三、一般中小商工業主八二七、農村在住商工業主六九〇、富有階級三九三、カ1下階級二五一である。そこで出生序列別生産速度を、この職業別に示せば第五七表の如くである。

第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
三六〇〇	三三・二二	三五・三三	三八・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三四八一	三三・四八	三五・四四	三〇・九五	二七・六八	三一・五〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇
三二・六四	三四・〇〇	三〇・九五	二七・六八	三一・五〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇	三六・〇〇
三三・五五	三五・八七	三二・九三	三〇・〇〇	一八・八〇	二七・〇〇	一八・〇〇	二四・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三四・六四	三四・四七	三三・〇三	二六・七四	三〇・四七	三一・二四	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三三・四六	三五・一四	三四・四〇	三六・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇	三〇・〇〇
三二・八一	三五・二二	三七・〇四	三二・三五	三〇・〇〇	三〇・〇〇	一八・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三四・六〇	三三・四〇	三一・八九	三一・七一	四〇・六七	四〇・六七	一八・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三七・二一	三三・一六	三一・八九	三一・七一	四〇・六七	四〇・六七	一八・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三八・三七	三三・七七	三一・八九	三一・七一	四〇・六七	四〇・六七	一八・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇	二四・〇〇
三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一	三三・六一

第五七表には、凡ての場合について生産速度を計算したものを掲げて置いたが、農業者の夫婦数を除けば、他の職業に在つては、第七子以上生産の経験ある夫婦数はいづれも少いのである。試みに職業別による出生序列別夫婦数を示せば第五八表の如くである。

第五八表 職業別による出生序列別夫婦数

第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子	第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	十六	十七
七六五	六九〇	六一五	五一九	四一八	二八〇	一七四	八二	四一	一八	三	一	一	一	一	一	一
三五六	三五一	三三三	二七七	二二一	一六七	一一一	七二	四六	二五	一〇	一	一	一	一	一	一
一、一三四	一、〇三九	八九九	七九三	六五九	五一八	三六八	二二一	一三六	五五	一九	八	二	二	二	二	二
四九八	四六六	四三六	三九三	三三九	二八三	二二一	一五七	九〇	四五	一二	五	四	四	四	四	四
七、一九二	六、八六四	六、四五七	五、九三二	五、一七三	四、三三一	三、三一二	二、二九四	一、三九四	七五三	二八四	一〇三	二九	二九	二九	二九	二九
二二三	二二三	二二三	二二三	二二三	二〇一	一六八	一二七	八一	三〇	六	一	一	一	一	一	一
八二七	七五五	六八九	五八八	五〇二	三九七	二七七	一八二	一〇六	四六	一七	六	一	一	一	一	一
六九〇	六四三	五八一	五二三	四三六	三四四	二四六	一六八	九五	五三	二一	九	二	二	二	二	二
三九三	三七二	三三三	二八六	二三四	一七四	一一四	七一	五〇	三三	一一	六	三	三	三	三	三
二五二	二四五	二三五	二〇七	一三九	一〇五	七三	五一	二七	一三	三	一	一	一	一	一	一

出生力調査結果の概説

第十四子	一	二	六	二
第十五子	一	二	一	一
第十六子	一	一	一	一
第十七子	一	一	一	一

斯くの如く、農業者を除外すれば、第五子又は第六子以上生産の経験ある夫婦数は甚だ少いから、生産速度の觀察に當つて、農業者に於ては第十子まで、其の他の職業に於ては、大體、第五子の出生までを問題にしよう。

婚姻より第一子出生に至る平均期間は、全體の場合では二九・二一月であつたが、之を職業別に見れば、農業者の二九・四三月、一般中小商工業主の二九・六六月、農村在住商工業主の三一・三一月及び一般賃銀労働者の三一・四四月はいづれも二九・二一月よりも長い。婚姻より第一子出生に至る平均期間は、中小商工業主に於ては一般に長いと言ひ得るであらう。しかし一般賃銀労働及び特に農業者に於て、この平均期間が全體のそれよりも長いのは意外に感ぜられる。之に反して漁業者の二五・二一月及び一般俸給生活者の二五・五九月は最も短かい。この平均期間に於て、農業者と漁業者とが兩端に位してゐるのは如何なる原因によるものであらうか。また一般俸給生活者に在つては、妊娠可能の全期間を通じて生産する一夫婦當り出生兒數は甚だ少いが、第一子生産の速度は甚だ早いのである。

第一子出生より第二子出生に至る平均期間は、全體の場合では三六・九三月であつたが、之を職業別に見れば、漁業者の三三・九一月、一般俸給生活者の三四・一〇月、富有階級の三四・三二月、一般中小商工業主の三五・二四月、カード階級の三六・二〇月はいづれも三六・九三月よりも短かい。そし

て農村在住商工業主の三六・八七月は全體の場合と略ぼ均等である。其の他の職業に於けるこの平均期間はいづれも全體の場合よりは長く、特に農村在住賃銀労働者の三八・四一月及び農村在住俸給生活者の三八・三七月は特に長い。故に第二子の生産速度も漁業者及び一般俸給生活者に於て最も早く、富有階級が之に亞いで早い。

第二子出生より第三子出生に至る平均期間は、全體の場合では三七・二五月であつたが、之を職業別に見れば、富有階級の三一・六三月、漁業者の三四・二八月、農村在住俸給生活者の三五・五一月、及び一般俸給生活者の三六・八六月はいづれも三七・二五月よりも短かい。漁業者の生産速度は依然として早い、一般俸給生活者の生産速度は漸く遅退の徴候を呈し來たつてゐる。之に反して富有階級の生産速度は次第に早まりつゝある。農業者の生産速度は依然として遅く、この場合でも、カード階級の三八・五六月に亞いで長く、三七・六〇月である。

第三子出生より第四子出生に至る平均期間は、全體の場合では三六・九八月であるが、之を職業別に見れば、カード階級の三九・六六月、農業者の三七・四九月、一般俸給生活者の三七・三五月及び農村在住商工業主の三七・一五月等はいづれも三六・九八月よりも長い。農業者の生産速度は依然として遅く、一般俸給生活者の生産速度も全體の平均生産速度以下に遅くなつてゐる。之に反して一般中小商工業主の三四・三三月、農村在住俸給生活者の三四・四九月及び富有階級の三五・三一月等は最も早き生産速度を示

してゐる。

第四子出生より第五子出生に至る平均期間は、全體の場合では三六・五一月であつたが、之を職業別に見ると、一般俸給生活者の三八・五八月、漁業者の三七・四二月及び農村在住商工業主の三七・二四月は、いずれも三六・五一月よりも遅い。一般俸給生活者及び漁業者の生産速度は甚だ遅退し來たつてゐることは明白に看取し得るのである。之に反して農業者の生産速度は全體の平均生産速度に接近し來たつてゐることも注目すべきである。富有階級の三二・五一月及び農村在住俸給生活者の三四・三一月は、最も早き生産速度である。

最後に農業者に於ける第六子出生以上の平均期間を、全體のそれと比較

第五九表 出生序列別に見たる一般俸給生活者の生産期間別夫婦の度數分布

生産期間	平均生産期間	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	一七三	三三・六三	九	一・三〇	二	〇・三三	三	〇・五八	三	〇・七三
一年	一八月	三七九	四九・五四	二二〇	三・八八	一四一	三・九三	一〇〇	一・九七	六六	一・五七九
二年	三〇月	一〇四	一三・五九	二四二	三・五〇七	二四六	四・〇〇	二二六	四・三・四	一七六	四・三・一〇
三年	四二月	三三	四・〇四	一一一	一・六〇九	一〇九	一・五七二	一〇四	一・三・〇四	九二	三・三・〇一
四年	五四月	二四	三・一四	四九	七・一〇	四六	七・四八	三四	六・五五	三六	八・六一
五年	六六月	一九	二・四八	二二	三・〇四	三三	五・一〇	一九	三・六六	二〇	四・七八
六年	七八月	八	一・〇五	一六	二・三三	二二	三・七四	一一	二・三三	八	一・九一
七年	九〇月	四	〇・五三	一三	一・八八	四	〇・六五	五	〇・九六	五	一・一〇
八年	一〇二月	七	〇・九二	五	〇・七三	六	〇・九七	六	一・一六	三	〇・七三
九年	一〇四月	四	〇・五二	一	〇・一四	三	〇・四九	四	〇・七九	四	〇・九六
一〇年	一二六月	三	〇・三九	—	—	一	〇・一六	三	〇・五八	四	〇・九六
一一一五年	一六二月	八	一・〇四	三	〇・四四	二	〇・三三	三	〇・五八	一	〇・二四

出産力調査結果の概説

して見るに、いづれの場合に於ても農業者の生産速度は全體の平均的生產速度よりも幾分遅れてゐたが、その差は極めて僅少である。そして出生兒の序列が進むに伴れて、平均期間は次第に短かくなつてゐる。

要するに一般俸給生活者及び漁業者に在つては、大體、第三子出生に至るまでは、生産速度は甚だ早い、それ以後に於ては全體の平均的生產速度よりも遅れる傾向がある。農業者の生産速度は、第四子出生までは、甚だ遅いが、それ以後に於ては全體の平均的生產速度に接近してゐる。富有階級の生産速度は一般に早い。中小商工業主の生産速度は一般に遅い。

次の第五九表乃至第六八表は、出生序列別に見たる生産期間別夫婦の度數分布を職業別に示したものである。

其の二

生産期間	平均産期	第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子
年	月	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數
五年	六月	八	三	三	二	三	三	八
六年	八月	八	八	二	二	三	三	二
七年	九月	三	八	二	四	二	二	二
八年	二月	一	六	一	一	一	一	二
九年	四月	二	二	一	一	三	一	一
一〇年	六月	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	二月	三	一	一	一	一	一	一
一二一五年	二月	一	一	一	一	一	一	一
一六一二〇年	六月	一	一	一	一	一	一	一
合計		三六六	三五二	三三三	三二七	三三三	三三三	一七二

其の一

生産期間	平均産期	第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子
年	月	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數	夫婦ノ實數
一年未滿	一月	二	二	一	一	一	一	一
一年	八月	一五	一〇	九	五	三	二	一
二年	三月	三三	二七	一九	一三	四	一	一
三年	四月	二四	二六	三三	三三	三	二	一
四年	五月	一〇	四	二	二	一	一	一
五年	六月	二	二	一	一	一	一	一
六年	七月	二	二	一	一	一	一	一
七年	八月	一	一	一	一	一	一	一
八年	九月	一	一	一	一	一	一	一
九年	十月	一	一	一	一	一	一	一
一〇年	二月	一	一	一	一	一	一	一
一一一五年	六月	一	一	一	一	一	一	一
一二一五年	二月	一	一	一	一	一	一	一
一六一二〇年	六月	一	一	一	一	一	一	一
合計		二二	七四	四六	三三	一〇	五	一

第六一表 出生序列別に見たる一般賃銀労働者の生産期間別夫婦の度數分布

出産力調査結果の概説

出生期間	平均産期間	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子	第七子	第八子
九年 年	一四月								
一〇 年	一二月								
一一 一五年	一六二月	—	0.117						
一六 一三〇年	一八六月								
二一 一三〇年	二四六月								
合計	二四六月	四六八	一〇〇・〇〇	三三一	一〇〇・〇〇	三六六	一〇〇・〇〇	三九三	一〇〇・〇〇

第六二表 出生序列別に見たる農村在住賃銀労働者の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出生期間	平均産期間	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子	第七子	第八子
一年未滿	一〇月	九三	一八七	二四	三〇〇	一四	一七	二	七
一 年	一八月	三四	四六九	二四	三〇六	二九	三二〇	三三	四三六
二 年	三〇月	八五	一七〇	一七	一七三	一七	一六	一六	三六
三 年	四二月	二五	三〇二	一八	二九	二六	二六	二五	二四
四 年	五四月	元	三六三	二六	三六	三三	三六	三〇	三八
五 年	六六月	二〇	三〇一	二六	二六	二〇	二二	二二	二六
六 年	七八月	四	一〇〇	三	二二	二	三	二	二
七 年	九〇月	九	一八一	七	二六	五	二	二	二
八 年	一〇二月	三	〇三〇	四	一四	二	一	一	一
九 年	一一四月	三	〇三〇	四	二一	二	一	一	一
一〇 年	一二六月	四	〇八〇	一	〇三三	一	一	一	一
一一 一五年	一六二月	八	一六一	四	〇九三	一	一	一	一
一六 一三〇年	一八六月								
二一 一三〇年	二四六月	一	〇一〇				〇一五		
合計	二四六月	四六八	一〇〇・〇〇	三三一	一〇〇・〇〇	三六六	一〇〇・〇〇	三九三	一〇〇・〇〇

其の一

出生期間	平均産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子	第十七子
九年 年	一四月									
一〇 年	一二月									
一一 一五年	一六二月									
一六 一三〇年	一八六月									
二一 一三〇年	二四六月									
合計	二四六月	四六八	一〇〇・〇〇	三三一	一〇〇・〇〇	三六六	一〇〇・〇〇	三九三	一〇〇・〇〇	一五七

出産力調査結果の概説

一年未滿	一〇月	三	三	一	一〇〇															
一年	一八月	一四	一五	二	四〇	一	一	一	一〇〇											
二年	三〇月	六	四	三	二五	三	三	三	〇〇	一	一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三年	四二月	二〇	一〇	三	三三	三	三	三	〇〇	三	〇〇									〇〇
四年	五四月	七	五	一	二二	一	一	一												
五年	六六月	五	一		三三															
六年	七八月	一			三三															
七年	九〇月	二			三三															
八年	一〇二月																			
九年	一二月																			
一〇年	一四月																			
一一一五年	一六月																			
一一一五年	一八月																			
一一一五年	一十月																			
一一一五年	一二月																			
一二一三〇年	二四月																			
合計		九〇	四〇	三	五	四	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第六三表 出生序列別に見たる農業者の生産期間別夫婦の度数分布

其の一

出生期間	平均生産期間	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子		第六子		第七子		第八子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	一、二五	一六〇	一、三三	一三六	〇、三三	一三九	〇、九	一、〇	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
一年	一八月	三、四四	四六	二、一〇	二三四	一、二七	一三九	一、〇	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
二年	三〇月	一、三六	一七	一、三三	一三四	一、〇七	一三九	〇、七	一、〇	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
三年	四二月	五、三二	七〇	三、三三	四〇	二、三三	二五五	一、九	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
四年	五四月	三、〇六	四〇	一、三三	一六九	一、三三	一三九	一、〇	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
五年	六六月	三、三三	四一	一、三三	一六九	一、三三	一三九	一、〇	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
六年	七八月	三、三三	四一	一、三三	一六九	一、三三	一三九	一、〇	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
七年	九〇月	三、三三	四一	一、三三	一六九	一、三三	一三九	一、〇	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二
八年	一〇二月	三、三三	四一	一、三三	一六九	一、三三	一三九	一、〇	一、七	七	一、三	〇、七	一、一	一、〇	一、三	一、一	一、二

出生期間	平均生 産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子
年	月	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比
九 年	一 一 四月	四三	二元	三三	三三	九	三	五	六
一〇 年	一 二 六月	四〇	二元	二七	二六	八	六	三	二
一一 一五年	一 六 二月	五五	四四	二四	三〇	二	四	五	四
一六 一 二〇 年	一 八 六月	三三	二二	四	二	一	一	一	一
二一 一 三〇 年	二 四 六月	二五	三	一	二	三	二	一	一
三二 一 四〇 年	三〇 六月	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計		七、九二	六、八四	六、四七	五、九三	五、七三	四、三二	三、三二	三、九四

其の二

出生期間	平均生 産期間	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子	第十五子	第十六子
年	月	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比	數 夫婦ノ實 百分比
一年未滿	一〇月	三三	一〇	四	一	一	一	一	一
一 年	一 八 月	二八九	一七六	七〇	三六	八	一	一	一
二 年	三〇月	五九五	三三三	一一	四二	三	四	一	一
三 年	四二月	二八五	一三九	六	一五	七	一	一	一
四 年	五四月	一〇三	五二	二	九	二	一	一	一
五 年	六六月	四六	二四	七	一	一	一	一	一
六 年	七八月	三四	九	一	一	一	一	一	一
七 年	九〇月	八	二	一	一	一	一	一	一
八 年	一〇二月	四	四	二	一	一	一	一	一
九 年	一一四月	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇 年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一	一
一一 一五年	一 六 二月	五	一	一	一	一	一	一	一
一六 一 二〇 年	一 八 六月	一	一	一	一	一	一	一	一
二一 一 三〇 年	二 四 六月	一	一	一	一	一	一	一	一
三二 一 四〇 年	三〇 六月	一	一	一	一	一	一	一	一
合 計		一、三九	七、三	二、八	一、〇	二	六	一	一

第六四表 出生序列別に見たる漁業者の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出産力調査結果の概説

出生期間
平均生
産期間

第一子

第二子

第三子

第四子

第五子

第六子

夫婦ノ實數 百分比

一年未滿	一〇月	三七	二七	七	六	四	一	二	二	一	一
一年	一〇月	一〇五	一〇〇・〇〇	七	三	三	四	四	三	一	二
二年	一〇月	四〇	四九・三〇	五	一	一	三	二	二	一	一
三年	一〇月	四〇	一八・七八	三	三	一〇〇	六	六	六	一	一
四年	一〇月	一七	一九・八	三	二	四	二	二	二	一	一
五年	一〇月	四	一八・八	一	一	七	一	一	一	一	一
六年	一〇月	三	一〇	一	一	一〇	一	一	一	一	一
七年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇月	二二	一〇〇・〇〇	二二	一〇〇・〇〇	二二	一〇〇・〇〇	二二	一〇〇・〇〇	二二	一〇〇・〇〇

其の二

出生期間
平均生
産期間

第七子

第八子

第九子

第十子

第十一子

第十二子

夫婦ノ實數 百分比

一年未滿	一〇月	五	一四・九六	一	一	一	一	一	一	一	一
一年	一〇月	五	三九・四	一	一	一	一	一	一	一	一
二年	一〇月	五	四三・一	一	一	一	一	一	一	一	一
三年	一〇月	三	三三・〇	一	一	一	一	一	一	一	一
四年	一〇月	八	六三・〇	一	一	一	一	一	一	一	一
五年	一〇月	六	四三・三	一	一	一	一	一	一	一	一
六年	一〇月	二	一五・七	一	一	一	一	一	一	一	一
七年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
八年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
九年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
十年	一〇月	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	一〇月	二七	一〇〇・〇〇	二七	一〇〇・〇〇	二七	一〇〇・〇〇	二七	一〇〇・〇〇	二七	一〇〇・〇〇

第六五表 出生序列別に見たる一般中小工業主の生産期間別夫婦の度數分布

其一

出生期間 平均生 産期間	第一子						第二子						第三子						第四子						第五子						第六子					
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比						
一年未満	161	19.9	17	13.3	5	0.3	20	1.0	5	0.2	100	1.0	6	0.3	101	1.5	1	0.0																		
一年	36	4.4	250	18.8	11	0.8	311	2.3	9	0.7	197	1.5	101	0.8																						
二年	133	16.2	254	19.1	12	0.9	334	2.5	33	2.5	416	3.2	133	1.0	131	1.0	133	1.0	133	1.0																
三年	212	26.2	419	31.4	17	1.3	504	3.8	60	4.6	864	6.6	273	2.1	480	3.6	213	1.6	305	2.3	26	0.2	66	0.5	66	0.5	26	0.2	26	0.2						
四年	22	2.7	41	3.1	6	0.5	106	0.8	14	1.1	173	1.3	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1																
五年	26	3.2	50	3.8	7	0.5	126	0.9	15	1.1	204	1.5	23	0.2	23	0.2	23	0.2	23	0.2																
六年	21	2.6	39	2.9	5	0.4	105	0.8	14	1.1	173	1.3	19	0.1	19	0.1	19	0.1	19	0.1																
七年	14	1.7	26	2.0	3	0.2	60	0.4	7	0.5	90	0.7	10	0.08	10	0.08	10	0.08	10	0.08																
八年	3	0.4	5	0.4	1	0.08	14	0.1	1	0.008	14	0.1	1	0.008	14	0.1	1	0.008	14	0.1																
九年	8	1.0	15	1.1	2	0.15	35	0.27	4	0.3	53	0.4	5	0.04	5	0.04	5	0.04	5	0.04																
一〇	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一一	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一二	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一三	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一四	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一五	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一六	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
一六—二〇年	4	0.5	7	0.5	1	0.08	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13	1	0.008	17	0.13																
合計	827	100.00	755	100.00	65	100.00	588	100.00	502	100.00	597	100.00																								

其二

出生期間 平均生 産期間	第七子			第八子			第九子			第十子			第十子			第十子			第十子			第十子								
	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比						
一年未満	1	0.12	2	1.10	3	2.23	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08
一年	6	0.73	4	2.26	6	3.94	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08
二年	28	3.39	7	3.69	16	10.35	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16	2	0.16
三年	55	6.64	18	9.33	53	34.52	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24
四年	23	2.79	9	4.74	26	16.77	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08
五年	18	2.18	6	3.11	20	13.03	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24	3	0.24
六年	5	0.6	2	1.04	7	4.52	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08
七年	2	0.24	1	0.52	4	2.61	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08
九〇月	1	0.12	1	0.52	1	0.65	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08	1	0.08

出生力調査結果の概説

出生期間	平均生 産期間	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子
八年	一〇二月	0.56					
九年	一一四月	0.56					
一〇年	一二六月			0.02			
一一一〇年	一六二月	0.56					
一一一五年	一六二月						
一六二〇年	一八六月				0.14		
合計		100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00

第六六表 出生序列別に見たる農村在住商工業主の生産期間別夫婦の度數分布

其の一

出生期間	平均生 産期間	夫婦ノ實數 百分比					
		第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子
一年未滿	一〇月	37	15	5	8	6	3
一年	一八月	34	14	3	21	15	17
二年	三〇月	42	10	3	31	27	17
三年	四二月	47	6	2	24	15	17
四年	五四月	33	9	2	19	16	17
五年	六六月	33	5	3	16	15	17
六年	七八月	21	5	2	19	11	15
七年	九〇月	33	5	8	10	1	4
八年	一〇二月	10	5	6	10	4	1
九年	一一四月	6	1	5	6	4	1
一〇年	一二六月	5	2	1	7	3	2
一一一五年	一六二月	2	3	3	1	3	2
一六二〇年	一八六月	3	4	3	1	3	2
合計		690	643	581	533	436	349

其の二

出生期間	平均生 産期間	夫婦ノ實數 百分比												
		第七子	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子						
一年未滿	一〇月	3	4	1	1	1	1	1						

出生期間	平均産期	第一子	第二子	第三子	第四子	第五子	第六子	第七子
一年未滿	一〇月	六	二	三	二	三	三	二
一〇年	一八月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一一年	三〇月	五	二六	二六	二〇	八九	六三	三
一二年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一三年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一四年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一五年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一六年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一七年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一八年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
一九年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二〇年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二一年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二二年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二三年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二四年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二五年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二六年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二七年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二八年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
二九年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
三〇年	三〇月	二〇五	二四	二六	七	八〇	二九	三
合計		二四六	一六六	九五	五三	二二	九	二

其の一

第六七表 出生序列別に見たる富有階級の生産期間別による夫婦の度敷分布

出生期間	平均産期	夫婦ノ實數	第一子 百分比	夫婦ノ實數	第二子 百分比	夫婦ノ實數	第三子 百分比	夫婦ノ實數	第四子 百分比	夫婦ノ實數	第五子 百分比	夫婦ノ實數	第六子 百分比	夫婦ノ實數	第七子 百分比
一年未滿	一〇月	六	一六七九	二	〇五四	三	〇七〇	二	〇七〇	三	一七九	三	一七三	二	一七五
一〇年	一八月	二〇五	五三二六	二四	三六〇一	二六	三六八三	七	三六九三	八〇	三四一九	三六	三二八四	三三	二八五五
一一年	三〇月	五	一四七六	二六	三三八七	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一二年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一三年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一四年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一五年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一六年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一七年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一八年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
一九年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二〇年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二一年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二二年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二三年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二四年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二五年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二六年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二七年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二八年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
二九年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
三〇年	三〇月	二六	六六三	三三	二九三三	二六	三六八三	二〇	三六四六	八九	三八〇三	六三	四七二三	四三	三六八四
合計		四	一〇三三	一	四七四	一	一〇三〇	一	一〇三〇	一	一〇三〇	一	一〇三〇	一	一〇三〇

出生力調査結果の概説

其の二

出生期間	平均生	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子
一年未滿	一〇月	二	一	一	一	一	一	一
一 年	一八月	二六	二八	二八	四	三	一	一
二 年	三〇月	一〇	一八	一五	四	一	一	一
三 年	四二月	三三	七	六	三	一	二	一
四 年	五四月	五	五	一	一	一	一	一
五 年	六六月	一	一	一	一	一	一	一
六 年	七八月	一	一	一	一	一	一	一
七 年	九〇月	一	一	一	一	一	一	一
八 年	一〇二月	一	一	一	一	一	一	一
九 年	一一四月	一	一	一	一	一	一	一
一〇 年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一
一一 一五年	一六二月	一	一	一	一	一	一	一
一二 一五年	一八六月	一	一	一	一	一	一	一
合 計		三九三	三七三	三三三	二六六	一三四	一七四	一二四

其の一

出生期間	平均生	第八子	第九子	第十子	第十一子	第十二子	第十三子	第十四子
一年未滿	一〇月	二	一	一	一	一	一	一
一 年	一八月	二七	二八	二八	四	三	一	一
二 年	三〇月	五	八	六	三	一	一	一
三 年	四二月	三	七	六	三	一	二	一
四 年	五四月	一	一	一	一	一	一	一
五 年	六六月	一	一	一	一	一	一	一
六 年	七八月	一	一	一	一	一	一	一
七 年	九〇月	一	一	一	一	一	一	一
八 年	一〇二月	一	一	一	一	一	一	一
九 年	一一四月	一	一	一	一	一	一	一
一〇 年	一二六月	一	一	一	一	一	一	一
一一 一五年	一六二月	一	一	一	一	一	一	一
一二 一五年	一八六月	一	一	一	一	一	一	一
合 計		三九三	三七三	三三三	二六六	一三四	一七四	一二四

第六八表 出生序列別に見たるカード階級の生産期間別夫婦の度數分布

生産期間	平均生	第一子		第二子		第三子		第四子		第五子		第六子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	三六	一五・四	二	〇・八	五	二・三	二	〇・九	一	〇・四	一	一・一
一 年	一八月	一七	四・六	充	三・二	四	一・九	三	一・三	三	一・三	一	一・一
二 年	三〇月	五	一・〇	八	三・三	六	二・〇	七	二・六	六	二・一	一	一・一
三 年	四二月	三	〇・八	七	二・四	六	二・〇	九	三・一	六	二・一	一	一・一
四 年	五四月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
五 年	六六月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
六 年	七八月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
七 年	九〇月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
八 年	一〇二月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
九 年	一一四月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
一〇 年	一二六月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
一一 一五年	一六二月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
一二 一五年	一八六月	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	〇・三	一	一・一
合 計		三九三	一〇〇・〇	五〇	一〇〇・〇	三三	一〇〇・〇	三	一〇〇・〇	六	一〇〇・〇	三	一〇〇・〇

其の二

生産期間	平均生産期間	第七子		第八子		第九子		第十子		第十一子		第十二子	
		夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比	夫婦ノ實數	百分比
一年未滿	一〇月	一	一・七	一	一・九	一	三・〇	一	一	一	一	一	一
一年	一八月	一五	二〇・五	五	九・〇	七	三三・九	三	三九・八	一	一三・三	一	一
二年	三〇月	三	四・六	二	五・九	一	一八・八	七	五三・五	一	一三・三	一	一
三年	四二月	三	一六・四	三	三三・三	三	二二・一	一	七・九	一	一三・三	一	一
四年	五四月	七	九・五	五	九・〇	一	三・〇	一	七・九	一	一三・三	一	一
五年	六六月	三	四・一	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
六年	七八月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
七年	九〇月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
八年	一〇二月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
九年	一一四月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
一〇年	一二六月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
一一一五年	一六二月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
一六二〇年	一八六月	一	一・七	一	一・〇	一	一・〇	一	一・〇	一	一三・三	一	一
合計		三三	一〇〇・〇	五二	一〇〇・〇	三七	一〇〇・〇	三三	一〇〇・〇	三三	一〇〇・〇	一	一〇〇・〇

既に述べた如く、農業者を除けば、他の職業に在つては、第五子又は第六子以上生産の経験ある夫婦數は甚だ少い。従つて各職業別による生産期

間別夫婦の度數分布を觀察するに當つても、農業者を除き他の職業に在つては、大體、第五子又は第六子生産までの夫婦について、生産期間別による其の度數分布を説明するに止めて置き度い。

先づ第一に、一般俸給生活者について、生産期間別による第一子生産の夫婦の度數分布を見るに、婚姻後一八月にして第一子を産せる夫婦は、夫婦總數七六五中、三七九即ち四九・五四%であつて、最も多い。次に婚姻後一〇月にして第一子を産せる夫婦の割合は二二・六二%であつて、第二位を占めてゐる。この合計は七二・一六%であるから、不妊の夫婦を除けば、一般俸給生活者に在つては婚姻後一八月に、夫婦の七割以上は生産の經驗を有つてゐる。婚姻より第一子出生に至る平均期間は二五・五九月であると言つたが、七割以上はこれよりも早き期間内で第一子を産してゐる。そして婚姻より三〇月以上を經過して第一子を産してゐる夫婦の割合は甚だ少い。例へば三〇月では一三・五九%、四二月では四・〇五%に激減し、この期間が長くなるに伴れて、其の割合も次第に減少してゐる。

第一子出生より第二子出生までの平均期間内は三四・一〇月と云ふことになつてゐるが、夫婦の三五・〇七%は第一子出生より三〇月にして第二子を産してゐる。また第一子出生後一八月にして第二子を産してゐる夫婦も三一・八八%に達してゐる。それから、第一子生産の場合には、婚姻後一〇月と言ふ夫婦割合は相當に多く、二二・六二%に達してゐるが、第二子生産の場合には、それが僅か一・三〇%に過ぎない。第三子以上生産の場合に於ける生産期間は、大體、第二子生産の場合と類似してゐる。

農村在住俸給生活者について、生産期間別による第一子生産の夫婦の度數分布を見るに、婚姻後一八月にして第一子を産せる夫婦は、夫婦總數三八六中、一七八即ち四六・一一%であつて、最も多い。次に婚姻後一〇月

の一八・三九%が多い。この合計は六四・五%であつて、農村在住俸給生活者に在つても、不妊夫婦を除けば、六割以上の夫婦は、婚姻後一八月にして第一子を産してゐるのである。然るに其の平均期間は二七・五六月となつてゐるのは、婚姻後三〇月にして第一子生産の夫婦割合が一五・〇三%あり、四二月にして第二子生産の夫婦割合が八・八一%あり、更に婚姻後數年又は十數年後に第一子を産する夫婦もあるために、全體の平均期間は二七・五六月と言ふことになつてゐるのである。

第一子出生より第二子出生までの平均期間は三八・三七月と言ふことになつてゐるが、夫婦の四〇・一七%までは第一子出生後三〇月にして第二子を産してゐる。また第一子出生後一八月にして第二子を産してゐる夫婦も二九・六三%に達してゐるのである。また第一子生産の場合には、婚姻後一〇月と言ふ夫婦が相當に多く、全體の一八・三九%に達してゐるが、第二子生産の場合には、これは僅かに二・八五%に過ぎない。尚、第三子以上生産の場合に於ける生産期間は、大體、第二子生産の場合と略ぼ同一である。

生産期間別による夫婦の度數分布は、其の他の職業に於ても、一般俸給生活者及び農村在住俸給生活者の場合と全く同一の傾向を示してゐる。然るに富有階級に在つては、第一子出生より第二子出生に至る生産期間三〇月に於ける夫婦の割合は最も多く三六・〇二%に達してゐる。他の職業に於ては生産期間四二月のところが高いためである。故に富有階級に在つては、第一子及び第二子共に三〇月にして生産する夫婦の割合が最も多いことになつてゐる。尤も第一子生産の場合には、一八月で生産する夫婦の割合は一六・七九%に達してゐるが、第二子生産の場合には、他の職業と同じく、一八月で生産する夫婦の割合は甚だ少く、〇・五四%に過ぎない。

最後に、農業に於ては、他の職業に於けるよりも、觀察數が著しく多く、其の平均値の信頼度は比較的の高いと思はれるので、大體に於ては、既に説明せる場合と略ぼ同一の傾向を示してはゐるが、特に出生序列別に見たる農業者の生産期間別夫婦の度數分布について、若干の説明を加へて置き度い。農業者に於ては、婚姻より第一子出生までの平均期間は二九・四三月であるが、生産期間別による夫婦の度數分布を見るに、一八月の四六・五一%が最も高く、全體の約半數を占めてゐるのである。故に農業者に於ても、不妊夫婦を除外して觀察すれば、夫婦の約半數は、婚姻後一年半で第一子を産んでゐる。之に亞いで三〇月の一七・二二%、一〇月の一六・〇三%が高く、婚姻後一八月で第一子を産する夫婦は實に全體の六割二分強に當つてゐる。次に第一子出生より第二子出生までの平均期間は三七・五〇月であるが、全夫婦の三六・七四%は、第一子出生後、三〇月にして第二子を産んでゐる。また二三・三四%は、第一子出生後、一八月で第二子を産んでゐる。しかし第一子出生後、一〇月で第二子を産する夫婦の割合は著しく少く、僅かに二・三六%に過ぎない。婚姻後、一〇月で第一子を産する夫婦の割合に比較すれば約五分の一である。第三子以上を産する夫婦は、いづれの場合に於ても、常に三〇月のところに最も多く密集してゐて、大體、全夫婦の四〇・〇%以上に達してゐる。これによつて見れば、出生序列別による生産速度は、全體の平均生産期間のみによつて判斷することは危険であつて、生産期間別夫婦の度數分布についても考慮を拂ふ必要がある。

追記 出産力調査の結果表に基いて、事實の概説をなすと共に、更に究明しなければならぬ若干の問題を指摘した。これ等の問題は如何に取扱はるべきであるか、また其の問題を解決すべき原因の

出産力調査結果の概説

探究は如何にしてなさるべきであるかについて、輕卒に私見をさしはさむことを差控へて置いた。いま、これ等の問題については、慎重に調査研究を進めつゝあるから、追つて其の結果が發表せられるであらう。

尙、こゝで概説せる結果表は、結果表の全部ではない。出産力調査票は引續き整理中であるから、更に結果表が追補されるに従つて、再び概説をつづけるであらう。

×

×

×

×